

平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月29日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論・採決
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	決算特別委員会 散 会 後	決算考査	議 員 控 室	
8月30日(土)				
8月31日(日)				
9月1日(月)	(午後1時)			(2日目分 質疑・討論通告締切)
	〃			(議員決算審査資料要求締切)
9月2日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	(午前10時)			
9月3日(水)				
9月4日(木)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月5日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
9月6日(土)				
9月7日(日)				
9月8日(月)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月9日(火)				
9月10日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
9月11日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	総務文教常任委員会	全員協議会室	
9月12日(金)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
9月13日(土)				
9月14日(日)				
9月15日(月)				敬老の日
9月16日(火)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月17日(水)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月18日(木)	午 前 1 0 時	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
	午 後 1 時	JR太宰府駅（仮称）設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	
9月19日(金)				
9月20日(土)				
9月21日(日)				
9月22日(月)	(午後1時)			(最終日分 質疑・討論通告締切)
9月23日(火)				秋分の日
9月24日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終 了 後	議員協議会	全員協議会室	

平成20年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（8月29日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	18

◎ 第2日（9月2日再開）

1. 議事日程	19
2. 出席議員	20
3. 欠席議員	20
4. 出席説明員	20
5. 出席事務局職員	20
再 開	21
散 会	32

◎ 第3日（9月10日再開）

1. 議事日程	33
2. 出席議員	34
3. 欠席議員	34
4. 出席説明員	34
5. 出席事務局職員	35
再 開	36
散 会	95

◎ 第4日（9月11日再開）

1. 議事日程	97
2. 出席議員	98
3. 欠席議員	98
4. 出席説明員	98

5. 出席事務局職員	99
再開	100
散会	164

◎ 第5日（9月24日再開）

1. 議事日程	165
2. 出席議員	166
3. 欠席議員	167
4. 出席説明員	167
5. 出席事務局職員	167
再開	168
閉会	207

◎ 審議結果

1. 審議結果	209
2. 諸般の報告	212
3. 議員の派遣について	213

1 議事日程（初日）

[平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成20年8月29日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 認定第1号 | 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 認定第2号 | 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 認定第3号 | 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 認定第4号 | 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 認定第5号 | 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 認定第6号 | 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第7号 | 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 認定第8号 | 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第62号 | 太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第63号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第2号）について） |
| 日程第14 | 議案第64号 | 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第15 | 議案第65号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第16 | 議案第66号 | 市道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第67号 | 筑慈苑施設組合への加入について |
| 日程第18 | 議案第68号 | 大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合同規約の変更について |
| 日程第19 | 議案第69号 | 太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第70号 | 太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について |
| 日程第21 | 議案第71号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第72号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第73号 | 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第74号 | 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につ |

いて

- 日程第25 議案第75号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第76号 太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第77号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第78号 太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第79号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第81号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第82号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 議案第83号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第84号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第85号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|------|----|
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
|-----|-----|----|-----|------|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

- | | | | |
|-----------------|------|--------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋 |

会計管理者併 上下水道部長	古川泰博	教育部長	松田幸夫
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	木村和美	福祉課長	宮原仁
都市計画課長	神原稔	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄	監査委員事務局長	井上義昭

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成20年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

15番、佐伯 修議員

16番、村山弘行議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの27日間にしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第11、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本年は例年より梅雨が早く明けまして、その後は真夏日が長く続きましたけれども、ようやく朝晩は涼しさを感じる時期になってまいりました。

平成20年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用の中にもかかわりませずご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、9月定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

皆様には喜ばしいご報告をさせていただきます。

8月8日から世界の204の国、地域の選手参加のもと、17日間にわたりまして北京オリンピックが開催されました。皆さんも日本選手のすばらしい活躍を毎日耳にされたことと思います。

このオリンピックにおきまして、本市の太宰府南小学校、太宰府東中学校を卒業された緑台区出身の藤本素子さんが出場されました女子ソフトボールが見事金メダルを獲得をされました。藤本さんもチームの一員として金メダル獲得に貢献をされました。子供のころからの夢をはぐくみ、みずからを鍛え、夢を実現をされましたことは、後輩や私たちに熱い感動と元気を与えてくれました。心よりお祝いを申し上げます。

なお、市表彰条例の規定によりまして特別表彰することに決定をいたしまして、急遽8月27日に藤本さんにおいでいただき、市役所におきまして表彰式をとり行いましたので、ご報告をしておきたいと思います。

次に、マニフェストにお約束いたしておりました項目のうち、「市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁について」でございます。

より質の高い市民サービス、窓口業務を目指しまして、2月23日から6月28日までの毎月第2、第4土曜日の開庁を試行いたしましたけれども、多くの市民から好評をいただいたところでございます。現在、今後の方向につきまして庁内検証委員会を設置し、検討を行っておりますので、決定次第、議会にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

次に、安全・安心なまちづくりについてでございます。

本年6月の東京秋葉原での無差別殺傷事件など、痛ましい事件が後を絶たず、市民の皆様のかけがいのない生命、財産を守ることは極めて重要な課題となっております。

筑紫野警察署管内におきましては、昨年9月から毎月第2、第4金曜日を「一斉街頭活動の日」と定め、多くの関係機関、ボランティア団体などによります登下校時の児童・生徒の見守りや防犯パトロールなどが精力的に実施されているところでございます。

本市におきましても、安全・安心のまちづくりの実現を目指しますために、「太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議」を本年6月27日に発足をさせました。今月3日には中央公民館におきまして「太宰府市安全・安心のまちづくり市民総決起大会」を開催いたしました。大会では、市民、関係団体など約500名の参加をいただき、最後に「安全・安心のまちづくり」を推進するため、市民、事業者、関係団体等が一体となって活動に取り組む決議を行ったところでございます。

次に、筑慈苑施設組合への加入についてでございます。

本市におけます火葬業務につきましては、昭和55年7月より太宰府北寿苑におきまして開始をいたしましたけれども、平成16年に地元と新施設建設に関する協定書を締結し、新施設建設の方向へ向かっておりました。工事期間中の火葬業務を筑紫野・春日・夜須筑慈苑施設組合へ受け入れ依頼をいたしましたけれども、平成17年10月に、工事期間ではなく、今後の火葬業務の受け入れについて同組合加入をお願いしたところであります。本年3月に組合加入につきまして同組合より基本的承諾をいただき、8月19日に調印式を行い、協定書の締結をいたしました。平成21年4月からは、筑紫野市、春日市、大野城市、筑前町と本市で構成します筑慈苑施設組合が運営いたします筑紫野市の筑慈苑で火葬業務を行うことにしたいと思っております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、平成19年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定8件、名誉市民の同意1件、専決処分承認を求めるもの1件、財産の取得1件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、一部事務組合加入1件、一部事務組合の規約の協議1件、条例の廃止・一部改正11件、補正予算6件、合わせて32件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号から第8号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成19年度一般会計決算額は、歳入が202億4,882万1,993円、歳出は190億6,483万7,431円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は2億2,033万1,785円、1.1%の増、歳出は3億2,930万5,608円、1.7%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は11億8,398万4,562円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源9,316万3,478円を差し引いた実質収支は、10億9,082万1,084円の黒字決算とすることができました。

平成19年度も、前年度に引き続き極めて厳しい財政状況でございましたけれども、市税を初

めあらゆる収入の財源の確保に努めますとともに、経費の節減、事業の見直しなど積極的に行いまして、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたものと確信をいたしております。これもひとえに議員の皆様を初め、市民各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも行財政の効率化、財政体質の健全化をより一層進め、本市が抱える諸問題、課題に職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。どうか議員の皆様を初め、市民各位のなご一層のご理解とご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明を申し上げます。

平成19年度は、歳入総額63億7,683万2,444円、歳出総額65億2,120万3,408円で、対前年度比では、歳入8.6%、約5億684万円の増、歳出で10.9%、約6億3,843万円の増となっており、歳入歳出差し引き1億4,437万964円の赤字決算となっております。

本歳入不足につきましては、平成20年度補正予算としまして、平成20年5月30日付で専決処分をさせていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいたところでございます。

保険税収入の伸びは鈍化する中で、被保険者の増加でありますとか、あるいは高齢化等によりまして医療給付費は年々増加をいたしまして、あわせて介護給付費に対する介護納付金は微減をいたしておりますものの、依然として国民健康保険税の中で徴収しております介護保険料に歳入不足を生じていることも赤字の決算となった要因の一つでございます。

歳出の根幹をなす保険給付費は、対前年度比11.3%、約4億2,364万円の大幅増の41億7,016万5,146円となっております。

なお、財源不足に対応するための国民健康保険事業特別会計財政調整基金は、運用利息の2万6,305円の積み立てを行い、基金の残高は14万8,051円となっております。

平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されまして、大幅な医療保険制度の改正が行われ、医療制度がますます複雑化しておりますけれども、本市といたしましては適用の適正化、レセプトの点検の実施によりまして医療費の適正化、保険税の収納率向上対策、さらには本年4月から医療保険者に実施が義務づけられました生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の推進など、国民健康保険財政の安定化に向けまして、一層の運営努力を行ってまいりたいと思っております。

次に、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明を申し上げます。

平成19年度は、歳入総額58億8,631万7,782円、対前年度比では3.9%、約2億1,975万円の増に対し、歳出総額58億8,325万8,123円で、対前年度比では5.6%、約3億1,154万円増加しております。歳入歳出差し引き残額は、305万9,659円となっております。

なお、老人保健制度は、本年4月より後期高齢者医療制度に移行いたしておりますので、老人保健特別会計は2年間で清算をしまいたします。

次に、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成19年度は、歳入総額33億3,332万369円、歳出総額32億4,315万2,838円で、前年度と比較いたしますと、歳入2.8%、歳出2.4%の増となりました。歳入歳出差し引き残額は、9,016万7,531円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費29億3,836万3,263円で、歳出総額の90.6%を占めております。

本市では、高齢化率も19%を超え、介護給付費の増加もしばらくは続くものと見込まれる中で、介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に今後も努めてまいりたいと思っております。

次に、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成19年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が879万6,405円、歳出が864万8,292円となっております。歳入歳出差し引き14万8,113円の繰り越しとなっております。対前年度比では、歳入68.5%、歳出では70.5%と、いずれも減額となっております。

決算額が減額になりましたのは、歳入では平成18年度で全額償還された方がおられたことで、対象者の減によります償還額の減及びそれに伴う県補助金の減額によるものでございます。

また、歳出におきましては、公債費、簡易保険からの借入金でございますけれども、その償還によります減が主な理由でございます。

次に、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

決算額は、歳入歳出それぞれ7,940万1,465円で、内容は高雄公園用地購入費借入金の一部を償還いたしました。財源といたしましては、7,940万1,465円の一般会計からの繰り入れを行っております。

なお、平成19年度で高雄公園用地購入費借入金の償還が完了をいたしました。

次に、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」をご説明申し上げます。

まず、平成19年度末におけます給水人口は5万3,420人で、行政人口に対します普及率は78.3%となっております。

次に、平成19年度の年間総給水量は499万6,446m<sup>3</sup>で、前年度より2.3%、11万1,841m<sup>3</sup>の増となっております。建設改良工事は、配水管布設工事9件、老朽管更新等の配水管布設がえ工事4件、その他水道施設テレメーター更新工事等4件を実施をいたしました。

次に、経理面でございますけれども、収益的収支では、総収益12億3,102万5,286円に對しまして、総費用11億1,964万8,761円で、差し引き1億1,137万6,525円の純利益を生じております。

純利益が生じた主な理由といたしましては、平成18年度に資本的収入から組みかえました営業外収益の加入負担金1億5,688万円と、給水収益の1.4%の伸びによるものでございます。

資本的収支につきましては、歳入総額1億571万7,600円に對しまして、支出総額5億3,384万9,084円で、差し引き4億2,813万1,484円が不足いたしましたけれども、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成19年度の水道事業会計の決算概要でございます。

次に、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」をご説明を申し上げます。

平成19年度は、総額4億9,430万円を投じまして、管渠整備に努めました。工事の概要といたしましては、汚水管渠714.05m、面積にいたしまして15ha、雨水管渠445.02mを整備いたしました。

なお、北谷地区汚水管渠築造工事等にかかります予算3億2,423万円を平成20年度へ繰り越しといたしております。

水洗化人口は、前年度比0.9%の増、6万4,219人となり、行政人口に對します水洗化人口普及率は94.2%、年間有収水量は、前年度比0.8%の増の595万5,906m<sup>3</sup>となっております。

次に、経理面でございますけれども、収益的収支では、総収益15億7,366万7,113円に對しまして、総費用15億4,768万2,131円で、差し引き2,598万4,982円の純利益を生じました。

資本的収支につきましては、収入総額14億7,019万6,000円に對しまして、支出総額19億5,413万8,270円で、差し引き4億8,394万2,270円が不足いたしましたけれども、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が、平成19年度の下水道事業会計の決算概要でございます。よろしく認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第4から日程第11までの平成19年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の小柳道枝議員とすることに決定しました。

ここで決算特別委員会日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 今回の決算特別委員会の委員長に私清水章一、副委員長に小柳道枝議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明をいたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月16日及び9月17日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月18日を予定いたしておりますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により9月1日月曜日午後1時までに事務局に提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は本日の議会関係会議終了後及び9月12日の午前10時からになっています。

以上で説明を終わります。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第62号 太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて

○議長(不老光幸議員) 日程第12、議案第62号「太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第62号「太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて」をご説明を申し上げます。

名誉市民につきましては、太宰府市名誉市民条例に規定されておりますとおり、本市の市民または本市に特に関係が深い方で、本市の発展、公共の福祉の増進、文化の発展向上または市政に貢献し、その功績が顕著で、市民が深く尊敬し、感謝するに値すると認める方に対しまして名誉市民の称号を贈り、その功績を顕彰するものでございます。

伊藤善佐氏につきましては、昭和50年4月から3期12年間にわたりまして市町議会議員を務められ、昭和58年から1期4年間、市議会議長の職にもつかれました。その後、昭和62年4月からは2期8年間、市長を務められました。町議会議員から通算いたしますと実に20年間の長きにわたり本市の発展に力を注がれました。市長退任後も、財団法人古都大宰府保存協会理事長を本年6月まで務められるなど、文化の発展向上にもご尽力をいただいたところでございます。これらの功績によりまして、まさに本市の名誉市民としてふさわしい方と思っております。

略歴等をご参照の上、ご同意いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第13、議案第63号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第2号）について）」及び日程第14、議案第64号「財産の取得（史跡地）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第63号及び議案第64号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第63号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第2号）について）」をご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年5月分の医療費の支払いに737万9,675円の不足が生じたことによる医療費の増額補正及び今後も医療費の月遅れ請求が発生することから、予備費に4,479万5,000円を計上させていただき、歳入歳出それぞれ5,217万5,000円を追加をいたしまして、予算総額を6億1,073万5,000円とする専決処分を平成20年7月10日付でさせていただいたもので

ございます。

財源につきましては、国及び県の過年度分精算金を同額にて充当をいたしております。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第64号「財産の取得（史跡地）について」をご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力によりまして着実に進んでおるところでございます。深く感謝を申し上げたいと思います。

今回、取得を予定をいたしております土地につきましては、特別史跡大宰府跡（蔵司跡）に位置しております、本市における最重要箇所と位置づけております。このたび、相手方との協議が調い、買い上げをいたしたく提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第13及び日程第14は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第63号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第2号）について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第63号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時37分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第64号「財産の取得（史跡地）について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第18まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第15、議案第65号「市道路線の廃止について」から日程第18、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合同規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第65号から議案第68号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第65号「市道路線の廃止について」をご説明申し上げます。

今回、廃止を提案しております久保田線のほか7路線につきましては、通古賀土地区画整理事業により路線が完成しましたことから、従来どおりに供用しておりました路線を廃止するものでございます。

なお、完成後に再認定の路線につきましては、議案第66号で認定を提案しております。それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づき、路線廃止を行うものでございます。

次に、議案第66号「市道路線の認定について」をご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております通古賀区画整理第6-1号線のほか16路線につきましては、土地区画整理事業第106条第2項に基づき管理を引き継いだ路線であり、久保田3号線につきましては、通古賀土地区画整理事業による路線の起点、終点が変更になるため、再認定をする路線でございます。

また、高雄坂口線につきましては、開発により帰属を受けた路線であり、川原5号線につきましては、通古賀地区都市再生事業により整備された路線でございます。それぞれ道路法第8

条第1項の規定に基づき認定を行うものでございます。

次に、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」をご説明を申し上げます。

本件は、現在大野城太宰府環境施設組合で行っております火葬業務について、平成21年4月1日から筑慈苑施設組合に加入し、火葬場の設置、管理、運営に関する事務を筑紫野市、春日市、大野城市、朝倉郡筑前町及び本市で共同処理することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」をご説明申し上げます。

本件は、平成21年4月1日から筑慈苑施設組合に大野城市及び太宰府市が加入し、火葬場の設置及び管理運営に関する事務を筑紫野市、春日市及び朝倉郡筑前町と共同処理することに伴い、大野城太宰府環境施設組合において当該事務を共同処理する必要がなくなったため、当該組合の共同処理する事務を変更するとともに、大野城太宰府環境施設組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第29まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」から日程第29、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第69号から議案第79号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、参照条例の一部改正によります条の繰り下げに伴う条文の整備を行うため、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得るものでございます。

次に、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」をご説明申し上げます。

太宰府市総合計画審議会の設置について、太宰府市附属機関の設置に関する条例の中で定めるため、条例の廃止を行うものでございます。

次に、議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

附属機関について、設置目的を現状に適したものとするとともに、既に目的を達成したものと判断する附属機関につきましては廃止をするため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正の内容といたしましては、国家公務員の例に準じて、組合休暇を新設することに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

この組合休暇は、登録職員団体または労働組合の組合大会、役員会等正規の会合について、職員の権利ではなく任命権者の裁量によって認められるもので、その期間は1年に30日以内の必要最小限の期間となっており、また、当該期間についてはいかなる給与も支給をされません。

これまで職務専念の義務を免除する取り扱いとしておりましたが、無給休暇として、この期間と給与について明確化するものでございます。

次に、議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関するものになりますが、これまで育児休業期間の2分の1を引き続き勤務したものとみなして給料の昇給調整を行っておりましたが、今回の法改正によりまして、国家公務員の例に準じ、当該換算率を「100分の100以下」に改めるものでございます。

そのほか、必要な規定の整備を行っておるところでございます。

次に、議案第74号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

今回の改正の内容につきましては、地方自治法の一部改正により、議員に支給される報酬の名称が「議員報酬」と改められましたので、題名のほか必要な規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第76号「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成11年に社会教育法の一部改正がされまして、公民館運営審議会の必置義務がなくなり、その後におきましても審議事項の発生もなく、その必要性もなくなったことに

に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、本年11月17日付をもちまして施行します吉松区の一部の住居表示に伴い、公共施設の住居表示変更を行うものでございます。

次に、議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

附属機関の見直しにより、既に目的を達成したと判断する太宰府市緑地保護委員会規則については、廃止するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

公園の所在地を住居表示の施行に伴い改正いたしました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30から日程第35まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第30、議案第80号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」から日程第35、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第80号から議案第85号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第80号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ10億5,786万円を追加をし、予算総額を192億8,002万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、水城橋改良工事の大野城市からの負担金、児童手当と文化財関連の国県負担金など、予算を追加させていただいております。

歳出の主なものといたしましては、財政調整資金積立金、支給対象児童増による児童手当、10月から健診回数を5回に増やすための妊産婦健診委託料、出産育児一時金の増によります国

民健康保険特別会計繰出金、史跡水辺公園内屋内プール改修工事、文化財総合的把握モデル事業関係費、個人住民税の公的年金からの特別徴収に要するシステム改修費など、緊急やむを得ない事業について予算を追加させていただきたいと思っております。

また、あわせて契約管理システムの保守委託料と賃借料、第五次総合計画策定業務委託料の債務負担行為の追加3件、起債発行可能額確定に伴う地方債の変更2件について補正をさせていただきます。

次に、議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2,060万5,000円を追加し、予算総額を63億9,352万2,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、出産育児一時金の増額及び平成19年度の退職者医療療養給付費交付金精算返還金が主なもので、歳入につきましては、平成19年度の療養給付費等負担金の増額が主なものでございます。

次に、議案第82号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、4月の人事異動により1名の職員配置による職員給与費の増額によるものでございます。

次に、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,574万4,000円を追加し、予算総額を34億7,271万1,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、平成19年度介護給付費が確定したことに伴います返還金、それから介護給付費支払準備基金への積み立てでございます。

歳入の主な内容といたしましては、平成19年度の繰越金でございます。

次に、議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」をご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして支出を1,495万1,000円増加をし、総額11億8,395万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、旧水城浄水場屋外施設の老朽化に伴います撤去費用及び撤去に伴う固定資産の除却費を計上したものでございます。

次に、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収支におきまして収入を1,520万円増加し、総額29億7,082万円とし、支出を1,600万円増額し、総額35億3,723万5,000円にするものでございます。

補正の内容といたしましては、連歌屋区、四王寺林道の汚水管渠延伸に係る設計及び工事費

用を計上するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月2日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（2日目）

〔平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成20年9月2日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 報告第8号 地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告について
- 日程第2 報告第9号 地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第3 報告第10号 地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第62号 太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第65号 市道路線の廃止について
- 日程第6 議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第7 議案第67号 筑慈苑施設組合への加入について
- 日程第8 議案第68号 大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について
- 日程第9 議案第69号 太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第75号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第76号 太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第77号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第78号 太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第79号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第81号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第82号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

て

- 日程第23 議案第83号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第24 議案第84号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第25 議案第85号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第26 請願第4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願
日程第27 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書
日程第28 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 7番 | 橋本健 | 議員 |
| 8番 | 中林宗樹 | 議員 | 9番 | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝 | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |
| 12番 | 大田勝義 | 議員 | 13番 | 清水章一 | 議員 |
| 14番 | 安部陽 | 議員 | 15番 | 佐伯修 | 議員 |
| 16番 | 村山弘行 | 議員 | 17番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 福廣和美 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 6番 力丸義行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

- | | | | |
|------------------|------|----------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長 | 木村和美 | 福祉課長 | 宮原仁 |
| 都市計画課長 | 神原稔 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 教務課長 | 井上和雄 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

- | | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、報告第8号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第3、報告第10号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第3回太宰府市議会定例会2日目を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、地方公共団体の健全化に関する法律に基づく報告3件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第8号から報告第10号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第8号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告について」をご説明申し上げます。

平成19年6月に地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法が成立をいたしました。

この健全化法は、財政状況を判断する基準となる健全化判断比率の公表と、その比率に応じた健全化計画などの策定を義務づけ、従来の赤字再建団体に相当する財政再生団体への転落を未然に防ぐため、その前段に早期健全化団体の基準を設け、早期に是正措置を行うことを目的といたしております。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つから成りまして、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなけれ

ばならず、また、将来負担比率を除く3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることとなります。

本市の平成19年度健全化判断比率でございますが、一般会計等の実質収支が黒字であるために、実質赤字比率の表示はございません。公営企業会計も含めた実質収支の合計でも黒字でございますので、連結実質赤字比率の表示もございません。また、実質公債費比率が12.8%、将来負担比率が11.8%となり、太宰府市の財政状況はすべて早期健全化基準及び財政再生基準以下であるために、健全化法に基づきます財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要でございます。

以上、簡単でございますけれども、太宰府市健全化判断比率を報告いたします。

次に、報告第9号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、その中で公営企業の経営に関し、前年度の決算提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して資金不足比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないことになりました。

このことを受けましてご報告いたすものでございますが、水道事業におきましては、現金預金等の流動資産の額が、未払金等の流動負債の額を大きく上回り、資金の不足額はなく、資金不足比率は生じておりません。

次に、報告第10号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

先ほど水道事業資金不足比率についてご報告申し上げましたけれども、下水道事業におきましても同様に、現金預金等の流動資産の額が、未払金等の流動負債の額を大きく上回り、資金の不足額はなく、資金不足比率は生じておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第62号 太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることにつ

いて

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第62号「太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第62号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第65号「市道路線の廃止について」及び日程第6、議案第66号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第65号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第66号について、通告があつていますので、これを許可します。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この市道認定でございますけれども、この19ページ、20ページにわたるわけですが、この通古賀の区画整理事業内で歩道3m、これが4路線あるわけですね。それで、現在その住みよいまちづくり、あるいは家屋等を建設する場合は4mなければ建設ができません。したがって、こういう区画整理事業まで行って3mの道路ができるということ、

歩道だからと言われますけれども、この土地に万が一家を建てたりする場合は、お互いに50cmずつセットバックすると。そしたら、かぎ型の道路になってしまうと。そういうことがわかっておいて、なぜこういう4路線について3mの認定をされるのか、ちょっと。これは、行政として指導しなくてはならない立場だろうと思うんですが、その点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今お尋ねがあっておりました道路につきましては、区画整理区域内の車が通行する道路とは別にいたしまして、幅員3mの歩行者専用道路として4路線上がっているものでございます。この歩行者専用道路は、歩行者の利便性を図るため、区画整理区域内の街区と街区、または街区と御笠川沿いにあります散策路を連結するなど、純然たる歩行者専用の道路となっております。

市内では、ご指摘のように4m未満の道路については、建築時にセットバックをお願いし、4mの道路幅員を確保するようにいたしておりますが、この区画整理事業で配置した道路は、緊急時及び通常の通過交通にも配慮した車が通行できる道路と、先ほど申しました歩行者専用の道路と御笠川の河川堤防を利用した散策路など、目的に応じた道路を区画整理組合、市関係課と協議し、計画的に配置したものでございます。

また、この路線とは別に、御笠川沿いにやはり散策路としての歩道がございます。この分につきましては、既に平成19年度に歩行者専用道路としてやはり同じように認定をしている分がございます。これは、もう既に平成19年度で認定を終わつとる分でございます。

以上とおりになっております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私が言いたいのはですね、せっかく区画整理事業で土地の有効利用を考えておるのに、こういうような細い道路ができるということが、やはり町並みを悪くしたりするということがございますので、今後こういうことがないように指導をしっかりとやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第65号及び議案第66号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7と日程第8を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」及び日程第8、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号及び議案第68号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第9、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」及び日程第10、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号及び議案第70号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第11、議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第71号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第72号から議案第77号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第19、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第78号及び議案第79号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、議案第80号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第80号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21から日程第23まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第23、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号から議案第83号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24と日程第25を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第24、議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第25、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第84号及び議案第85号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 請願第4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第26、請願第4号「郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

10番小柳道枝議員。

[10番 小柳道枝議員 登壇]

○10番（小柳道枝議員） 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願の説明をさせていただきます。

請願者は、古賀秀策氏外6名でございます。紹介議員は、私小柳道枝、佐伯修議員、大田勝義議員、3名でございます。

趣旨説明は案文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願。

昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険、いわゆる郵政三事業は、特殊会社である日本郵政株式会社のもとに4つの会社に分割化されました。

民営化スタート後の状況を見ると、3事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民生活の面でも利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられています。このことは、国民共有の財産である郵便局ネットワークの存続に赤信号がともっていると言っても過言ではありません。

特に、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、郵便事業に課せられた全国一律のサービスが法律に明記されておらず、太宰府市民の身近な金融機関としての郵便局において、将来にわたって安心できる金融サービスを受けることが危ぶまれ、市民生活に与える影響ははかり知れません。

郵政民営化法案は、平成18年4月に施行され、民営化委員会が3年ごとに経営形態のあり方を含めた総合的な見直しが行われることとなっており、来年の平成21年3月が第1回の見直しの時期となります。

この民営化法の見直しについては、貯金、保険の金融サービスにおいて、郵便サービス同様、ユニバーサルサービスを行うことを義務づけ、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、市民の利便性に支障が生じないように、法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講じることが望ましいと考えます。

理由。理由といたしまして、1つ、郵政民営化法では、万が一にも国民の利便性に支障が生じないよう万全を期することと定められていますが、現状においても既にさまざまな問題点が発生しています。集配郵便局の無集配郵便局化、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便時間外の窓口業務の廃止、ポスト取り集めの一部廃止、送金決済サービスなどの大幅な料金値上げ、公共施設などに設置されているATMの撤去。

2、郵政民営化法において、貯金、保険のユニバーサルサービスが担保されていない現状では、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が株式上場され完全民営化されれば、早晚、利益の最大化を図るため、不採算地域から撤退することは容易に考えられます。そうなれば、金融排除地域が地方のあちらこちらで誕生し、市民生活に大きな負担が強えられることが懸念されます。

3、郵政民営化法において、ユニバーサルサービスの義務づけにより郵便局は全国津々浦々に設置されていますが、その収益の大部分はゆうちょ銀行、かんぽ生命からの業務委託手数料です。法律でユニバーサルサービスの義務づけがない完全民営化後の金融2社からの代理店契約が解消されれば、郵便局は存続できなくなり、市民生活に重大な影響を与えると考えられます。

以上、将来にわたる市民生活の安定のために、郵政民営化法において貯金、保険の金融サービスにおけるユニバーサルサービスの義務づけなどの見直しを行うことが最善であると考えます。

よって、本件について、議会において採択していただきまして、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣に対し、要請していただきますようお願いするものでございます。どうぞ審議いただきまして採択していただきますようご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、紹介議員にお聞きしますが、今説明がありましたですね、2項目に、郵政民営化において、貯金、保険のユニバーサルサービスが担保されていない状況ではと、いうのがあるんですね。そして、株式上場という問題があるんですが、それでその下の3には逆に、郵政民営化においてユニバーサルサービスの義務づけにより郵便局は全国津々浦々に設置されておりますが、こうあります。そして、この上記の内容でユニバーサルサービスの義務づけ等の見直しを行うことが最善であると考えておりますが、この辺でどんな状況で、先日も西日本新聞に全国で簡易郵便局が再開されているとかという話がありまして、幾つも郵便局が分かっているんですが、まずこの辺がよく内容がわかりません。これは、太宰府市にあります7つの簡易郵便局の局長さんから出されているようですが、私どもこういう内容について紹介議員のほうも説明を受けていると思いますが、説明をいただきたい。どうしてもわからない場合は、紹介議員を議会で呼んでですね、説明を受けないと、どういう問題なのか。私ども、郵

政民営化には一貫して反対をしてきました。そして、強行されて株式会社になりまして、郵便局に行くと窓口が3つに分かれている、こういう状況もありまして、今度はまたこういう状況で、郵政民営化とは違った内容で担保が欲しいという請願が各局長さんから上がってきておりますので、その辺もう少しちょっと説明いただいて、できない場合は請願代表者を呼んで、委員会でも説明を受けなければ、ちょっともう少しですね、意見書への内容も含めてですけど、ちょっと私どもわからないところがありますので、その辺の紹介議員としての意見を求めます。

○10番（小柳道枝議員） ただいま武藤議員のほうからご質問がございました。この郵政民営化におきましては、津々浦々の市民生活の安定を図るべく、今の郵便局請願者であります方々のほうから太宰府において国民のサービスが平等に受けられるようにということを伺っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、この内容が、紹介議員の方が、早う言えば委員会で私どももずっと質問しますが、紹介議員が対応するのか、それともその請願者に説明を求めるのか。意見として、このこういう重要な問題、国会であれだけ論議になって国会議員が除名されたり、復党したりですね、分裂した経過もありまして、いろんな問題があったんですが、あの当時の内容とまた大きく変わっております。一方では民営化を賛成しながら、保障してくださいというこの内容なんです。だから、そういう内容ですが、請願者を呼んで説明を受ける気はあるのかと私が聞いとんです。

だから、ここで、あなたが本会議でできれば請願者代表を呼んで意見を聞きたいという要望があれば、それに対応できるかどうかをお聞きしているわけですよ。

○10番（小柳道枝議員） その点につきましては、請願者とともに話し合いをさせていただきたいと思います。付託された委員会があると思いますので、その中でまた検討の余地があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○19番（武藤哲志議員） 再質問は2回までですから、これで結構です。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第27、意見書第4号「太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書について説明をさせていただきます。

提案理由としましては、地球温暖化防止の取り組みとして太陽光発電システムのさらなる普及促進のための施策の充実を求めるためであります。

お手元に意見書の文があると思いますので、朗読をすることによって説明にかえさせていただきますと思います。

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書。

本年の7月に開催されました洞爺湖サミットにおきまして、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論をされました。議長国である我が国におきましても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%から80%削減するという積極的な目標を掲げたところであります。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す原因として、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が上げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められております。

その新エネルギーの中でも、特に太陽光発電においては、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集めております。その導入量は、2006年度末で170万9,000kWであり、ドイツ、米国などととも世界をリードしてきた経緯があります。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール（パネル）の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果などにより低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となりました。

こうした事態の打開に向けて、福田総理は、経済財政改革の基本方針2008や地球温暖化対策の方針「福田ビジョン」において、太陽光発電においては世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とすると目標を示したところであります。

環境立国を掲げる我が国が太陽光発電世界一の座を奪還するためには、エネルギー導入量増加に向け、総理のリーダーシップのもと政府、各省が連携を緊密にとりつつ、具体的には住宅分野、大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野、さらなるコスト削減に向けた技術開発分野、普及促進のための情報発信・啓発分野の各分野に対して支援策を打ち出す必要があると考えております。

よって、太宰府市議会として、政府に対しまして太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望するものであります。

1つ、国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予算の拡充。

2番目に、分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進。

3、国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度整備。

4番目に、導入コスト低減にかかわる技術開発促進策の推進。

5番目に、太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

あて先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣でございます。よろしくご審議をいただきまして、ご採択いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第28 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第28、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」。

提出者は、私村山弘行と、賛成者が力丸義行議員であります。

意見書案を朗読し、ご提案にかえさせていただきたいと思いますが、本件につきましては、昨年も同趣旨のものを皆さん方のご協力で全会一致をいただいておりますし、かつて地方六団体の中でも同趣旨の決起集会などを開催を福岡でいたしまして、地方六団体意思統一を図ってきた内容でもございますので、ただいまから意見書を朗読し、提案にかえさせていただきたいと思っております。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になってきます。

一方、2008年度に創設された地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した地方再生対

策費は、格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置です。さらに、過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により、自治体財政硬直化を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体財政健全化法のもとで地域、自治体に財政責任を押しつけ、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

このため2009年度予算は、深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、地方財政圧縮を進める政策の転換を図り、地方税の充実強化、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要です。さらに、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実強化を目指し、政府に対し、次のとおり求めます。

記。

1つ、医療、福祉、環境、ライフラインなど地方の公共サービス水準の確保と地方分権推進に向けて、国、地方の税収配分5対5を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財政の充実強化を図ること。

2つ、自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化により是正を図ること。

3つ、地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

送付先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣。

以上でございます。よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月10日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程（3日目）

[平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成20年9月10日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 大田勝義<br>(12)    | <ol style="list-style-type: none"> <li>「ふるさと納税」について<br/>本市の「ふるさと納税」に対する現在までの取り組み状況。</li> <li>高架橋（トンネル）下の安全対策について<br/>交通渋滞の緩和策として高架橋が設けられているが、歩行者に対する防犯上の安全はどう考えているのか。</li> </ol>                                                                                             |
| 2  | 中林宗樹<br>(8)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>高尾川の改修と高尾川流域の雨水対策について<br/>高尾川は集中豪雨時に氾濫し、一部冠水するところがある。高尾川の改修と流域の雨水排水について</li> <li>4m未満道路のセットバック及び隅切りと所有権保全について<br/>4m未満の道路のセットバック及び隅切り時のその用地の取り扱いと境界確認、所有者の保全について</li> </ol>                                                           |
| 3  | 村山弘行<br>(16)    | <ol style="list-style-type: none"> <li>地域の健康増進について<br/>地域（各行政区・校区）ごとに健康増進のための取り組みが始まりつつあるが、これらへの市の協力体制について</li> <li>指定管理者制度について <ol style="list-style-type: none"> <li>導入の主旨</li> <li>本市の指定管理者制度導入後の実態について</li> </ol> </li> </ol>                                            |
| 4  | 武藤哲志<br>(19)    | <ol style="list-style-type: none"> <li>最低賃金制度を上回る対応について<br/>不況及び物価高により雇用不安の中に臨時、嘱託、委託職員の賃金形態は低く抑えられており、見直しや引き上げを要求する。</li> <li>平成21年度の予算編成方針について<br/>平成19年度決算及び平成20年度の予算が執行中であるが、市長就任中間点として、市民中心の行政施策が求められる。ハードとソフトの両面について、どのような政策や財政構造を検討されているのか考えを明らかにしていただきたい。</li> </ol> |
| 5  | 藤井雅之<br>(2)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>子供たちを取り巻くインターネット環境について <ol style="list-style-type: none"> <li>「学校裏サイト」への対応策について</li> <li>市と保護者間の双方向の連携・対応策について</li> </ol> </li> </ol>                                                                                                 |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |             | (3) 「いきいき情報センター」のインターネットコーナーでの有害サイトへの対策について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6 | 安部陽<br>(14) | <p>1. 観光立国推進基本法と本市の観光政策について</p> <p>(1) 観光客誘導のため、まちづくり交付金を活用して政庁跡に南門の復元ができないか。</p> <p>(2) 地域再生策の一環として、歴史まちづくり法が施行されるが、本市は名乗りを上げるのか。</p> <p>(3) 内山周辺にホテル建設と計画道路の推進について</p> <p>(4) 看護学校跡地に青少年育成のためと市民が利用できる二面性をもったホテル兼体育館建設ができないか。</p> <p>(5) 観光立国推進基本法を有効に利用するため、機構、組織から外れて企画や放談ができる職員によるプロジェクトチームができないか。</p> <p>(6) 観光立国推進基本計画に基づき、地域活性化のため大いに利用すべきと思われるが、全体的な見解について</p> <p>2. イノシシ対策について</p> <p>予防対策と補助金交付ができないか。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員  |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員  |
| 5番 後藤邦晴 議員  | 7番 橋本健 議員   |
| 8番 中林宗樹 議員  | 9番 門田直樹 議員  |
| 10番 小柳道枝 議員 | 11番 安部啓治 議員 |
| 12番 大田勝義 議員 | 13番 清水章一 議員 |
| 14番 安部陽 議員  | 15番 佐伯修 議員  |
| 16番 村山弘行 議員 | 17番 田川武茂 議員 |
| 18番 福廣和美 議員 | 19番 武藤哲志 議員 |
| 20番 不老光幸 議員 |             |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

6番 力丸義行 議員

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 市長 井上保廣           | 副市長 平島鉄信   |
| 教育長 關敏治           | 総務部長 石橋正直  |
| 協働のまち推進担当部長 三笠哲生  | 市民生活部長 関岡勉 |
| 健康福祉部長 松永栄人       | 建設経済部長 木村洋 |
| 会計管理者併上下水道部長 古川泰博 | 教育部長 松田幸夫  |

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長   | 今泉憲治 |
| 市民課長    | 木村和美 | 税務課長     | 新納照文 |
| 福祉課長    | 宮原仁  | 保健センター所長 | 和田敏信 |
| 都市計画課長  | 神原稔  | 建設課長     | 大内田博 |
| 観光・産業課長 | 山田純裕 | 上下水道課長   | 宮原勝美 |
| 施設課長    | 大江田洋 | 教務課長     | 井上和雄 |
| 学校教育課長  | 松島健二 | 生涯学習課長   | 古川芳文 |
| 文化財課長   | 齋藤廣之 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、先の議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日10日6人、明日11日6人の割り振りで行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） 皆さんおはようございます。

一般質問のトップバッターを切らせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しております2点についてお伺いをいたします。

1点目は、ふるさと納税の状況について質問をいたします。

ふるさと納税制度は、皆様もご存じのように、大都市圏と地方の納税格差を是正することを目的として創設された制度でございまして、個人住民税の一部をふるさとの自治体などに納めることで格差の是正を図ろうというものでございます。

制度の導入に当たっては、さまざまな議論がなされたようですが、最終的には、税ではなく寄附金という形で納付を行い、寄附金のうち5,000円を超える部分が税額控除されるという仕組みになっております。

また、当初の構想では、居住歴のある自治体に限ってふるさと納税の対象とする方向で検討されておりましたが、居住歴の確認などの事務の煩雑化を避けるために、全国どこの地方自治体に寄附してもふるさと納税の対象となるようになったところでございます。

この制度の導入を受け、既に多くの自治体では、ホームページなどを活用したPR活動が行われており、さながら寄附獲得合戦の様相を呈しております。寄附が全国区になったことで、全国的に知名度の高い自治体が有利になると思われませんが、幾ら知名度が高くても、PRもせずに悠長に構えていては寄附の獲得はできないと思います。

このふるさと納税制度は、自治体の魅力度やPR力を試す自治体の通信簿とも言われており

ます。本市のふるさと納税に対する現在までの取り組みの状況についてお尋ねをいたします。

また、ほかの自治体で先進的な取り組みをなされているなど、調査されているところがあればあわせてお尋ねをいたします。

2点目は、市内にあるトンネル内の安全についてお伺いをいたします。

車社会となり、交通渋滞の緩和策として、信号機にかからないよう高架橋が本市でも設けられておりますが、ここが死角となっており、歩行者の犯罪に対する安全性が守られているのか心配しております。

一例を挙げますと、県道長浜・太宰府線のJRと交差する道路は、車道、歩道と分けてありますが、このトンネルを見ますと、落書き、ごみ、雑草、また照明は暗く、非常に危険な場所になっているのではないかと思います。大佐野方面へ歩いて帰宅される方は、暗く汚いトンネルであっても、その道を通らなければ帰宅できません。いつだったか、車道を歩いて帰宅してある女性の方を見かけました。この女性もひよっとするとトンネル内の歩道を通りたくないために車道に入られたのかもしれない。

数年前、川崎市で、深夜帰宅途中の女性がトンネル内で殺される事件がございました。この事件の犯人はまだ捕まっておりません。筑紫地区管内は、全国的に見ても犯罪の多い地域であり、このような事件がいつ発生してもおかしくない状況ではないかと思っております。幸い太宰府市ではこのような事件はまだ発生しておりませんが、発生する前に発生させない対策が必要と思われませんが、治安の安全対策に対してどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ふるさと納税についてご回答いたします。

本年5月に創設されましたふるさと納税制度に基づき、本市においては、ふるさと太宰府応援寄附として寄附金の募集を行っております。

ふるさと納税とは、地方公共団体に寄附をした場合、その一部が個人住民税や所得税から控除される制度で、結果といたしまして、その控除された部分をふるさとに納税したのと同じ効果が生じるというものであります。

使途につきましては、一つに太宰府市まるごと博物館推進に関する事業、2つにその他寄附者が使ってほしい事業、3つに市長に委任するという3つから選択していただくようにいたしております。

また、寄附に対しまして特産品等を贈る自治体間のプレゼント合戦という様相を施しておりますが、総務省におきましては、寄附を物でつるようなことは好ましくないとの判断や、寄附を集めるために税金を使うということが果たして妥当なのかという判断から、本市といたしましては品物での返礼は行わない方針であります。財源確保を第一義の目的とするのではなく、太宰府出身者にふるさとに関心を持ってもらい、太宰府市の取り組みの応援団になっていただ

くという側面もあわせてPRを行っているところでございます。

8月19日からホームページに掲載いたしておりますが、市広報には10月1日号に寄附金募集の記事に掲載いたします。

なお、現在までの寄附の実績につきましては、1件、3万8,000円となっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 先ほどですね、PR活動については、本市の場合はそういうことでホームページに載せてあるということと、それと10月に市の広報に載せるということと言われましたね。それでですね、ホームページというのは、見られる方、見られない方、たくさんいらっしゃるかどうかと思いますが、寄附される方というのは幾らかでも余裕がある方ではなかろうかという気がしておるわけですね。だから、若い人というよりも年配の方が多いんじゃないかなと気がしております。

そこで、ホームページ以外にですね、何か、市の広報以外に何か載せられるようなことはないかどうかお尋ねしたいんですが、ほかに。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在のところ、考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私が考えますにね、太宰府市には700万人の観光客の方がお見えになっているわけですね。で、この方々に、チラシをつくってですね、PRする方法もあるのではないかという気がしているわけです。それで、毎年700万人の方お見えになって、この方がどのぐらいされるか私はわかりませんが、このチラシを使うということについて、執行部としてはどのようなお考えかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） PRの一つの手法として参考にさせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） はい、わかりました。

ちょっと話は変わりますが、私がですね、太宰府市以外のところに、平均的なサラリーマンと考えた場合にですね、先ほどの1件3万8,000円寄附されたという方がいらっしゃいましたよね。私が3万円を寄附したというふうな、太宰府市以外ですよ、にしたと、した場合には、その税控除というのはどのようになるか教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 大田議員が3万円を例えば筑紫野市に寄附をされた場合、太宰府市に翌年度申告をしていただく、それから税務署のほうにももちろん申告をしていただくこととなります。それで、5,000円が下限額になってますので、5,000円は還付になりません。それで、還付の対象になる額は2万5,000円、これの還付申請を太宰府市と税務署のほうにさせていただけれ

ば2万5,000円は戻ってくると。それ以上の納税額がもちろんなければいけませんけども、その範囲の中で2万5,000円については還付がされるということになります。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） そうしますと、寄附は3万円したということになりますけれども、実質また2万5,000円返ってくるという形になれば、正確に言うとも5,000円を寄附したという形になるわけでしょうか。そういうことになるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、ふるさと納税の税の取り扱いの話でございますので、これ、なかなか、このシステムいろいろありましてですね、仮の話ですね、仮に大田議員が年収700万円としまして、そして妻と子供2人の場合、そして3万円を寄附したら、ふるさと納税の税還付はどうなるのかといったときですね。それで、先ほども総務部長が言いましたように、第一義的にはですね、納税額があるというのが前提でございます。納税額のない、例えば非課税のある方というのは必然的に還付はないという話になります。

で、この所得割のですね、金額で、この制限がございます。で、ごく一般的な、今申し上げましたような条件の一般的な例として回答しますとですね、寄附金の適用の下限の額がですね、5,000円になっております。それで、還付の限度額が2万5,000円という形になります。で、還付の仕組みはですね、いわゆる所得税、これと住民税の2つから成っております。で、所得税につきましてはですね、今申し上げました2万5,000円、限度額2万5,000円から税率が10%という形になりますと、2,500円これが所得税から還付がされるという形でございます。

一方、住民税はですね、個人住民税の基本控除額というのがありまして、2万5,000円の10%ということで2,500円になります。この2,500円をちょっと、仮にAならAとして置きとしまして、そして個人住民税の特例控除額というのがございます。これがですね、先ほどの基本控除額の10%を引いたものと、それから所得税の10%を引いたもの、すなわち80%、2万5,000円の80%は2万円になるわけでございます。それがBといたしますと、先ほどのA2,500円とB2万円を加えた2万2,500円が太宰府なら太宰府の住民税から還付がされるという形になるわけでございます。そうしますと、先ほど所得税が2,500円、住民税が2万2,500円、トータル2万5,000円の税の還付がこの方は受けられるということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 丁寧に説明いただきまして、ありがとうございました。

それではですね、このことについては終わりますが、市民の方で寄附をしたいというふうな気持ちがあるような形で生まれてくるかということをおなりに想像した場合にですね、やはりホームページとかそういったふうなことで知らせるのも確かに大事かもわかりませんが、やっぱり根本にあるのはですね、やはり観光、例えば自分がよその町に行ったときに、その町でいろいろ、その町の魅力とかいろんなものをですね、感動したとかですね、そういった

ふうなことによって、この町に何かしてあげたいなという気持ちが必然的にわいてくるんだろうかと私は思うんですね。だから、そういうふうなことを思わせるような方策というのは、もちろんこの太宰府市は、全国的に名前は売れているかも知れませんが、この売れているということだけではなかなかこれもまた難しいかなという気がしますので、その辺のおもてなしの心といいたいでしょうか、そういった方々に、観光客に対してだけにするんならばですよ、そういうふうなことで、ぜひともふるさと納税やっていただきたいという気持ちをわかせるというふうなことをですね、方策、対策としてどのように考えてあるのかということですね、最後に市長にちょっとお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ふるさと納税、あらゆる方々がこれに応募してくれればいいんですけども、そのために太宰府市としてどうしているかというふうなことについては、まちづくりそのものであるというふうに思っております。まちぐるみ歴史公園、来訪者の方も、市民の方も、やはり太宰府市を愛するというふうな気持ちの中で、やはりそのことを起点として私どもがそういったまちづくりを整備していくこと、そして回遊していただくこと、そして太宰府市に來られて、心地よく太宰府市内を探訪できたり回遊できるような、そういったまちづくり、それがまちぐるみ歴史公園、まるごと博物館構想ととらえておりますので、その辺のところを推進していけばその延長上にあると、心ある人は響いてくれるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） ありがとうございます。先ほど市長が言われた、まちづくりそのものだということを言われましたので、市民なり観光客に感動を与えるというのは確かにそういうことだろうと思っております。

それでは、この件については終わらせていただきます。

次に入らせてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 2点目の高架橋、トンネル下の安全対策についてご回答いたします。

ご質問にあります都市計画道路、県道でございますが、長浜・太宰府線とJRとが交差いたします道路、いわゆるアンダーというふうに申しておりますが、これにつきましては、歩道が上下線につけてあります。この歩道につきましては、距離が長くて、橋脚の部分が死角となっているところがございます。歩道の街路灯の明るさであります照度につきましては、現在のどの程度の照度があるかにつきまして調査中でございますが、防犯の観点から、照明等の改修が必要なところがあれば、道路管理者でございます那珂土木事務所、県でございますが、と協議いたしまして、照度の改善ができるものにつきましてはお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、市内におきまして、同じようにアンダーとなっております部分、例えば高速道路や国道、県道などの高架橋の立体交差の下には、トンネルの延長が長い部分、車や人の通行が少なく防犯灯の照明が暗いなど、安全面から見て危険ではないかと思われる場所があるかもしれませんので、この部分につきましては点検をしながら、安全・安心まちづくりの一翼であります防犯対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） ありがとうございます。先ほどですね、あの長浜・太宰府線につきましては、県道ということで、市が直接携わってないということですが、どうなんでしょうかね、これにつきまして、例えば落書きとかごみとかですよ、雑草なんかも毎年生えてきますよね。で、これは毎年やっていかないと、やはりその安全面といいましょうか、あそこが汚くなればですね、やはりあの辺によからぬ人がたむろしたりとかということも考えられますので、これ毎年のことなんですけど、これは場合によっては市のほうに委託を受けて何か管理するような方法はできないのかどうかお尋ねしたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この部分につきましては、現在県のほうから委託を受けてということとはございませんけども、この部分につきましては、今お話がありますように、実際市民の方が日常的に通行してあります。この部分につきまして、県の管轄だからということでそのまま放置するということにつきましてはやはり問題があるかと思っております。この部分については、県とも定期的に清掃、それから落書きを消す、それから照明につきましてもですね、定期的な点検、管理をしていただくように県とも協議をしていきたい、重ねて協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） しつこいようですけどね、その定期的というのは大体どのぐらいでやられるんですかね、3カ月に1回なのか、半年に1回なのか、1年に1回なのか。どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 時期がどの程度なのかということですが、この部分につきましては、今お話ししましたように、県と確認をしながらということですので、私どものほうで3カ月、半年というふうなことでここでお約束するといいたいでしょうか、こういうふうにしていきたいということは非常にお答えするのも難しかりうと思っておりますが、県のほうにはできるだけ数多くしていただきたいということで申し上げていきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 今ですね、ちょうど草がたくさん生えててですね、あその、何てい

いでしょうか、コンクリートの間からですね、もうカヤミたいのがたくさん出ているんですね。私なんかは、あそこは余り歩いて通ることはないんですけども、たまたまいろんな車に乗らないような事情が発生したときには歩いていくんですよね。で、遅い時間に帰ってきますとですね、やはり、昼間はそう気にはならなかったんですけども、夜は非常に暗くて、これは危ないなということを特に思ったんですね。自転車が後ろからですね、追い越していくとか、それとやっぱり、先ほど話がありましたように、柱型がありましてですね、柱型には人間がすぽっと隠れるぐらいのスペースがあるんですよ。実際フェンスというのが手前にあればいいんですけども、ちょっと奥にあるものですからね、だからそういったことで、ちょうど体ははまるぐらいのところがあるんですね。だから、そういったところに隠れて何かをされるとですね、非常に、守るような状態にならないものですからね、だからあえてそこを私は、特にここは危ないなど。

そして、あそこは、ご存じのように、JRは平面で行ってますけども、歩道は、実質地下になってますよね。地下に潜るということは、周りからの、周辺の方々から全然気がつかれないんですね。だから、特にあそこについて言っているわけですけども。そして、あそこも自転車とか歩行者が非常に多いものですからね、深夜帰宅される方もたくさんいらっしゃいますから、私も、あそこを通ったときにここは危ないなど。場合によっては、あそこにだれか警備でも置いてもいいぐらいの状態じゃなからうかというふうな気もしております。

それからですね、この事件を未然に防ぐための私なりの考え方なんですけども、やはりあそこを見ましてですね、やっぱり隠れ場所、要するに隠れやすい場所をつくらない、それからやはり照明を明るくしてですね、周りから見やすくするとかですね、それとかもう一つは監視カメラですね、監視カメラなどをつけてですね、いつも人の目があるような状態にしておく。それから、もしそういうふうな事件が発生した場合に、緊急用の例えばブザーみたいなものをですね、どこかに取りつけといて、そして赤色灯っていいでしょうか、そういったもので周りに知らせると。そのようなことが必要では私はなからうかと思っているわけです。

それで、先ほどの話の中で、どうしても那珂土木事務所、要するに県のほうでのお伺いというのが、いつもそういうことで言われてあります。もちろん県だからしょうがないかもわかりませんが、極力市として、できるところはやっぱり県のほうに積極的に言っていただいております。

県と、そういうことで協議をこれからも強くしていただいて、そして早急をお願いしたいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問をいたします。

初めに、高尾川の改修と高尾川流域の雨水排水についてお尋ねいたします。

最近の雨の降り方は異常に思えるのを感じます。8月28日、29日の中部・関東地方における豪雨、特に愛知県岡崎市においては時間雨量146mmということで、本市においても平成15年7月19日に100mmを越す雨量を経験いたしました。146mmとは想像を絶するものがあります。大きな被害も出ています。この豪雨による被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

この豪雨は気圧配置によるものとテレビ等では解説されていますが、地球温暖化の影響があるものと思います。また、別の報道によりますと、短時間の大雨で時間雨量80mmを超えるもので、全国で最近の1998年から2007年までの10年間で年平均18.5回を記録している。その前の10年間は平均11回であったと。これと比べると1.6倍に増えているということです。

今後大雨の降る回数は大幅に増加していくものと思います。このような大雨が都市部において降れば、東京都での工事中の大雨による事故、また兵庫県都賀川での幼稚園児の事故など、一たび大雨が降れば、短時間で下流へと流れ、このように災害が起こることもあります。

このような状況を見ながら高尾川を見ますと、高尾川はまさにこの都市型の川であります。高尾川の周辺を見ますと、田んぼや畑が見えます。そんなふうに都会風には見えませんが、高尾川の集水地域を見ますと、高尾山の南西斜面、青山一丁目の南向き地域、青山三丁目、四丁目、梅香苑、高雄台、梅ヶ丘地域と、ほとんどが住宅地で丘陵地であります。道路はアスファルトで舗装しており、特に高尾山の南西斜面、青山一丁目の南向きの地域、青山三丁目、四丁目に降った雨は、谷筋を通過して短時間のうちに高尾川へと流れ込みます。それも、柳ヶ浦2号橋のところへ集中していきます。2号橋は、橋の幅も狭く、またせっかく広くした川幅を狭くしています。このように、上から来た大量の雨水を排水することはできません。このため、集まってきた水は、当然のごとく川を越して道路へと流れ出します。この流量と勢いは半端なものではございません。この付近には、幼稚園、小・中高等学校が集中しています。通学路にもなっています。また、もう少し下流の吉ヶ浦橋付近では、田んぼが冠水します。また、ほかのところでも常襲の被災地があります。

このように、高尾川は暴れ川であります。ご承知のとおり、高尾川は川幅も狭く、下流の筑紫野市側は、曲がりくねり、ところどころ90度で曲がっているところもあります。このような状況になる高尾川で水による被害が出ないことはありません。過去においてたびたび被害は出ています。8月16日の豪雨時にも被害が出ています。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

1つ、柳ヶ浦2号橋のところへ集中してくる水の排水対策及び高雄幼稚園前の道路の冠水、また柳ヶ浦2号橋の上流部分のところは川の水があふれ出し、川のように濁流が流れるが、その対策は。

2、高雄中央通りの3号線、高雄交差点から入ってすぐのところまで深さ30cmほど冠水します。これの対策はどのように考えておられるのか。

3、青山三丁目の土取り場よりの土砂の流出について、先日の豪雨時にも大量の土砂が、前面道路及び隣の雑木林へと流れ込んでいるが、防止策についてどのような指導がなされたのか。

4、高尾川流域における被害のものは、高尾川の特性によるものと考えられます。高尾川全体の改修についてはどのように考えておられるのか、以上お伺いいたします。

2項目め、4m未満道路のセットバックと隅切りと所有権の保全についてお伺いいたします。

総合交通計画の施策9で、生活道路の確保で、道路が交差または接続している角地においては、視界を確保し、安全に通行するため、隅切りを実施する。また、セットバックについては、市内には幅員の狭い道路も点在するが、緊急車両等の通行を確保し、安全で快適な住環境を確保するため、4m未満の狭隘な道路についてはセットバックを推進し、交通の安全性の向上を図ると示されています。

また、建築時等の道に関する本市の指導要綱では、道路用地として無償提供し、当該申請により生じる道路用地の測量、分筆、登記事務及びコンクリート境界柱設置は市が施工し、その費用は負担すると書かれています。大事な財産を分けてもらうのであります。その取り扱いについては、慎重の上にも慎重に事を運ばなければならないと思います。

このようにして道路用地として確保された分で、境界の確認や市への所有権の移転等について疑問を生じるような話を耳にしますので、確認の意味で質問させていただきます。

所有権の移転については、その対抗要件として、所有権の移転登記しかありません。このせつかくセットバックしてもらった貴重な用地をいただいて道路として使用しているのに、肝心な移転登記がなされず昔のままの所有者となっているとか、また境界が確認できてないとか、固定資産税もいただいているとか、また道路と民地の境界確認をしていないまま道路の構築物を工事した後で、その構築物が民地の一部へかかっていたなど耳にします。土地の所有権などはそんなにしょっちゅう確認するものでもなく、いつの間にか代替わりしているとかあります。先代の方は市のほうへ寄附採納しているのに、次代の方はそこら辺の事情がわからず、登記簿にあるとおり自分の所有地であると主張されたらどうにもならないということも起こります。そのときそのときにきちんと処理していかなければ、後でトラブルのもとになります。その手続、処理の方法について、以下の点でお伺いいたします。

1、過去において、当然市の所有となっているもので、まだ移転登記がなされていない物件はあるのか。また、あれば今後どのようにされるのか。

2、民地に入っている道路の構築物はどのようにされるのか。

3、測量、分筆、登記、登記の確認、この仕事はどのように行われているのか、以上お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高尾川は集中豪雨時にははんらんし、一部冠水するところがあるけれども、高尾川の改修と地域の雨水排水についてご質問でございます。

まず初めに、私のほうから回答させていただきたいと思います。

高尾川の改修でございますけれども、太宰府市だけの問題ではなくて、河川改修につきましては下流域からが原則であるわけでございます。それを管理しております筑紫野市及び福岡県の改修計画が進行しなければ抜本的な解決にはならないというふうに思っております。両団体には改修されるよう働きかけを行っておりますけれども、現在のところ、まだ積極的な進展は見られておりません。また、県には、御笠川改修事業促進協議会でありますとか、あるいは福岡都市圏広域行政推進協議会を通しまして改修要望を行っておるところでございます。

詳細につきましては担当部長より説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 高尾川の改修につきましてでございますが、高雄中央通り線改良工事におきまして、高雄幼稚園前の井堰を固定堰から可動堰に改良をいたしております。

また、2点目の高雄交差点の冠水につきましては、高尾川の改修が前提というふうになります。これにつきましては、高尾川の改修が、先ほど市長の回答ありましたように、進展が見受けられないということでございますので、これにつきましてはの排水ルートは検討はしなければならぬんじゃないかというふうに考えております。

いずれにしましても、1点目、2点目につきまして共通をいたしまして、この部分については高尾川の改修というのが進まなければ根本的な解決にはならないというふうには考えております。

3点目の土砂の流入の件でございますが、先の集中豪雨のときに、豪雨時に土砂が道路に流出をしておるといようなことでございます。この部分につきましては、土砂が流出をしないようにといようなことを強く申し入れをいたしております。また、土砂が道路に流出しましたときには、速やかに土砂の搬出をするように指導をいたしております。

4点目の高尾川の流域における高尾川の特性によるものということについてでございます。高尾川の改修の分は先ほど申し上げましたところでございますが、高尾川は、二級河川、御笠川水系でございまして、高雄地区に源を発しております。全長が約4.03km、このうち県の管理が1.48km、筑紫野市の管理が0.95kmというふうになっておりまして、太宰府市がそのうちの1.6kmを管理をいたしております。筑紫野市におきまして、県河川の鷲田川に合流をいたしておるといのが状況になっております。平成15年の水害では、高尾川がはんらんいたしまして、高雄地区のほかに、下流域の筑紫野市の曙、紫、中央通りの裏付近で非常に被害が発生をいたしておりました。

この高尾川の改修につきまして、太宰府市域の中で改修が必要なところがどこであるかといようなことを、このはんらんを契機にいたしまして平成17年に調査をいたしました。その結果、改修につきましては、高尾川改修、太宰府市域の分でございますが、全線にわたるとい

ふうな結論がそのときの調査で出ております。ただし、先ほどから何遍も申し上げますが、高尾川の上流域、太宰府市域のみを改修をいたしましても、下流でございます筑紫野市の改修が進まないということになりますと、やはり根本的な解決にならないということで、この改修につきましては、筑紫野市と協議をいたしているところでございます。

また、先月の16日、高尾川流域で道路が冠水いたしました。解消には、同じ、この改修というのがやはり不可欠でございます。筑紫野市側につきましては、下流域の筑紫野市でございますが、住宅が密集をしているというようなことから、非常にこの改修が進まない、これは実情というふうなことでございます。

先ほど市長が回答いたしましたように、これらの改修につきましては、筑紫野市にはもちろんでございますが、筑紫野市と合同で、最下流であります県のほうには、合同でこの改修を要望いたしておるところでございます。

しかしながら、高尾川流域の下流の整備が進展をしないということだけでは、やはり本市の市域の対策というのは進まないというふうなことで、これをこの原因だけに長引かせるということにつきましては問題がやはり当然でございます。そういうことから、この現在の状況の高尾川の排水、雨水排水ですね、この部分の計画を含めまして、関連課でございます上下水道部ともよく協議をしながら、何か方策がないかどうか、この部分についての市としての対策がとれる分がないのかどうかということ十分に検討していく必要があるというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 高尾川のですね、改修については、私、平成15年7月の豪雨を受けてですね、それで9月の議会で一般質問しておりますけれども、大体そのときと同じような回答でございますが。

今回ですね、また取り上げましたのは、この柳ヶ浦2号橋のところに集中してくる水のですね、これを何とか分散はできないかと。分散といいますかですね、ここは先ほどもいいましたように、青山地区の丘陵地帯からですね、一度に水が下ってくるわけですね。それで、下ってこないように、あそこへ、青山地区に何か所か調整池がつくられておりますけれども、この調整池が本当にそのように機能しておるかなということですね、この調整池についてですね、ここへ、高尾川へ流れてくる前のですね、調整池の機能としてどのように市のほうでは考えておられるのか、ちょっと調整池についてお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今ご指摘がありました青山地区の調整池につきましては、現在の調整池の状況がどうであるか。この部分の機能を果たしているのかというようなこと、それからまたこれを、今ご指摘がありましたように、青山地区の排水ですね、雨水の状況、これが分散をするというふうなことが可能なかどうかというのを検討してまいりたいというふうに思っ

ております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それではですね、もう一つお尋ねしますが、あそこの高尾川まで来るの  
にですね、青山地区にですね、何カ所の調整池があるか、これは確認されておりますでしょ  
うか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 調整池の数ははっきりとは確認をいたしておりませんが、4カ所、  
5カ所あろうかというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このですね、柳ヶ浦2号橋のところへ来る水はですね、青山地区から流  
れてきて、そして調整池がですね、ある程度機能すればいいんですけども、ここはですね、以  
前からですね、青山地区から流れてくる水がですね、どのくらいの量かということはですね、  
あそこは今住宅地が造成されておりますけども、あそこは以前田んぼだったころはですね、あ  
そこの田んぼの際のところのですね、ちょうどあそこの緑台公民館の横の調整池から出てきた  
分と青山三丁目から出てきた分とのちょうど合流地点付近が、これしょっちゅうですね、堤防  
が決壊しよったんですね。そして、その水が田んぼの中に入って、それで田んぼが調整池の役  
目をしよったんですね。それで、高尾川も少し水が出ていたんで、道路にですね、あふれ出て  
いたんですけども、今回はあそこに住宅地が造成されたもんだから、あの田んぼへ入る水が、  
全部道路へ出てきてですね、そして道路が非常に、何とか濁流が流れたというような状況  
になっているんですね。

そのためにも、青山地区の調整池をもう一遍見直して、そしてあそこの緑台公民館の横にで  
すね、大きな調整池と、それとくぼ地というのがあります。あそこを、うまく利用すれば、あ  
そこに相当量の水がためられると思うんですね。そこら辺を検討していただきたいと思いま  
すが、あそこら辺の地形、それから住民の方々もおられますので、いろんな問題も出てくるか  
と思いますが、あそこへ一度ですね、そういう調整する機能を持たせた池をですね、もう一遍整  
備を考えられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 調整池の役割を十分に機能を果たすようにという部分は、先ほど申  
上げましたように、該当地域の中にあります調整池、また今お話がありました緑台区、緑台  
公民館の横の調整池というふうに思いますが、その部分を含めましてですね、十分検討してい  
きたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） あそこがある程度機能すればですね、水の量も若干調整ができるかなと  
思います。

それと、次にですね、高雄幼稚園前の道路が冠水した部分と、3号線から高雄中央通りへ入

ってきて、ちょうど太宰府スイミングの前のあたりですけども、あそこへ水がですね、やっぱり30cmぐらいたまるとるんですね。そうすると、30cmたまりますと、乗用車のマフラーが、つかってしまうんですね、大体20cmから25cmぐらいのところに乗用車のマフラーはついてますので。そしたら、30cmたまとマフラーがつかってしまって、もう車通れなくなるんですね。やはり、ここはどうしてそんな状態になったかというですね、あそこ、高雄中央通り、非常に改良、整備していただきまして、本当に通りやすくなるとるんですけども、ちょうどあその太宰府スイミングの前と、それと高雄幼稚園の前はですね、ちょうど道路をですね、なぜか知りませんが、くぼ地にしとるんですね、ちょうど両方からこう下がってきて。それは、くぼ地になっているというのはわかっているものだから、あそこへ、真ん中辺に、一番低いところへ排水溝をつくってあるんですね。そしたら、排水溝をつくってありますけども、今回みたいにならば、ほかの側溝、水路等は全部満杯になって、今度排水溝から逆に道路へ吹き出してきて、あそこは下がってますから、その分だけ水がたまって、そして車が通れなくなるとるんですね。これは、どうしてあそこは下げられたのかちょっとお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 高雄幼稚園から、また高雄交差点の付近がくぼ地になっているということですが、その原因は、どうしてくぼ地になっているかということでございますが、この部分につきましては、道路の改修、また道路新設、そういう道路についての工事が行われております。そういうふうなことから、道路の構造上のことからそういうくぼ地が生じているというふうなことではないかというふうに考えてますけども。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 道路の工事上ですね、そういうことになったということですけども、あその太宰府スイミングの前は昔から水がたまりよったんですね。ですから、あそこをですね、改良するときにはですね、あそこはたまるということはわかっているからですね、そしたらこの高雄中央通りは大幅に改修しているわけです。全部道路を、アスファルトをはがして、下の泥も全部取って、そして全部やりかえとるんですね。そしたら、そのときにですね、30cmも下がらないようにですね、平たんにですね、設計しとけばですね、あそこへ水が、あそこは水が出ますので、道路をですね、覆って流れる分はあるけども、30cmもたまるということはなかったと思うんですね。それと、これは高雄幼稚園の前もそうです。高雄幼稚園の前はですね、前はたまってなかったんですね、道路がある程度平たんにしてあったから。今度は、あそこ、なぜくぼ地のようにされたのか。あれ、されたばっかりにそこへ水がたまったんですね。それも、その道路設計されるときにですね、道路がこうくぼまないように、真っすぐですね、平たんに設計されとけばですね、それでそこに水がたまるということはなかったと思うんですね。そして、たまって車が通れなくなると。若干ですね、そこ10cmぐらいの水はですね、流れるかもしれませんが、地形的にですね。どうしてそういう、何というんですか、設計する段階

です、あそこら辺の地形よくわかってあると思いますけども、設計する段階でそういうことができなかったんだろうかということで、そこまで考えていただけなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申し上げました道路を改良する時点、工事をする時点で、構造上の関係からというふうなことを申しました。それにつきましては、周辺の関連します道路、また宅地、そういったものとの関連も含めまして、そういう設計を行っているというふうなことと判断いたしております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことがありますので、設計の段階です、そこをちゃんと見て、その地域です、特性をちゃんと見ればですね、それができると。そして、水がですね、そこは水がたまるということはわかれたと思うんですね、そこは排水溝ちゃんをつくってありますから。やっぱりそれがなくなっていくっていただきたかったなと思うと。

それともう一つですね、柳ヶ浦2号橋についてもですね、あそこへ、今度は、何というんですか、ボックスを入れて橋をつくってあるんですけども、以前はですね、橋としてやっておられてですね、そしてあそこの断面面積がですね、少し小さくなっていると思うんですね。すぐ横に3号橋がありますけども、3号橋の分と比べますとですね、非常にもう、はかっておりませんのでわかりませんが、3分の1ぐらいは3号橋の流通、水が流れる部分の断面面積ですか、これは3分の1ぐらい小さくなっているんじゃないかなと。先日も高尾川の、今度住宅地を造成した前の道路をなぜ狭くしたかということでお尋ねしましたが、これについては下の川幅に合わせたということですけども、これはどこの川幅に合わせたかと。3号橋の川幅に合わせてもらっとけばですね、今回ほどですね、水がですね、あそこへあふれ出すことはなかったと思うんですけども、そこら辺のですね、2号橋についてのですね、ボックスを入れないという、流れる断面面積が小さくなっていると思いますけども、そこら辺についても配慮がですね、少し足りなかったんじゃないかと思いますが、そこら辺の橋の設計についても、どのように考えてあれを設計されたのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） お尋ねの断面の関係でございますが、前回6月議会でもご説明をいたしたところでございますが、下流域、この現在お話がっております、その現場の下の下流域の断面に合わせてこの分の設計をいたしたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ですから、下流域の3号橋の幅に合わせていただいたらよかったんじゃないかなということで申し上げるんですけども、3号橋との関係、それから以前あった橋のその断面面積との関係、そこら辺の計算はされたんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 前回もご説明をいたしておりましたが、断面そのものにつきまして  
は下流域に合わせたというふうなことで、現況につきましては、改修前の分とも相違はないと  
いうふうな設計になつるといふふうに確認をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それはですね、はかってみないとわかりませんが、以前は橋状態  
だったので、橋が若干高かったんですね。今ボックスは川の中へ沈めてますんで、上の部分がで  
すね、若干狭くなってまして、それと川です、ボックスは真四角ですけども、橋のときはV字  
型になってますので、横のりもありますので、そこら辺を計算すればですね、十分、以前の  
橋の部分と今回のボックス部分では断面面積は小さくなっているかと思えます。

ここでですね、私が高雄中央通りの太宰府スイミングの前、それから高雄幼稚園の前の冠水  
した部分、それとこの橋のつけ方についてですね、質問したのは、やはりこういうです  
ね、地形的にですね、ある程度、もう少し考えていただければですね、わかるような、ここに  
水がたまる、本当にそこに、道路をですね、つくられるときに、30cm水がたまるということは  
30cm下がってますから、それとあと20cmですね、ちょっと高くしていただく、20cmですからこ  
のくらいですね、周辺道路との関係、周辺道路はまだ高いんですね。ですから、周辺道路と合  
わせたときにですね、やはりそこら辺の思いがですね、あれば、それはできとったんじゃない  
かなと。

それと、その柳ヶ浦2号橋につきましてもですね、やはりここへそれだけの水が入ってくる  
ということはですよ、先ほどから青山の部分だけ言いますけども、これには高雄の三丁目、四  
丁目のあの奥のほうの畑から流れてくる水もあるんですね。そして、すべてあそこの高雄から  
上の、2号橋から上の水、あそこへ全部入ってくるんですね。ですから、あそこへ入ってくる  
水の量というのをですね、先ほど言いましたように、その集水面積がそれだけあるというこ  
とですから、それについてですね、十分計算していただければですね、あの橋がどのくらいの  
水量に耐えられるのか、そしてどのくらいの排水能力が必要なのかということはわかったと思  
うんですけども、やはり今後ですね、そういう仕事をされるときには、そこまでですね、やは  
り目配りをしていただきたいなということで考えております。

もうこの点についてもですね、今後やはりそういう地形的、そういう問題が出てくるところ  
については、十分ですね、考えて、設計等についてはですね、現地を精査してですね、やっ  
ていただければ。今回、私は、この、3カ所についてはですね、これはもう言葉悪うございま  
すけども、やはり道路の設計ミスだと思います。これについて何かご答弁ありましたらよろしく  
お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、中林議員のご指摘等については、十分参考にさせていただきたいとい  
うふうに思っております。

ただ、私の経験則で申し上げます。私も農業従事しておりまして、あの一帯等については、

農業排水路と用水路と併設した形になっております。1時間当たり40mm、あるいはのときでも道に水があふれるというふうなことがあります。まして平成15年では100mm、今回も100mm近い形で降ったというふうなこと。どうしても、それ以上の、キャパ以上に降ればあふれることはやむを得ない部分もあるというふうなこと、防げない部分もあります。ただし、経験則で申し上げれば、6月から9月までについては井堰を閉めております。それで、農業従事者の方々が心がけて、自分の田んぼのところの用水路の入り口等については、やはり井堰を外すということ、事前に、それだけで違います。私が持っております吉松の尻深というふうなところでございますけれども、私は、雨が降りますと、午前0時でも2時でも出かけます。そして、井堰をあけます。でないと道にあふれ出ます。やはりそういったことが6月から9月の間についてはございます。

私も、高尾川等々については、この目で現地を見ております。だから、ご指摘の緑台のところの調整池、このしゅんせつも必要だいうふうなこと。これは事前の勉強会でも意見交換をいたしております。その辺のところ等については、再度現地調査をして、これは遺憾なきようにやりたいというふうに思います。今の井堰等については、農事組合、水利組合等々の連携というふうなものも必要だと。雨が降りますと、どうしても井堰をあけないというふうな、あるいは忘れる、自然天道であればいいけれども、そこに板が4枚、1枚、2枚挟まっているだけで流れが変わります。あるいは、今のご指摘の橋の改修のところ等についても、現地を見ますと、水利は水利の考え方があるんじゃないかなというふうに思います。そういったところも含めて設計に生かしておるというふうに思います。と申しますのは、2方、3方に水が分水できるように、あそこの新設された橋の中で調整がされております。余り広いと、もとのままの原形でないと水は微妙に流れないわけです。田んぼは水道が決まっておりますんで、どっからでもかけられるというふうなものではない。だから、その辺の自然勾配等々も含めて、そしてそこに板を、井堰をとめることによって、そして押し上げの形で水田にかけるというような部分がありますんで、その際、そういった状況になっておるところは、やはり水田耕作者が責任持って、そういった前ぶれがわかっているわけですから、雨が降るということはわかっているわけですから、事前に外してしまうというふうな形をとるのが私は責任としてあるというふうに思っております。そういった側面も、用水路から水があふれる要因はありますんで、ご理解いただきたいというふうに思っております。

ご指摘等については参考にさせていただいて、今後調整池のしゅんせつ等については、現地踏査しながら万全を期したいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、その井堰の問題も若干ありますけども、やはり流量の問題、それが道路のですね、設計のときにくぼ地をつくらないうな、やっぱり水がたまらないような道路につくっていただきたいということをお願いいたします。

次にですね、青山三丁目のあの土取り場の件なんですけども、今回ですね、大量に土砂が流

出したということで、それなりに強く申し入れをしているということでございますけども、あそこですね、現地ですね、奥のほうに行きますと里道が通っております。そして、その里道の部分をですね、削ってしまつとるんですね。そして、削ってしまつて、そしてすぐその裏は太宰府東中学校になります。で、太宰府東中学校にですね、あそこへ今泥を削ったまんまの状態です置いておりますので、それと隣の雑木林からですね、流れ出した土砂がですね、太宰府東中学校のほうにも向いて流れ出しているんですね。今回は幸いにも太宰府東中学校までは届いておりませんが、この土砂はですね、太宰府東中学校へ流れ出す可能性は十分にあります。それと、今言いましたように、里道の部分を削り取っておりますので、そのまま地肌が出ておりますので、あそこへやっぱり大量の雨が降ればですね、これはあそこの土砂崩れを起こして、太宰府東中学校の今先生方が駐車場で使っておられるところへですね、土砂崩れの土砂が流れ落ちやしないかなということで私危惧しとりますけども、こちら辺についてですね、対応といいますか、そこら辺についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員）　ここで11時15分まで休憩します。

休憩　午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午前11時15分

○議長（不老光幸議員）　休憩前に引き続き再開します。

建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋）　青山三丁目の工事現場から土砂が流れ出ているという部分でございました。

この部分につきましては、先ほど申しましたように、さきの豪雨のときに道路に流出をいたしております。この部分については強く申し入れをいたしております。

また、ご指摘の里道から太宰府東中学校への土砂の流入ということにつきましても、この分につきましても、再度業者のほうに強く申し入れをして、こういうことが生じないように、防止策をとるように指導していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員）　8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員）　どのような指導をされるのかもちょっとお尋ねしたいと思いますし、それと土砂崩れですね、可能性があるということで、これについてもですね、やはりどういふふうな対策を考えられるのか、あわせてお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋）　具体的な対応ということでございますが、1つには現場の状況に応じて、流出をしないように、それについての防止、大きく言いますと擁壁というようなことになるかも知れませんが、小さな部分、そこまではならない部分があるかも知れませんが、そういう流出をしないような対応策、土砂防止の例えばブロックとか、それから土のうとかで

すね、そういうものについて土砂が流れ出ないようにというふうなこと、それから排水につきましても、その現地の中での排水ですね、そういったものは重要になってこうと思いますので、そういったものが周辺に土砂が流出しないように、それも合わせて解決していくようにということで、現場で指導をし、またそれが実行されているかどうかというのは確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） まだちょっとあります。あそこの里道からですね、里道はもちろん市の管理だと思います、それから里道と太宰府東中学校の間の土地は、これは市の所有になっていると思います。これを業者にさせるのか、市で責任持って管理やるのか、そこら辺お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 基本的にはそれぞれ所有者が管理するというふうなことになります。ただ、土砂等の流出をしました原因がですね、相手方であれば、その相手方が当然その部分についても、例えば土砂の撤去とかそういったものは向けていく。また、そういったことが二度と起こらないように、先ほど言いましたような対応策をとるようというふうなことを強く指導していくというふうなことになるというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ちょっとしつこいですが、これですね、学校側へ土砂が流れてきてですね、もしそこへ子供が、生徒がおって、それに土砂かぶったらですね、非常な大きな事故になると思うんですね、これはぜひですね。そして、先ほども言いましたように、里道から東側は市の管理でございますので、ここら辺についてもですね、ただ業者に任せるというだけではなくて、やっぱり市できちっと管理して、そして業者にやってもらうべき部分は業者にやってもらう、市がやらなければならない分は市がやるということで、そこら辺のきちっと対応をしていただきたいと思います。

これで今のところの3番目は終わりますが、4番目ですね、高尾川の改修については、これは市長もおっしゃいましたし、それから部長のほうからもお答えいただきましたけども、これについてはですね、やはり抜本的な改修というのは非常に難しいと思うんですね。やはり筑紫野市が、高雄のほうをですね、すっと流していけばですね、どうなるかといったら、やっぱり下のほうできておりませんので、下の二日市の駅前商店街あたりがまたつかるといふようなこともありますので、やっぱりこれの対策についてはですね、これは可能かどうかわかりませんが、やはり吉ヶ浦橋付近のですね、あそこの農地をですね、買い取って、あそこへですね、大きなですね、調整池をつくと。やはりあそこへ、そうですね、何かですね、つくって、そこへ水をためてやるということをするればですね、これは二日市の商店街も安心されるでしょうし、それとその高雄地区のあそこの太宰府スイミング、それから梅ヶ丘地区にも非常に被害が出ておりますので、ここら辺のですね、対策にもなると。

ここはですね、結局どうしても水があそこへたまるかといいますと、高尾川があそこの家の前2号橋の付近でですね、どうしても水が行きどまりになって流れないんで、その水位が上がるもんだから、高尾川へ流れていっている梅ヶ丘、それから高雄一丁目あたりの水がもう流れ切らなくて、結局そこへたまってしまうという状況でございますので、やはりこれは吉ヶ浦橋付近のですね、あそこの農地にですね、大きな調整池をですね、遊水地をつくっていただければある程度解決ができるんじゃないかなと思いますので、これは一応要望としておきます。

以上でこの1問目は終わります。

2問目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 4 m未満道路のセットバック及び隅切りと所有権保全についてについてお答え申し上げます。

セットバックは、いわゆる建築時に建築基準法第42条第2項で、道路幅員4 m未満の場合、道路の中心から2 m後退することをセットバックというふうに言われております。セットバックは、市も指導要綱を定めてその扱いをしておりますとおり、良質な住環境、安全・安心のまちづくり、緊急自動車の通行とかですね、そういうふうなことから欠かすことのできない事業と位置づけをいたしております。

この事業につきましては、関係者、そのセットバックの該当地になります所有者の方ですが、こちらの理解を得るといことが一番になってくるということでございます。そういうふうなことを含めて、積極的に進めておるところでございます。

1点目の未登記の物件ということでございますが、このセットバックにつきましては、先ほど申しました指導要綱の中で、市に寄附をしていただくということ、道路用地として無償提供ということをしていただくということ、市の方で原則として明記をいたしております。そういうようなことから、セットバックに係るものについては市に寄附をしていただくということが本来でございますが、セットバック、それについては理解はして一定後退をさせるけれども、市への寄附についてはしないというふうなことで市への無償提供が進んでないという分が終了していないという部分がございます。そういうふうなことから、寄附に同意されないということから、個人名義で残っているという物件が確かにございます。これにつきましては、セットバックの時点で、十分にセットバックの趣旨、先ほどご質問にありました税金の関係ですね、これらにつきましても十分に説明を繰り返しいたしておりますが、ご本人との関係で、個人名義で残っているということが数件あるということは、残念ながら現実としてございます。

この分につきましても、継続をして、この事業の趣旨をですね、所有者の方に繰り返しご説明を申し上げて理解をしていただく、そしてこの所有権移転が、寄附ということで所有権移転が進むように、職員が努力しているというところでございます。

2点目の民地に入っている道路の構築物につきましては、先ほど申しましたように、物件が

所有権移転できないという部分について、それらの部分が関連で、構築物がそこに入っているということがございますが、市への寄附をいただけないというふうなことから民地のままになっておりますので、そこに構築物がどうなっているかということを確認をするということが、そういうふうなことができないということになっておりますので、それらの物件の中に構築物がどうなっているかというのは把握ができていないというのが現状でございます。

3点目の仕事、事務の流れはということでございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、セットバック、建築に伴うものということでございますので、そういう話がありましたときに、その記載の書類を受けまして、職員が、先ほど言いましたように、セットバックの趣旨を十分に説明をいたしまして、どの部分はそのセットバックに該当するかというようなこと、現地でも立ち会いまして、その物件について説明をいたしております。それらとあわせまして、測量、それから分筆というふうな事務を進めていっております。また、それらが完全に終了しまして、基本的には市への登記、所有権移転の登記を行っているというふうなことでございます。これらの費用が当然生じております。生じた費用につきましては、セットバックという趣旨から市の責任において負担をしてこれらの業務を行っているというふうなことでございます。

また、登記がすべて完了いたしました暁には、所有者の方に、市長名でのセットバックに協力をいただいたというお礼状とあわせまして、登記簿謄本の写しをご本人のほうにお渡ししているというふうなことで、事務処理に漏れがないようにですね、遺漏がないように、こういうふうな流れを確認をしながら進めておるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 大体あれですけども、やはり理解をしていただけないというふうなこともありますけども、やはり以前に寄附していただいた分で所有権の移転ができていなくて、やはり今またさらに努力が要るといような状況もあると聞いておりますので、やはりそこら辺のですね、やはりそういう申請があった時点で、きちっとその申請を把握して、そしてそれを登記して、登記の確認をするということのこの事務の流れですね、これを、測量はですね、多分建設課でやられると思いますけど、登記とか登記の確認とかですね、ここら辺は、この質問の原稿に書いておりましたけども、測量、分筆、登記、登記の確認と、ここは全部建設課でやられているんですか、それとも登記関係は登記の、総務部の登記の財産管理の部分とか、そこら辺の流れはどんなでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申しましたように、これらにつきましては事務につきましては市のほうの責任で行っております。

具体的には、分筆、それらの事務処理につきまして、所管でございます建設課、登記につきましては、市のほうから所有権移転の嘱託登記をいたしますので、この部分につきましては、

建設課から管財課のほうにですね、これ登記の事務につきましては管財課が行うというふうな
ことになっておりますので、そちらのほうに事務処理をお願いをして処理していただくという
ふうなことで、事務処理は一連の事務処理を通して行っておるといところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） やはり登記の部分になると建設課から外れると、そして管財課のほうに
移るといことで、やはり最初に申請が出て、測量、分筆、そこまでは建設課でやって、最後
の登記、登記の確認という部分については管財課ということ。やはりこれは事務の流れと
して、一貫してやらないと、建設課ではやったつもりやったけど、管財課ではやってないとい
うふうなことがあって、こういう所有権移転がですね、できてないというふうなことが起こっ
てくるわけですね。ですから、ここら辺の事務の流れについてはですね、やっぱり最初の申請
から確認までですね、一貫して流れがつかめるように、そしていつ、どういう申請が出された
のか、どういふうにして登記されているか、その確認ができるという、やっぱりその体制を
ですね、やはりきちっとつくっていただかないと、やはり移転登記の漏れが出てくるんじやな
いかなと思います。

これ、ちょっとあれですけども、移転登記について、不動産の所有権についてはですね、こ
れはもう移転登記をしてなければですね、第三者に対しては対抗できないという、これは民法
第177条で規定されておりますので、幾らこの間もろうとったけんがと言うとってですね、後
で、それはちょっと登記忘れとったけん、ちょっともう一遍所有権登記をやり直してもらえん
やろうかというようなことではですね、やはりいけないですね。これはもう、きちっと移転
登記をそのときにして、そしてさっきも言いましたけども、やはり不動産は一々毎月確認する
わけじゃないんで、何か事があつたときに見るわけですね。それで、遺産相続で次の人がもら
ったときにですね、ああ、これはおれん方の土地やねと、そして何で市の道路があるとかいな
と、これはおれん方のものやから、市が言うてきてもやらんばいというふうなことにもなるん
でですね、やはりそこら辺のですね、それに対する対抗要件としてですね、いやこれはあなたの
家のおやじさんからもろうたと言うてもですね、それには対抗できないですね、この民法第
177条の規定を適用するとですね。やはりそこら辺もありますので、そういう移転登記につ
いては非常にやっぱり慎重にですね、運んでいただいて、確実にやっていただきたいとい
うことでお願いしておきたいと思います。

今回、この2問について質問いたしましたけども、これについてはですね、やはりもう少し
現場でですね、やっぱり確認確認といことでやっていただきたいと。市長はですね、現場主
義現場主義と言われますけども、やはりもう少しですね、職員の皆さんもですね、現場主義
で、やはりその現地に合った状況を把握していただいて、事務事業をですね、進めていただ
きたいと思います。これはもう要望とさせていただきます。

これで私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、地域の健康増進についてお伺いをいたします。

古今東西、健康で長生きするということは人間の不滅の願いでございます。高齢社会が進む中で、いつまでも健康で元気に暮らしていくために、多くの人たちが健康増進へ向けてさまざまな取り組みを行っておられます。ジョギング、あるいはプールでの歩行、水泳、山登りなど、その人に合ったスポーツをされているようであります。

しかしながら、健康づくりは一朝一夕にできるものではありません。多くの方々が、健康のために何らかのスポーツをされているのは、やはり何かのきっかけがあったのではないかと思います。

さて、今回私の質問は、去る7月12日、13日の両日に開催されました健康展からによるものでございますが、今回の健康展は、井上市長になって数年ぶりに再開されたものではなかろうかと思えます。この健康展に参加された私の地元の区長さんが、実は長浦台、地元でもこういうものを行いたいかと、こういうご相談を受けて、この際私の健康づくりについての考えを述べながら、市当局のご見解を伺うものでございます。

今回の健康展におきまして、さまざまな体力測定が行われました。その測定器あるいは専門家の方々も、外部からの、あるいは品物、機材のリースや派遣されたのではなかろうかというふうにお伺いをいたしております。私は、市において自前のものがほとんどないということであり、この健康展に使われましたさまざまな機材を本市で確保し、各地域で健康展の地域版を奨励し、もって健康増進に寄与するようにしたらと思うのであります。既に一、二の中学校校区では、その取り組みが始められているようでございます。市中心部まではなかなか行けないけれども、地元の校区なら参加しやすい、あるいは参加をするという方も少なくないと思えます。地域での健康展の取り組みも、現在の60歳、70歳からではなくして、30代、40代の人たちにもその参加ターゲットをねらうことも忘れてはならないと思えます。

健康の取り組みは、イベント的なものであっては長続きしないと思えます。さらに、地域の人々が主体的に取り組む、あるいは取り組みやすいようにサポートを行政が行うということが大事ではなかろうかと思えますが、市当局のご見解を伺うものでございます。

次に、本市の指定管理者制度についてお伺いをいたします。

本制度の導入については、私がここで述べるまでもないと思えますが、公の施設の効率的運営を行えるよう民間企業の効率的ノウハウを生かすことにその基本的な考えがあろうかと思えます。また、地方公共団体の財政的軽減のねらいもあろうかと思えます。

本市のさまざまな施設も、この指定管理者制度が導入をされておりますが、各地区の共同利

用施設、いわゆる公民館においては地元の自治会に委託をされ、そのほかの施設の多くは文化スポーツ振興財団であります。全くの民間の会社が指定管理者になっている施設は三、四カ所ではなかろうかと思えます。この指定管理者に委託された施設の運営は、本制度の導入趣旨のとおり、効果的、効率的に行われているのかどうか、その実態を伺うものであります。

また、この制度を導入し、単に民間企業の利益提供のみに終わってしまうことがないように、あわせてお伺いするものでございます。

以下、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域の健康増進についてご回答申し上げます。

市民の健康づくりは、市民が生涯にわたり、元気で活動的に生活できるための重要な課題でございます。健康づくりを推進していく上で、住民一人一人が健康づくりを主体的に実践できるよう環境を整備していくことが行政の役割と考えております。

本年7月12日、13日にいきいき情報センター開館10周年記念事業とあわせて開催しました健康展では、健康度測定、栄養診断、栄養相談、医師による相談、親子クッキングなどを行い、延べ約600人の参加を得ることができたところでございます。

この健康展の実施経過や成果を踏まえ、健康展実行委員会で審議をされ、地域版の健康展を本年11月に太宰府東中学校区と太宰府西中学校区で開催することが決定され、その内容が代表委員により企画立案されております。地域の中で実施するに当たっては、健康推進員の協力をいただき、住民主体の健康増進事業が実践されると考えております。これは、住民自身の健康意識を高め、健康づくりのきっかけとなり、さらには地域づくりにも貢献でき、大変効果的な取り組みになろうと思われま。

しかし、こうした取り組みが単発で終わることなく継続的に実施できるように、ご提案の運動器具の貸し出し等につきまして検討し、サポートできるものはサポートしていきたいと考えております。

さらに、今後このような取り組みが他の地域へも拡大されるように努力してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今部長言われましたように、今2校区において取り組みを11月にされるということは私もお聞きをしまして、今回の質問もするようにしたんですけど、本市に持っておるのは血圧計ぐらいで、あとは大部分が借りておるといふか、そういう分でありまして、今回も特別に予算も計上されて、その中で随分これを機会に何かやりたいという、そういうご意見もあるようですけども、この機材を購入する際の、いわゆる費用対効果といいますかね、これは健康づくりですから、購入するにはすぐお金が要りましようけども、その効果があらわれるのは10年、20年、30年後ぐらいまでかかるというふうに思うんですね。それでも、結果的には、例えば介護保険の掛金が健康であれば少なくなってくるということで、長期的に見てい

けば、健康づくりというものは本市の財政軽減にも、随分先になろうかと思うけど、やっぱり結果的につながろうかというふうに思います。

それと、やっぱりイベント的だと、今部長言われますように、イベント的であっては健康づくりというのはなかなか進まないと思いますし、地域で、そして地域が主体的にこの健康へ向けて取り組むことが肝要というふうに思いますが、機材などを購入すれば一体いかにどの金額がかかるものなのか、もし掌握されておればお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 機材の価格については把握をいたしておりません。申しわけありません。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これ一回ご検討願ってですね、そして私どもの区長さんの話では、それをもととは長浦台だけでやろうかという気持ちやったんですが、ちょっとなかなかできないということで、太宰府西中学校区広げられて、当然太宰府東中学校区のほうもそういう話がありましたもんですから、もし太宰府市で持っておればですね、それを貸し出す、あるいはこの専門的な知識も必要かというふうにお聞きしておりますが、そのために健康推進員の方に研修を受けさせ、その機材というか、そういう測定能力もはかれるような方も地域に、1校区1人か2人ぐらい当面はしながら、そしてそういう機材測定などができるような資格を有するように、例えば市がそういうものを奨励していくという環境づくりと、いわゆる部長の言われる環境づくりを行政が行って、そしてこの機材も、それから人材の育成をしていく、地域で健康に対する取り組みが根差していくように、こういう取り組みが必要ではなからうかというふうに思いますものですからですね、ぜひ機材の購入も検討されて、貸し出しがされるようにしていく必要があろうかと思えます。

で、もう一つは、60歳、70歳の人たちは、もういろんなスポーツだとか自分の健康について非常に興味を持っておられますから、それなりの自分に合った何らかをされている方も多いと思いますが、30歳代あるは40歳あたりの方たちはですね、まだその健康に対してというか、言うなら、60代、70代、80代の人に比べればまだまだ自分は元気だということが多いと思うんですね。しかし、30代ぐらいから健康に対する管理あるいは興味を持つことが、その方たちが70歳になったときにその効果があらわれてくるというふうに思えますから、対象を、やっぱり30代ぐらいから対象にしていって、そして地域でも、30代、40代の方々が積極的に参画をされるような環境づくりもぜひですね、行政としてやっていただきたいなというふうに思えます。ぜひ、当面、一度に全品、機材というふうにはいかないかもしれませんが、これはぜひ購入をし、当面は中学校校区なら中学校区でも貸し出すということについて検討いただけるかどうか再度お聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市で健康度測定器具などを購入して、貸し出しができるかどうかの

検討はどうかというお尋ねでございますが、健康器具は、事業に参加される方々を対象に、器具の取り扱い方などを講習すればできる簡易なものもあると思われまので、ぜひ検討をしたいと思います。

それから、30代など若い健康世代への取り組みにつきましてはですが、働き盛りの人を引きつける集団での取り組みは、個々人の生活リズムがある中で、その個人個人が健康づくりをしたいときにできるような仕組みづくりが必要ではないかというふうに思います。今回、太宰府西中学校区、太宰府東中学校区でされます対象には、中高年齢者の男性を中心に参加を募るという企画立案がされております。これまで高齢者の女性の参加が非常に多かったということから、そういった男性、中高年齢者となっておりますので、この辺もご提案の若年層にも働きかけができるようになる提案もしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） よろしくお願いをしたいと思います。基本的には個人の気持ちとか、個人がやろうとする努力が一番健康については肝要かと思いますが、部長申し上げられましたように、行政がその環境づくりをすることによって、元気で長生きをしていくということが大切というふうに思いますから、ぜひこの健康展については、今回は10周年記念ということで特別企画みたいなものがありますけれども、これはできれば毎年続けていければ、続けていながら、ポイント的に各行政区といいますか、あるいは中学校校区でもそういうものやっけていって、できれば市を挙げての健康づくりに取り組んでいるような姿勢が、結果的にそれぞれ個人個人の健康づくりへ向けての関心の度合いも高めていくのではなからうかというふうに思いますとですね、今部長お答えいただきましたものですから、ぜひそういう方向で取り組みを、あるいは環境づくりをやっけていただきたいということをお願いをいたしまして、この項については終わりたいというふうに思います。

じゃあ、次の回答よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 指定管理者制度についてお尋ねですので、ご回答いたします。

この制度は、平成15年9月に改正地方自治法が施行され、地方自治体の公の施設の管理に関する制度が改正されたことによって創設されたものでございます。

この改正によりまして、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営をゆだねることが可能となったもので、その趣旨としまして、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政経費の縮減を図るものであります。

本市におきましても、現在太宰府史跡水辺公園、体育センター、大佐野スポーツ公園、太宰府歴史スポーツ公園の4施設を民間企業、16施設を財団法人文化スポーツ振興財団等で管理運営しております。

次に、導入後の民間企業による運営の実態でございますが、太宰府史跡水辺公園におきまして、開館日の変更や自主事業の開催などにより利用者が増となるなど、民間の特徴を生かした運営が行われ、好評を得ているところでございます。他の施設につきましては、本年4月からの民間会社の運営でありますので、同様の効果を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ちょっと、水辺公園の指定管理者は、もう既になっているんですかね。ちょっと、この水辺公園の指定管理者選定実施要綱の2枚目あたりでは日にちはどうなっていますか。ちょっとこれ、ようわかりませんが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 水辺公園につきましては、3年の一区切りが終わりまして、平成21年度から再度公募するというので、現在公募中でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） わかりました。今総務部長からお答えがありましたように、指定管理者制度の導入については、法の趣旨といいますか、改正についてはそのとおりでろうというふうに思いますが、少し危惧する面が、例えば、具体的な会社名は別にしまして、Aという会社が指定管理者になると。で、そのAの会社が、下請という言葉が適当かどうかわかりませんが、Bという下請の会社に委託をする。そのBという会社が一般公募をし、その公募に、言うならば募集された方をBという会社が採用をし、その管理運営をAという会社の名のもとにしていくというようなことは可能なんですかね。可能か、それはいけないのか、ちょっとそこをお聞きしたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） その件につきましては、もうご承知かと思いますが、指定管理者を決定する前に、4段階といいたし、まず募集要領を策定をし、公募をいたします。それからその次に、仕様書を作成いたします。そして、協定書で契約を行います。そして詳細な覚書を交わします。この4段階の事務処理をしながら、相手方と委託をするわけですが、その4段階の中の様式、様式の中に、すべての中で指定管理者が行う業務の内容を明示しております。

で、今現在ご質問の中にあります、例えば職員の問題ですが、職員につきましても、その会社が責任を持って公募をし、その中においても臨時職員でもいいというふうなことをきっちり明記しておりますので、特に問題はないという判断をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） どうして教育部長が答えるかようわからんのですけどね。別に具体的な施設の名前は言うたらんわけで、指定管理者制度そのものについてお伺いしているわけす

から、何で教育部長が答えるかがよくわからないんですけどもね。もう一回聞きます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 総務部で行っております事務については、それぞれの施設の管理者がそういう、今教育部長が言いましたような4つの書類をつくって総務部のほうに上がってきます。それを選考委員会に諮る仕事から総務部になることから、施設の管理者である教育部長のほうから答弁をしていただきました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余り大したことやないですけども、基本的な指定管理者制度そのものについてお伺いを、考え方を聞いているということでもあるんですが。

そうしますと、今教育部長の話でいくと、Aという会社が受けましたね。Aという会社が受けて、それを募集するという点については可能であろうということ、可能であるというご答弁だったんですが、Aが受けて、Bの会社に下請という言葉がちょっと適当か、委託をして、Bの会社が公募をして、公募された方が実際仕事をするということは可能かと聞いているわけです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 協定書の中には、一部の委託については認められておりまして、すべてを委託するというのは禁止行為になっております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 委託、確かにそういうふう書いてあるようですけども、本来は、指定管理者を受けた人が、全部委託せんでも、一部専門的などというもので委託をするという、それは可になっているというのは理解しているんですが、私は、Aという会社が受けて、そしてそれをB会社が下請にもらって、Bが公募し、Bが公募された方に応募したCさんたち3人がその施設を管理をする。しかし、市役所と指定管理者を受けたのはAという会社ということです。A会社はB会社に下請させるときに何ぼか利益分を削ってBにやるでしょう。そしたら、Bの会社は、使用者を使うと、やっぱり営業ですからね、会社の利益を何ぼかかってCさん、Dさん、Eさんを使うわけですね。そしたら、1,000円で受けた人は、ここにおろすときは800円でおろして、この人は今度は600円ですと、この人を700円で市で雇うたほうがよいはないかいなという素人考えをするわけですよ。それでも、民間の活力を生かして、いわゆる費用対効果で、そこで仮に400円ぐらい損してでも利用者がうんと来ればそのことが効果的になるという考えであればそれも一つの考えかもしれませんが、今私が言ったことがやられているかどうかというのは別問題です。そういうことも可能かということをお聞きしているんですけど。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） その委託したのが人件費だけなのか、すべてなのか、その辺は調査をしないとわからないところだろうと思います。ただ、その人を他の企業から雇用して、その人件

費だけを払ってあるということになれば、一部委託というとらえ方をしているのではないかと
いうふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余りですね、これ有効的に活用すれば非常に効果的な部分もあろうと
いうふうに思います。ただ、この指定管理者制度が導入をされたときに、やっぱりいろいろ危
惧されている面も持っておる中でこの指定管理者制度が導入をされたという部分もあろうかと
思います。例えば指定管理者が、先ほど水辺公園の話もありましたが、3年間なら3年間で変
わりますよね。変わりますと、再度その会社が採用されるかどうかというのは未定。で、その
会社が嘱託職員なり臨時職員を採用されていると、B会社になった場合は、この3人は結果的
にもう採用されないということが大いにしてあり得ると思うんですね。その方は3年で失職を
またしてしまう。また、Bという指定管理者のなった会社がまた新たに公募をすると。そのB
という会社が、3年後にはまたCという会社が受けると、そういう心配も、学識経験者の中
でも出されているようでありますから。

その点と、本市の場合は、できるだけ地元の方を採用するよというふうによ綱であります
からですね、雇用に対して一定の貢献もできるかなといういい面もあろうと思いますけど、
先ほど申し上げましたようにですね、結果的に会社の利益だけをさせていくようなことのない
ようにですね、やっぱり配慮をしていかなきゃいかんと。で、昼間は財団が、例えば体育館の
場合は、昼間は財団が受け付け業務をされてて、17時からかな、17時からが別の会社が受け付
け業務をされるというようなこともあっているようですけど、ここはちょっと市長に、この最
後に、指定管理者制度の本来のことで、私が今申し上げましたようなちょっと危惧する面など
についてのご見解をですね、ちょっと述べていただきたいというふうに思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この指定管理者制度につきましては、趣旨は省きまして、今ご指摘のよ
うな
ことについては、私はイメージとしては好んでおりません、できないというふうに思っており
ます。又貸し、あるいは丸投げ、いわゆる丸投げというやつ、これはだめだと。その委託す
る際において許されておりますのは、再委託が、一部というふうには私は理解しておりますのは、
例えばメンテナンス、専門的な部分であるとかそういった形についてはこれは可能だろうとい
うふうに思います。本体の管理そのものについては、受けた会社がすべきである、責任持っ
てやるべきであると。そういった事実があれば、即刻契約解除も含めてやりたいというふう
に思
います。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 心強いご回答いただきましてありがとうございます。私もそのよ
う
に
思います。で、本来の趣旨、民間の活力、ノウハウを生かして、そして市民の多様なニーズ
にこたえるよ
うな、そういう施設運営をやっていく、財政的な軽減も図ると、こういう趣旨を
踏まえながらも、先ほど申し上げましたよ
うな危惧する部分もありますので、そこはぜひ、所

管する担当の方々も、それに十分目を光らせていただいて、市民のニーズにこたえて、よりよいこの運営がされるように願っておきたいというふうに思います。

これもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をします。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております最低賃金制度を上回る対応と平成21年度予算編成方針について市長に回答を求めます。

総務省が発表した全国消費者物価指数として、この3年間に2.4%上昇し、今年1月から7月まで連続物価上昇が続き、ガソリン価格、食料品価格が一段と値上がりし、生活必需品の相次ぐ値上げが家庭に打撃を与えているため、個人消費は一段と冷え込み、景気後退局面が長引くおそれがあると発表しました。

その一方で、人事院は、国家公務員一般職の月給と期末勤勉手当については現行のまま据え置く、給与改定は見送りを行いました。一方、勤務時間を7時間45分に短縮するように働きかたしましたが、公務員給与の据え置き等は地域経済にも大変な影響を与えますが、太宰府市は、職員給与改定、勤務時間についてはどのように対応されるか、初めに回答をいただきたい。

人事委員会は、給与は据え置きましたが、公務員でない職員等の官製ワーキングプアと呼ばれる臨時的職員の待遇改善に向けて指針を作成すると表明いたしました。検討されている指針案には、初任給を基礎に賃金を決定する、通勤手当の支給を盛り込んでおります。また、期末手当を支給するように努める、自己負担とされている健康診断や規定のない休暇、任用、勤務形態についても指針を作成することですが、太宰府市も、臨時職員の実態は生活保護基準以下の賃金体系になっております。時給774円、日給6,000円、一般事務補助員としての月給は13万2,000円、日給や月給から税金や社会保険料、交通費などを控除すると、生活保護基準以下の給与形態になります。

中央最低賃金審議会で今年の最低賃金改定の目安が答申されました。憲法第25条の生存権規定が盛り込まれ、生活保護基準以下を下回らないようにとの法律改正がなされましたが、実態は生活保護基準以下です。行政みずから時給や日給、各種手当を見直しを行うべきではないでしょうか。

市職員と同じように働きながら賃金の格差が高ずることは問題が発生します。福岡県が厚生

省に出した要望書は、正規雇用者の年収313万円、非正規雇用の年収は106万円で、2.52倍の格差がある。最低賃金780円を要求していますが、これは民間での最低賃金ですが、行政としても公共工事労務単価基準の責任があり、最低賃金として生活を保障する責任があるのではないかと思いますので、市長の回答を求めます。

2項目めは、平成21年度予算編成方針について質問いたします。

平成19年度6月、平成20年2月27日、市長の施政方針、選挙公約、マニフェスト進捗状況について、どのような状況になっているのか検証いたしました。太宰府市長としての決意、市役所はサービス産業である。現場主義を徹底し、市民とともに語らい、考え、ともに行動する。財政を安定させ、福祉・教育の分野等5つの基本公約を明らかにして行政執行を行っていただいておりますが、中間点としての成果と今後の課題について明らかにする必要があると思われま

す。

今日まで、災害復旧、区画整理事業や国の財政不足による財源対策債の増加によって、経常収支比率も平成18年度は100.9%、議会の一般質問でも大変な論議になりましたが、平成19年度は97.8%と公約を実現されていることについては評価いたします。平成19年度は、健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告では、財政は黒字で安定しており、その上、平成20年度に、繰越金を財政調整基金積立金6億円、地域福祉基金積立金2億5,000万円の積み立てを行っております。このことに関しては、市民の協力、行政職員の努力の結果と思います。公約である簡素で機動的な組織、役所の開庁時間の延長、市長給与の減額、文化財整備、地域再生基盤強化交付金、コミュニティバスの乗り入れ課題、公共施設使用料の減免実施、火葬場問題等の解決と今後の処理問題、公約実現できた内容と進行中である公約実現として引き続き行う問題としてどのように考えているのか。

特に、歴史と文化の環境税や市立南保育所の問題、教育行政課題、景観づくり条例と支援交付金、仮称JR太宰府駅の設置問題、男女共同参画、審議会委員の登用率、高い上下水道料金の問題など、ハード面とソフト面を、今後どのように財政構造を検討し、市民のニーズにこたえるのかを明らかにしていただきたいと思

います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の最低賃金制度を上回る対応についてご回答申し上げます。

ご承知のように、原油の高騰は日常生活用品にも大きく影響しておりまして、憂慮すべき状況にあると私も思っております。

こういった社会情勢があります中で、一般職の職員の給与等につきましては人事院の給与勧告にゆだねておりまして、バブル崩壊期以降、経済情勢の低迷に比例する形で抑制されている状況でございます。

ご質問の臨時・嘱託職員の賃金につきましては、この一般職の職員の初任給水準をベースといたしまして設定しておりますけれども、今後におきましても、適正な賃金水準の確保を努め

てまいりたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、人事院勧告ですね、職員の2年続けて据え置きになったという状況がありますが、まず市長としてはですね、物価高も実態よくわかると、一般職は人事院勧告に従うということがありました。まずこの最終的には人事院勧告決定がなされるわけですが、もう職員は国の方針に従う。ただし、勤務時間については、現在も時間的には7時間45分という問題もありますが、まず職員問題はもう人事院勧告で、定期昇給だけを行うということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今日まで、国に準拠するという地方公務員法上の一つの精神がございます。小さな自治体におきましては、公平委員会あるいは人事委員会を置いてない市町村のほうが多ございます。そこに、給与を国と同レベルの人事委員会で、それぞれ民間の格差がどうであるのかと、給与状態がどうであるのかと調べるには、スタッフ的にも整っていないというのが状況です。そういった意味から、国のほうで行っておられます人事委員会で調査された結果内容に基づいて、それに準拠することが日本の国内の経済状況、あるいは民間の労働者の状況等を反映したことになるというふうなのが一般的な私どもがとらえている部分でございます。そういったところから、従来から地方公務員、とりわけ市の職員の給与等につきましても、そこをベースとして、国に準拠すると、準用していくというふうなことで今日まで来ております。

それから、昇給等につきましても同様でございます。それは市だけが特別行うとかそういったことではございません。丸々給与、勤務状況等については、基本的には国に準拠というふうな形の中でいっております。そのことによって主体性が損なわれるとかそういったことはございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、こういう給与の引き下げを人事院勧告が決めて国に出し、政令市には人事委員会がありますけど、その辺、国と福岡市あたり、政令市の考え方は少し違ってくる可能性もあるんですが、昇給停止として、以前私ども長い期間の中に、給与等級を長く見てきました。ただし、当然これだけの等級が、各1級から7級まであるわけですが、やはりこの定期昇給についても、どういう判断を示すかというのはやはり市長の権限だと思うんですね。だから、定期昇給は実施、私がするのは、定期昇給は当然しなきゃいけないと思うんですが、この部分について幅を持つことはあるのかどうか。国は、人事院勧告見送ったんだから、最終的にはこれだけの等級があるですね、はっきり言って5級の何とか6級以上までずっとあるわけですが、その幅は少し市長の権限として持つことは可能かと私は聞いているんです。この辺どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 昇給的なもの等についても、給与表がございます。それによって、勤務状況の状況によって市町村の任命権者が判断できるようになっております。もとの考え方でいけば、1号が4段階に今分かれております。その人の成績によって、1号丸々上げるのか、あるいは1号の中で小分けされた2号しか上がらんのかというふうなことについてはその任命権者の判断になっております。基本的に、そのことにつきましては、勤務評価であるとかそういった形が基本になってまいるわけでございます。現状で申し上げますと、勤務評価についてはまだ検討中であり、実施いたしておりません。そこで、職員の状況をどう見るかというふうなことでいきますと、日ごろの勤務状況あるいは欠勤であるとかそういった状況等の中で、基本的に著しく処分を受けたとかそういった形でない場合にありましては、一般的には良好で1年間を勤務したとみなして、1号給の昇給というふうな形の中で行っておるのが実情でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、これだけ、先ほども言いましたように、物価が上がりですね、こういう家庭生活に打撃を与えている。公務員の給与が抑えられているというのは、いつも言うわけですが、景気のいいときにはですね、公務員は見捨てられですね、批判もされる、景気がよくなったら忘れられるという状況の中で、ある一定市長の権限であるこの昇給については、やはり市長がどう判断するかによってですね、働く意欲も出てくるんじゃないか。はよ言えば、人事院勧告実施の部分についてもあるんですが、給与の定期昇給については、市長としてですね、やはり職員に働く意欲を与えるために、その権限があなたにあるわけですから、その対応をしていただくということを私としては第1点に挙げているわけですが、やはり職員が、この太宰府市職員、一生懸命やられてますので、その辺を検討いただくということで、当然その部分は、結果はですね、来年の部分で、本人に給与を引き上げた部分について通知をせざるを得ませんから、やはりやる気を起こすような、そういう給与の定期昇給をやっていただきたいと。

それから、7時間45分という状況の中でですね、ほかの現場ではぴしっと機械がとまるとかそういう状況の中で休憩が保たれてますが、市職員の中で、午後3時から15分時間を、休憩とっていいですよといっても、さっきから言うように、市民は、やっぱり市長が言うように、そういう時間帯にお見えになる場合もありますし、休憩時間が決められていてもとれないという状況。特に、今12時15分からの45分間の休憩時間で、渡邊議員も質問しておりましたが、この周辺で飲食される場所も時間的にも難しいという状況、こういう状況がありますが、勤務時間を7時間45分の部分については、今までの、もう45分になっているんでこのままでいいというふうに考えられているのかどうか、見直しをする考え方があるのか。

もう一つは、2段階、できればはっきり言って午後5時15分まで勤務させていただきたい、お昼を1時間いただきたいという要望が出された場合の対応ができるかどうか。組合とも協議があると思うんですが、お昼の1時間を15分延長するとか、午後5時15分まで勤務時間を延ば

すとか、30分に延ばすとかですね、そういう方法的なものを、この勤務形態についてはどういふふうを考えられとるでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員の勤務時間等につきましても、これは国に準拠するというふうな形が基本になっております。しかしながら、この勤務時間につきましては、従来国と異なる取り扱いをしてきておりました。国においては、40時間の勤務時間が正規の勤務時間としてございました。太宰府市を初めとして多くの自治体、福岡県下は特に多ございましたけれども、39時間45分というふうなことで、ずっと従来から今日まで至っております。幸い、そのことが、国家公務員あるいは人事院勧告の中で時間短縮等々が行われ、7時間45分というふうなことになったわけでございます。で、1週間でいきますと39時間45分でしょうか、40時間を切っております。

しかしながら、今現在で行きますと、国と同様の勤務時間帯になっております。このことについて、もとに戻すのかというふうなことでございますけれども、あくまでも勤務時間が7時間45分、1週間の勤務時間が39時間45分であれば、国がそうであれば、市もそういった形の中で住民サービスに努める必要があるだろうというふうな思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 長い間のこの勤務時間見ておましてね、市長さんも勤務の形態がわかっているように、以前は9時から17時だったとか、それが30分繰り上がったと。で、今度は30分繰り上がって、12時15分から13時まで。で、その間に15時からの15分の休憩ってなかなかとれるわけじゃないわけですよ。で、勤務時間が過去に何回も変わったりいろいろしてきたわけですが、この現在のところ、この勤務時間については、やはり延長することも可能かどうか。当然行政側、その時間帯にぽつと休憩というわけにはいきませんからね、全員が。交代をしながらやっている場合もあるでしょうし。それかて、昔は年休なんかは買い上げることでもできたんですが、今それもできない。なかなか厳しい状況がありますが、勤務時間はこの7時間45分という形で、現在の勤務形態の中で、午後3時の休憩時間の対応は、全員がとれるわけじゃないんですが、これを見込んで7時間45分というふうな今後やるのかどうか。市長としてはそこも含めて、15分を含めてこの7時間45分というふうになっているのかどうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 通常、休息と休憩、ご承知だろうと思います。休息時間は勤務時間の中に入っております。そこで一時的、もとでいきますと、たばこを吸うと、あるいは一息、ちょっと15分間、自分のふと、何て言うか休むというふうな形です。勤務時間は延長しておるわけです。休憩になりますと、これは自分のフリーの時間として、これは外に出ても構わないと、そういった意味合いの休憩と休息の時間がございます。そこを、労働基準法の違いがございませう。国においてはその適用をしないというふうな状況に今現状ではなっておりますし、今の市町村、自治体においては労働基準法の適用があると。だから、厳密に、その休息時間をどこに

置くかというふうなことによって苦慮するわけでございます。今回国と同一の方向に幸いなるようでございますので、その辺のところ等については、労働基準法上が解決するのかどうかは別として、国に準拠して行方が一番もつれがなくていいんじゃないかなというふうに思っております。組合とも、そういった方向の中で、詳細には、私も現場の部分については遠ざかっておりますけれども、基本の考え方はそういうことでありまして、組合との協議も必要になってくるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、職員問題の給与、勤務時間については、当然組合職員との協議事項もありますので、どのようにしていくかは内部検討もいただきたいと思います。

それから、特に今回人事院勧告が出したこの臨時的職員のですね、待遇改善、国自身が、はよいえば同じ国の機関でありや、地方自治体の中で働く職員も、余りにも一般職と、それからそういう臨時的任用される方々の賃金格差が大変あるということですね、見直しをしなければいけないという方針が具体的に出されて、今述べたんですが。

そういう状況の中で、現在平成20年度の当初予算を見ますと、臨時職員が120名、それから発掘のためにこの現場で働く発掘従事者賃金は年間7,900万円近く、人員は大変な数になります。嘱託は80人、それから委託が大体24名と、それ以外に臨時的に任用される部分がありますが、こういうこの臨時職員の部分について、現在のところ市が出している単価についてはですね、日給は6,000円で、時給に直すと750円、それからこの一般事務補助については人事院勧告を上回っておりますが、774円です。

ところが、こういう、最終的には国がですね、臨時、パートにない制度として、通勤手当を見なさいとか、期末手当を検討しなさいとか、それからやはり職員と同じように健康診断、それから休暇や勤務形態についても検討すると、こうなってきたときに、先ほど市長が言ったように、国の人事院勧告に従いますと。そうすると、そういう臨時・嘱託の部分については、嘱託も、先ほども論議になりまして、具体的な適正な単価で雇用されているかという監督権が契約上に出てくるわけですが、こういう状況の中で、働く職員の中で余りにも賃金の格差がある。ただし、国がこれをしなさいといったときには、強制力というのは余りないんですね。問題は、行政側がどう受けとめるか。この辺はいかがでしょうか、国がそういう方針を具体的に出してくる、平成21年度から実施が予想されますが、予算編成もこれによって組み替えざるを得ないと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国のほうが、そういった方向の中で、制度としてそういうふうになってくれば、本市においても、本市だけがしないというふうなことにはならないだろうというふうに思います。

現状でございますけれども、臨時職員等につきましても、職員の給与ベースといたしまして、どれだけ勤務しているかによって出しておりますし、これは全国的な出し方と同一だと思

います。それから、嘱託職員等につきましては、これは勤務状況、勤務条件等々についてもほぼ、健診でありますとかそういった形も行っておりますし、それなりに改善を今までやってきておるといふふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり同じ職場においてですね、同じような仕事しながら、職務の権限はありませんけど、一生懸命仕事をされている方について、やはり職員に対する、自分は一生懸命しているんだけど余りにも給与の格差があるという、内部的な、はよ言えば批判的なものですね、あつてはならないと思うんですね。

で、今国が出したのを見ますと、はっきり言って高校卒業程度の方の年収を時給換算しなさいという、こういう方針なんですね。で、太宰府の高校卒業の初任給、主事補を採用されたときの給与が14万4,500円というふうに給与表になっております。これが、はっきり言って1年間173万4,000円です。期末勤勉が年間65万250円で、合計238万4,250円というのが大体の部分ですね。これ、残業がある場合もありますし、そういうのはありませんが、基本給だけを計算したときに、はっきり言って、この期末勤勉を含めた部分を1カ月に直すと23万8,726円、これ税込みですよ。それを30日で割りますと7,957円、日曜も祭日も含めて、単純に日給は7,957円となります。これを時給に直すと994円です。だから、職員の皆さんが、自分が基本給や期末手当を足して割ってみたら自分の日当は幾らかと。ただし、皆さんみたいに長い間、30年以上にわたって行政をやはり責任を持って執行した方の部分と、新たに採用されて今から能力を持つ部分の給与の格差は当然ですが、これがやはり最低生活としてきたときに、太宰府市の最低賃金よりも高いです、774円ですが、時給やはり1,000円というものが出てきます。だから、太宰府市は、この時給や日給を国のベースでいく初任給、高校卒業で行くか、短大卒業でいくか、大学卒業でいくかによって違いもあるわけですが、行政みずからが、はよ言えば生活保護基準以下の最低賃金や時給にすべきでないと思うんですね。

で、太宰府市の生活保護の部分を見ますと、実質どのくらいの生活保護、1人の場合ですよ、出してみますと12万1,027円、1人世帯で、住宅費だとか、この冬の加算だとか、生活保護だって期末の一時金として、わずかですか年間で1万3,000円近く出ます。それからですね、この12万1,027円というのは税金を払わないでいいというやつです、公租公課。生活保護の中でも介護は支払いしなきゃいけません、実質生活保護で税金を払ったと言われる、市民税や県民税や国民健康保険、そういうものを払うと生活保護の実質額は18万円ぐらいになるんですよ。ところが、時給で働いても774円では、はっきり言って太宰府の最高の部分で、はよ言えば12万5,100円では、それから交通費や税金を差し引くと生活保護以下じゃないでしょうか。だから、最低賃金は、やはり最低でも時給1,000円ぐらいに国がしなさいとこう言っている状況の中で、これを実施するのかどうか。

それから、3省協定というのが昔ありまして、今は逆に公共工事の設計労務単価で工事費を積算しなさいというのがあります。で、現在福岡県の平均単価が、1日当たり1万4,984円の指

導が入っております。公共工事設計労務単価の平均です。だから、これは当然見積もりをし、そういう適正に支払われているかどうかという指導が行政にあるわけですが、公共工事設計労務単価では1万4,984円、しかも現実にはそれを下回る時給6,000円という問題では、はっきり言って2分の1かという問題があります。だから、そこでは当然、この最低賃金や時給もですね、行政みずからが改めるべきじゃないかというふうに思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今国のほうの流れがどうなるのかというふうなこと、定かには私もここで明確にはわかりませんが、今武藤議員のほうからお話を聞いた範囲の中で理解をした段階でお話をしたいと思いますけども。そういった国の状況等が異なってくると、やはり労働者に基本を置いた形での改正がされるというふうなことになれば、地方公務員法の改正もありましょうし、そういった段階の中で、また国のほうに準拠するというふうな基本の考え方もありますんで、その反映できるような形になるのではないかなというふうに思っています。

ただ一般的に、今の現場を申し上げますと、臨時職員の中にもいろんな形態の方がいらっしゃるわけです。自分のこの時間帯であれば来れるというふうな部分で、繁忙期に雇用しておるといような部分もございます。それから、全体的には扶養に入っているから、それ以上の金額はむしろ好まないというふうな方もいらっしゃるわけでございます。

そして、この市のほうの臨時職員というふうなものは、臨時の職でございます。そして、仕事を補完するというふうな意味でございます。職員と同じように、同一で行うというふうな、勤務時間とかそういったものは一緒ですけども、質的に違うというふうな部分がございます。そういった中において、基本の部分がその仕事の責任の度合いでありますとか、仕事の中身でありますとか、そういった中によって報酬等が反映されてくるというふうな部分が基本でございます。そういった部分でありますんで、同種の、あるいは専門的な職業、職種の場合にありましては、この6,000円に限らず、もう少し高いというふうな部分がございます。嘱託職員にあっては同様の考え方でいっております。

それから、職員賃金等に際しましては、国のそういった人事院勧告によって、職員の給与も4%とかダウンをいたしております。しかしながら、臨時職員は、そのときであっても、恐らくそうだろうと思いますが、歳計計算をし直してダウンさせたというふうなことはございません。今の現状維持というふうな中でいっておりますんで、その辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。

すなわち、臨時職員、これは委託も指定管理者制度もそうですけれども、私の基本の考え方は、市内の市民を多く雇用創出させていくというふうなのを基本に考えておりますんで、そういった面での考え方もご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長が言うようにですね、はっきり言って、臨時職員については臨時

の仕事をお願いするわけですが、臨時にしても、委託にしても、嘱託にしても、市が頼むときに、当然期末や、民間で言うボーナスというかですね、退職金とか、こういうものも積算して出しているかという、そうでないものもあるんですよ。だから、今市長の答弁にありましたように、嘱託職員としても、いろんな部分で日給にして1万円になる人もおれば6,600円の人もおりますし、9,480円とかそういう部分もあります。ただ、そこには時間外勤務手当やほかの手当は一切入っておりませんから。

私、やはり働く人たちが、臨時であれ、委託であれ、嘱託であれ、やはり最低生活できるように、行政みずから賃金下げをすることによって、やはりワーキングプアと言われるか、生活ができない状況、生活保護基準以下の賃金をやはり支払うというのはおかしいじゃないかというふうになるわけですよ。だから、行政側として、ある一定最低賃金を超えた、この時給としては774円というのは評価はします。ただし、やはり行政内部として、最低賃金をしておられれば、これはもう大変なことですけど、ある一定引き上げてますが、福岡県も国にもそういう要望上げてますし、今後は、そういう臨時や嘱託や委託職員の生活もやはり保障せざるを得ないという状況の中で、先ほども言いましたように、公務員の給与が、昇給停止がずっと続いたりすることが好ましくないなど。本当にこれだけ物価が上がりですね、生活が苦しい中に、年収が、今日の西日本新聞にも生活が苦しいというのが1面に載っておりますけど、行政みずから、やはりこういう賃金や委託や嘱託の部分についても適正な給与体系をしないとですね、行政がそういう状況では批判を受けることになると思いますので、今後国の指針が出た場合については、具体的にどうすべきかという状況、太宰府市の生活保護基準以下になるようなことのないようお願いをしておきたいと思います。

それから、やはり3省協定というか、公共事業については1万4,984円、これも去年から比較して1.8%下がりました。だから、給与も下げられる、物価は上がる、こんな状況ではですね、市民の生活は苦しくなるばかりですから、ぜひその辺も内部検討いただきたいというふうに思いまして、1点目を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2点目。

市長。

○市長（井上保廣） 平成21年度の予算編成方針についてお答えを申し上げます。

平成19年度は、佐野区画整理事業、地区道路整備事業、通古賀都市再生整備事業、高雄中央通り線整備事業、災害復旧事業などの大型の事業の終息を迎えることができました。新たに都市基盤整備のための地域再生基盤強化事業を5カ年事業で始めることができました。

一般会計の平成19年度決算は、実質収支で約10億9,000万円の黒字決算となりました。経常収支比率も、前年度100.9%から97.8%へ、3.1ポイント改善することができました。平成21年度は、公債費や人件費の減少が見込まれますけれども、大幅な歳入増は期待できません。まだまだ厳しい財政状況が続くというふうに私自身考えております。

しかしながら、平成20年度と同様に、行政評価システムと連動いたしました予算編成の熟成

を図っていききたいというふうに思っております。徹底した経費の削減を行いまして、新たな行政需要との均衡を図りながら、市民の皆様方にお約束をいたしましたマニフェストの5つの政策及び第四次太宰府市総合計画後期基本計画の具現化を着実に果たしていただけますように、限られた財源の重点配分と、それから経費支出の効率化に徹しまして、計画的、効率的なまちづくりを推進してまいりたいというふうに思っております。

それから、マニフェストの具現化につきましては、学校の耐震補強工事の計画的な施工、それから地域再生交付金を活用いたしました既存団地の側溝及び道路の整備、あるいは福祉関係でございますけれども、待機児童ゼロ作戦の推進のための保育所定員の拡充、それから育児支援家庭訪問事業の充実あるいは重度障害者福祉手当の創設、それからこれも保育関連でございますけれども、子供を3人お持ちの、保育所に通ってらっしゃる家庭におきましては、保育料を3人目から無料というふうなことも実行をいたしております。

あるいは、土曜開庁の試行でありますとか、あるいは景観条例、景観計画策定に向けましての取り組み、達成もしくは鋭意進行中のものもございます。

なお、進捗状況につきましては、市のホームページの「市長の部屋」に掲載をいたしております。主なものにつきましては、まほろば号の新規路線でありますとか、あるいは歴史のまちづくり法の活用によりますところのまちぐるみ歴史公園など、今後私の任期後半の2カ年で、実現に向けて道筋をつけてまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まずは、この財政問題については、以前何回か質問をして、私は、この太宰府市の財政は、借金にしても優良債だと、第2の夕張になることはないという状況の中で、財政問題、武藤だけはなぜそんな財政が安定しているのかと、ほかの議員は大変厳しい中という状況でのかみ合わない質問もしたこともあるんですが、その結果が今回明確に出てですね、6億円も財政調整基金に、福祉基金に2億5,000万円、しかも繰上償還もして、借金を、利子を1,700万円も減らすとかですね、こういう状況になりました。それは、さっきも冒頭述べたように、市民の協力や市職員の努力の結果だというふうに思っておりますが。

やはり、市長が今言うように、国は地方自治体にお金を出さない。私のほうも、平成19年度、平成20年度の当初予算や決算を見ておりまして、特に問題なのは、借金だけを、国は金がないからといって、借金だけを起債に切りかえて、当然出さなきゃならないもの、そして基準財政需要額の計算の中にして交付税の算定している。借金を交付税に入れて、ほんの一部を基準として計算するというのは、全くむちゃくちゃですよ。

そういう状況の中で、また国も、昨日も国の予算方針が出ておりまして、3兆円をやはり最終的には削ろうとしている。その犠牲になるのが、やはり地方自治体や福祉予算だというふうに思うんですが、当然太宰府市も厳しい状況の中で、どのような財政をやっていくのか。今市長が言いましたように、大変な成果もありますし、市長みずから給与の減額があるし、いろんな形で、マニフェストの中間点に来て、成果として評価すべきものもありますが、やはり今後

大きな問題としてですね、議会で論議すべき問題もありますが、まず地域コミュニティは大変大きな期待があります。コミュニティバスの乗り入れをしたいと言っていて、それが最終的に4年間の間にできない場合はですね、大変なやはり市民の期待を裏切ることになります。まず1点は、コミュニティバスを、以前提起もしたように、あんな大きなバスじゃなくて、タクシー会社に委託するとか、10人乗りにするとかという提案もさせていただきましたが、コミュニティバスというのは住民の足です。こういう状況の中で、コミュニティバスの乗り入れ問題については、議会でも再三各議員からも質問があつてますが、これをどうするかはやっぱり重点的に来年度明らかにしていただきたい。

それから、私としては、当然大野城市と太宰府市で火葬場の運営をと、質問を何度もしてきましたが、市長としては、建てかえるよりも、好意的な筑紫野・春日・筑前筑慈苑組合に加入をとってきました。ところが、現在の火葬場を解体するのも大変な、この産業廃棄物としての支出や、そこの地元の補償の問題や、新たに加入する筑慈苑組合に対して大変なお金が必要なのですが、佐野区画整理事業、先ほども市長が佐野地区道路、通古賀地域再生事業の中で、佐野の区画整理事業の積立金を取り崩して充てる気があるのかどうかですね。私もあと時間が15分しかありませんが、そういう一般会計の中に負担をかけない、当然佐野の区画整理については大変な市税を投入してきたわけですから、今から20年ぐらいすると固定資産税で採算がとれるかもしれませんが、当面はこの積立金を取り崩して充てる考え方があるかどうかという問題です。

それから、今私が一番悩みの問題はですね、市長の考え方は、施政方針の中に2年にわたって明確にされておりますが、歴史と文化の環境税です。議会としては、みらい基金創設特別委員会が設置をされて、全員構成で審議をいたしております。ただし、議会が先走りしても、その環境税とのかかわりがありますが、やはり市長としては、この貴重な財源である、7,000万円近く入る環境税は続けたいというふうに考えておる。そうすると、環境税にかわるものというふうに私は受けとめて、みらい基金創設特別委員会が条例化をしようとしている。そのかみ合いがない場合には、混乱を起こすことのないようにしなければならないと思うんです。私も、みらい基金創設特別委員会の委員長として論議をしております、一度も市長の明確な考え方を聞いたことがありません。それで、できれば市長としてですね、その部分の考え方を明確にしていきたい。

最後に、また特別委員会としてですね、JRの問題が、今年は市長が明確に方針を出すという施政方針があるんですよ。だから、JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会というのは、太宰府市発展のためにという大きな課題が、はっきり言って元市長の伊藤市長さんから、伊藤さん、佐藤さんとにわたって協定が結ばれ、それはどうするか、生かすかという論議をしてきた内容なんです。JR駅についての設置をどうするかということについては、時間的には余りありませんが、市長の回答をいただきたい。また、来年になりますと代表質問もできますので、その上でもまたお聞きすると思いますが、その辺の考え方を明らか

にしていただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市政を預かりまして、精いっぱい私も頑張らせていただいております。マニフェストの今の経過もお話ししましたし、またホームページを見ていただければ詳細におわかりだろうと思います。

特にその中でも、バス乗り入れの問題あるいは火葬場の建設あるいは筑慈苑組合に加入を決定しておりますので、その財源をどうするのかというふうなこと、あるいは最後には歴史と文化の環境税についての見解というふうなことでございます。

まず、バスの乗り入れ、平成21年度の予算中におきましては、この私が申し上げたことについては、私は実行していこうというふうに思っております。そういったところで、今関係所管のほうに指示をしております。具体的に申し上げますと、高城地域等についても、平成21年7月に開通させたいと、新規路線を開通させたいというふうに思っております。それから、東観世等についても、同様でございます。東観世については、お買い物バスとかいろんな、必ずしも市単独で行うだけがすべての高齢者の行動支援ではないというふうに思っております。いろんな角度からできる方法を今模索をしております。具現化に向けて、この2つ、バスの乗り入れ問題については実行してまいりたいというふうに思っております。

それから、火葬場の建設の問題の財源の問題でございますけれども、今いろんな基金がございます。あるいは、通常の中においても財政調整基金あるいはまほろば基金等々もございます。いずれにしても、年間5億円を一度で払う必要はございません。計画的に分割で払うことが可能の契約にしていきたいというふうに思っておりますので、その辺のところは全般的な財政計画に織り込んでいきたいと、市民の皆さん方のその他の福祉行政であるとか教育の問題にしわ寄せがならないような形の中できちっとやっていきたい。私は、常々申し上げておりますように、市民にとって必要な財源は確保していくというふうな基本の考え方を持ってやっております。その時折で、もう少し、どの部分から資金を捻出して支払っていくかというふうなことについては詳細に考えていきたいと。今武藤議員がおっしゃっている基金も、一つの有力な基金の取り崩しの一つだというふうに思っております。

それから、歴史と文化の環境税でございますけれども、これも何度も申し上げておりますけれども、新たな財源を見出すということ、あるいは地方分権というふうな形の中で、それまでは国が頭脳で市町村は手足と、国の言うとおりにしておくようにと、言ってみたらそういった構図でございました。しかしながら、平成12年のいわゆる地方分権一括法に基づきまして、市も市のことは、まちづくりのことは市で責任持って考え、実行していくというふうなことが基本になってまいりました。そういったところから、職員と一緒に新たな財源を、今太宰府市の特殊なものにありますものを解決するためにはどういったものがあるかと、そういった中から生まれてきたのが歴史と文化の環境税でございます。

しかしながら、事業者の皆さん方がいろんな面で異論を唱えてらっしゃる方もいらっしゃる。私は、混乱するだけを好んでいない。そのことが同じように、環境税と同じような形の中で、いわゆるみらい基金の浄財によって賄うことができれば、一つの選択肢としてそのことについての考え方もあり得ると。しかしながら、前市長も申し上げておりましたように、そのことが、平成19年度の決算でも6,800万円というふうな形が担保されているわけです。これは、どこ探しても6,800万円は降ってきません。やはり貴重な財源でございます。やはりそういったところがきちっと担保されるということ、そのことが市民、為政者として、やはり安定的な行政運営をする上において必要であるというふうには私は思っております。そういったところが明らかになれば、これは大丈夫だと。やはりそのことによって観光客が730万人から来られておる、そういった皆さん方に対して、やはりまた来たいというふうに言われるような、そういった施策に回す、あるいは市民の皆さん方もやはり健康になっていただくように、まずもって太宰府市を知るというふうなことから、町じゅう、まちぐるみ歴史公園というな中で、市民の方もそのことによって健康になっていただくと、そのための仕掛けをする財源としても要ると。お金は落ちていないと、私はお金は、使うほうも大切にしますけれども、入りを図るといことはやはり大事だと。まちづくりのためには必要なだと、それぞれが汗をかいて、1円でも2円でも上がるような努力しようよというふうには私は市民に訴えていきたいというふうには思っております。

それからJR太宰府駅でございますけれども、私はこれもマニフェストの中で掲げております。歴代の市長、平成2年からJR九州との取り決めがあることについても、職員でございましたんで、百も承知しております。また、JR太宰府が、全国のJRダイヤの中で太宰府駅が載ることの意味というふうなことも、私もよく承知をいたしております。

しかしながら、全体のまちづくり、西のまちづくりの中でやはり考えていく必要があると。あそこの田んぼの中にぽつんとJR太宰府駅だけつくっても何の意味があるだろうかと。やはりJRと何度も、毎回申し上げておりますように、西鉄都府楼前駅あるいは肝心の天満宮、西鉄太宰府駅とのアクセスをどうするのかと。やはりJR太宰府駅におりられ、観光客の方が知らずにおりられ、そしてツールが何にもなかったと、つなぎの公共路線あるいは時間も読めなかったというふうな形になれば、それこそ私はひんしゅくを買うだろうというふうには思います。そういった中で、西の総合計画というまちづくりの計画を、基本的に青写真を確定した上で、そしてその延長上にJR太宰府駅があるというふうには思っております。そういった方向で、平成20年についてはめどをつけるというふうなことはそういった意味で申し上げております。幾つかの選択肢はあろうと思います。固定的な考え方には立っておりません。柔軟に、市民の皆さんと一緒に、議会の皆さん方と一緒に、この結論等については到達していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ありがとうございます。まず、市長からですね、回答をいただいた中で、高雄は来年の7月から、東観世のマニフェストによることについては、買い物バスとかそういうまほろば号をとるんじゃなくて新たに検討をするということですので、この問題についても再三質問が各議員からあっていますが、やはり議会の要望にもこたえていただきたいと思えます。

また、基金についてですが、一度に支払う必要はないというのはよくわかりますが、やはり基金をどれを取り崩すのかというのは大きな問題なんですよ。だから、その区画整理基金というのは、私としてはそのほうが一番取り崩しやすいんじゃないかなというふうに考えております。

もう一つ、時間的に、やはり北谷にこれだけ、25年以上にわたって火葬施設を設置いただいたと。それなりの協定も結んでると。やはりそういう状況の中で、北谷区に対する対策もですね、やはり明らかにすべき問題だと思うんですよ。ただし、やっぱりこういう問題については、議会にも、行政と、それから行政区と、3者がやはり協議も必要じゃないですかというのをまず検討していただきたいと思えます。

それから、新たな財源問題で、歴史と文化の環境税については、大変市長の熱のこもった説明いただきましたが、やはり私としては、皆さんと今審議をしておりますが、やはり担保がとれないような条例をつくってもね、なお混乱が起きると困る。今ワーキング部会の中で論議もしていただいて、5：5という話もあったんですが、5：5がどうなるのか。環境税の半分を基金として繰り入れて後の部分を寄附で集めた上で、ある一定のめどが、担保がとれたときとか。先ほども質問がありましたように、以前も言いましたが、みらい基金が、はっきり言ってそういうものが積み立てになるのかどうか。いろんなイベントをして、私も委員長引き受けるときにここで発言した経過がありますが、どうすればいいのかと。行政が悩まずに、議会も事業者も執行部も市民も含めて対策を考えなきゃならないというふうに考えてますが、今本当に中間点です、この問題も。大きな課題ですし、議会の皆さんの意見も聞きながらじっくりと審議をしていく必要あるんじゃないかな。6,800万円という大変なこの地方分権による財源を見直すということですから、やはり大きな課題だというふうに受けとめております。

最後に、JR太宰府駅の問題ですが、本当にこの西の総合計画としてやるならばですね、やはり予算措置、ある一定の総合計画とかそういう部分がありましたが、やはりやる気があるならば、民間主導でやるのか、行政主導でやるのか、第三セクターでやるのかどうか。一番のネックは筑紫野市ですよ。その太宰府のJR駅の前に筑紫野市がずっと入ってきてますから、筑紫野市の関係者の同意も必要になってくる。本当に行政がやる気があるならば、このJR太宰府駅を早期にやはりですね、実現できるように内部検討をしていただくことをですね、お願いをいたします。

時間がなくなりましたので、私の質問はこれで終わらせていただき、また代表質問などで予算編成時にお聞きしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、1項目3点についてお伺いいたします。

近年情報化社会は目覚ましい発展を遂げています。とりわけインターネットの登場がその大きな役割を果たし、携帯電話でもインターネット機能が利用できることにより、より身近なものとなりました。

内閣府が2007年3月に行った情報化社会と青少年に関する意識調査では、PHSを含む携帯電話の使用率は、中学生で57.6%、10歳以上の小学生は31%が使用しているという結果が出ています。自分専用の携帯電話の所有率は、中学生53%、小学生27%に上っています。また、携帯電話を使つてのメールや情報サイトの1日の平均利用時間は、中学生で1時間15分、小学生では26分となっています。この調査の結果からも、子供たちの間にも日常生活にインターネットが深く浸透していることが言えるのではないのでしょうか。

その一方で、インターネット絡みで発生した子供たちを巻き込んだ事件が少なくありません。掲示板への書き込みやネットオークション詐欺など、子供同士で被害者、加害者になるという図式があります。その中で、近年問題になっているのが学校裏サイトの問題です。

学校裏サイトについては、2005年ごろから存在していたと言われていています。このサイトの特徴として、部外者が入れないようにパスワードが設定されていたり、携帯電話からしかアクセスできない、またパソコンで学校名等を検索してもヒットしないようになっており、見つけ出すのが容易でないと言われていています。こういった裏サイトの運営の方法は、匿名掲示板という形で運営されていますが、実名を挙げての誹謗中傷、またイニシャルや伏せ字など同様の攻撃があることなどから、特定の個人だけでなく、該当のイニシャルを持つ全員が被害に遭うということにもなります。学校の教室内で起きているいじめと違い、ネット上への書き込みという性質もあり、その発見自体が難しいと言われていますが、太宰府市において、こういった裏サイトが発見された場合の対応策などどのように考えておられるのか伺います。

2点目に、市と保護者間の連携について伺います。

世界じゅうで随時更新されているインターネット上のすべてに目を光らせて監視していくというのは理論的に不可能です。学校裏サイトなど数種類の有害サイトが子供たちの間に広がった場合、市と保護者間と双方向での情報の共有、対応を行う必要があるのではないでしょう

か。

その一つとして、メーリングリストを導入して、有害サイトなどの情報の共有ができるようになる仕組みが必要ではないでしょうか。ヤフージャパンのIDを取得することで、ゼロ予算でも可能であると考えますが、見解を求めます。

3点目に、いきいき情報センターでのインターネットコーナーでの対策についてお伺いします。

いきいき情報センターは、市の外郭団体である財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者として運営されています。5月20日に行われた同財団の理事会でインターネットコーナーでの有害サイトへの対応策について質問しましたが、その際の答弁では、市の制限を受けた回線を使用していると答弁があり、財団独自の有害サイトへの規制を行う権限はないとのことですが、市民の皆さんに日常開放されているインターネットコーナーで有害サイトを閲覧できてしまう可能性が懸念されますが、何らかの対応策が必要と思いますが、見解を求めます。

自席におきまして再質問を行うことを述べて、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 子供たちを取り巻くインターネット環境についてご回答いたします。

最初です、いわゆる「学校裏サイト」という言葉でございますが、文部科学省等では、これは「学校非公式サイト」いわゆる学校裏サイト、というような言葉を使っておりますので、最初に申し上げたいと思います。

この学校裏サイトの実態につきましては、ご指摘のように、非常に把握が難しい、そういう状況にありまして、今日的な社会問題であると認識しております。現在各学校におきましては、相手を思いやるなどの人権意識を高める教育とか、情報に関する教育、また家庭との連携など、こういうことに取り組んでおりますので、今後も子供を守るための体制の整備を進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては教育部長のほうから回答いたします。よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学校裏サイトの対応策についてでございますけれども、ネット上のいじめという極めて深刻な新しい形でのいじめの問題が起こっている現状がございます。しかしながら、このような実態を把握することは非常に難しい状況、厳しい状況でございますけれども、この対応といたしましては、まずは子供たちの携帯電話あるいはインターネットの利用実態を十分把握すること、2つ目には、学校や家庭におきまして情報モラルをしっかりと教えること、こういうことなど、いわゆる未然防止の体制を充実強化することが重要であるというふうに考えております。

なお、仮に発見をされた場合にありましては、警察署の担当窓口にご相談しながら、あるいは

連携を図りながら、いわゆるプロバイダー責任制限法に基づきまして、プロバイダー等への書き込みの削除要請を迅速に行うなどの対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、メーリングリストの導入についてでございます。

有害サイトへのアクセスができないようにフィルタリングソフトを設定することや、ご提案されてますメーリングリストの導入などの方法もありますけれども、このネット上の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、まずは未然防止あるいは早期発見、早期対応が必要であるという観点から、そのための取り組みにつきまして、今後も調査研究を積極的に行いながら、まずその体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えます。

なお、本市内の小・中学校におきましては、学校への携帯電話の持ち込みにつきましては基本的には禁止をいたしております。

次に、3点目についてでございますけれども、ご質問にありますいきいき情報センターのインターネット体験コーナーにつきましてもフィルタリングソフトを導入いたしております、問題のあるサイトへの閲覧あるいは書き込みを規制をいたしております。

また、これらの規制に加えまして、小学生につきましては午後5時までの利用制限をいたしております。また、特に3年生以下につきましては保護者同伴を義務づけております。

さらには、個人が持参をしますフロッピーあるいはCD-ROM等は使用できないというふうな注意事項もきちっと示しております、それぞれ利用者にご理解、ご協力をいただいております。

そして、担当職員が、その状況に合わせまして、声かけをしながら、適切な利用をするように促しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 通告しております3点、順に沿って再質問させていただきたいというふうに思いますが、まず今教育長のほうから最初に答弁いただいた、文部科学省のほうでは「学校非公式サイト」というふうな名前になっているということですが、今本市の小・中学校の校長先生たちが定期的に集まって会議等されているというふうに思いますが、その中で、こういった学校裏サイトというか、学校非公式サイトということが会議の中で議題に上がったということはこれまであったんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この学校裏サイトにかかわりますいじめ等につきましては、文部科学省からの文書もございますし、また新聞等でもかなり報じられている状況でございます。いじめに関しましては、先般来いろんな取り組みをしているところでございますが、新たないじめの形態としてこういうインターネットの学校裏サイトという問題があるということで、十分に気を配ることと、先ほど部長が答弁いたしましたように、実態の把握に関しまして、保護者会等と話をしてほしいというようなことを述べるなどして、情報の共有といたしまして、取り組み

についての話し合いをしているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ引き続きその取り組みというか、そういったことも把握に努めていただきたいと思うんですけども、あくまでも今教育部長の答弁の中で、携帯電話の学校への持ち込みは禁止であるということをおっしゃっていただきましたけども、その所有については禁止、当然されてないわけですから、やはりそういったところで、いろいろ携帯電話の、その子供が所有することについてはいろいろ、いい面、悪い面両方あるというふうに言われてまして、9月7日の西日本新聞でもそのことが特集されておりますけども、防犯の面とかでは、逆に子供の居場所がわかるとかそういったところで、今防犯ブザー等の機能もついているようですから、そういったところで、携帯電話のその安全性の部分もあるというふうに言われてます。ただ、その一方で、先ほど質問しましたように、子供たちがその携帯電話や、あるいはインターネットの書き込み等、トラブルとか、場合によってはそれが原因で殺人事件にまで発展していくというようなことが日本全国でもこの間起きてます。そういった中で、やはりいろいろ対応策が必要な部分もあるかと思うんですけども、先の通常国会のほうでですね、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律というのが成立しまして、その中では、青少年に有害情報として3点明示されてますけども、この法律の制定の過程の中では、当初自民党、民主党と両方から案と申しますか、本案が上がってきて、その中で、衆議院の青少年問題特別委員会の中で、その特別委員会の中に議席を持っています自民党、民主党、公明党、共産党の4党で、何としてもこの法律を成立させるんだということで、いろいろ話し合いが、すり合わせ等が行われて成立したという、衆議院では全会一致、参議院で反対が1票出たようですが、そういった形で成立していったというふうに流れがあります。

それで、当初、自民党案の中では、有害サイトとしてですね、規定が6つ上げられておまして、その中の一つにですね、具体的に特定の青少年に対するいじめに当たる情報であって、当該青少年に著しい心理的外傷を与えるおそれがあるものということで、具体的にこれはもう、その学校裏サイトと申しますか、その学校非公式サイトをですね、指したものが有害情報の一つとして明示されて、それも含んだ部分が今回3点に絞られたというふうには私は認識しておりますけども、この青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の中ではですね、自治体にも具体的に第4条のところで責務という形で、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに、そういったところが明示されてます。そういったところでの対応策というのが今後必要になってくるかなというふうには思うんですけども、今発見された場合の対応としては、警察等に連絡して、あとプロバイダー通して削除の要請をするということだったんですけども、きちんとそれが、教育部の中でですね、業務マニュアル的な部分でちゃんと整備今されているのかどうかということをお聞きいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○**教育部長（松田幸夫）** 現時点においては、そういう方針、規則等はまだ整理はしておりませんが、やはり今後、こういう事件に対応するためには、例えば現場の教師、先生たちには、指導の手引、マニュアル等も作成しながら、徹底した指導をしていきたいというふうに思います。

○**議長（不老光幸議員）** 2番藤井雅之議員。

○**2番（藤井雅之議員）** ぜひよろしくお願いします。

それで、(2)のほうに移っていきますけども、まず最初に、教育部長が言われましたフィルタリングの問題ですね、フィルタリングについての実態ですけども、同じく2007年3月に行われた情報化社会と青少年に関する意識調査の中ではですね、フィルタリングについて知っているという人、全体で、これは保護者の方は2,000人ですね、アンケートをとったということですけども、個別面接方式でアンケートをしたということですけども、「知っている」と答えた方が21.3%、「使っている」というふうに答えた方は3.5%にとどまっています。2007年の調査ですので、もう1年半近く経過していますから、その間にフィルタリングの問題、周知は広がってきているとは思いますが、それでもまだ全体の半分以上が使っているという数字にはいっていないんじゃないでしょうか。そういったところも含めてですね、そのフィルタリングのそういった機能とか、携帯電話の主要3社によってもいろいろな内容等があるように聞いてます、時間制限でそういったことかなるような仕組みになっているものとかですね。そういったものをきちんとお知らせする手段というのは私は必要なんじゃないかなと思いますけども、何らかの形でですね、プリントにして配るのか、そういった部分も形でやっていただきたいなと。これは、本来はもちろん携帯電話を販売するときの販売店がやる仕事だとは思いますが、それでもやはりこの調査の結果を見ると、知っているという方が約20%にとどまっている状況ありますので、やはり行政としてもですね、何らかの対応が必要なんじゃないかなと思いますけども、それについて実施されるお考えはありますでしょうか。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（松田幸夫）** 現在文科省のほうからこういうチラシをつくりまして、ホームページでも流しております、同じような内容を。この中にも、当然フィルタリングをですね、設定なさとかそういうふうなPRもやっておりますし、私どもも、やっぱりできる限り、例えばこういうふうなインターネットの中でも、市の広報、今後ありますけども、その中でもやはり機会あるごとにPRはしていく必要があると。

また、対応策としては、保護者、PTA等の会合もありますので、まず自分たちの子供が持っている携帯電話あるいはインターネットを含めて、そういうフィルタリングの重要性については、機会あればそういうPRといたしまししょうか、指導をしていきたいというふうに思います。

○**議長（不老光幸議員）** 2番藤井雅之議員。

○**2番（藤井雅之議員）** ぜひあわせてですね、そういったフィルタリング等の問題は、携帯電話

に限らず、お子さんがですね、学校を出て、家庭のパソコン等でもインターネットに接続するというのは生活の中で当然あることだと思いますので、その携帯電話以外のですね、フィルタリングの部分、経済産業省と総務省が所管しております財団法人インターネット協会というところが無料のソフトのお知らせ等も、インターネットからダウンロードできるようになっているシステムもありますので、当然家庭の中でも対応していただかないといけない部分というのは、これは多いと思うんですけども、その対応するまでの情報を提供するというのは、私は行政の役割で一定あるんじゃないかなというふうに思うんです、子供たちをその有害な情報というか、有害なサイトから守るための取り組みとしてですね。ぜひそういったところもあわせて行っていただきたいなというふうに思うんですけども。

特にメーリングリストというのはですね、保護者の方が、自宅で子供がパソコンでそういったものを見ているとかそういうのを発見した場合とかにもですね、有効な手段で、保護者の方からもきちんと情報を発信することができますし、そういった部分では、ぜひそのメリットも大きいかなと思うんですね。ヤフージャパンというのは、今本段の中で挙げましたけども、いろいろインターネット上のそういった検索サイトで、どこでも大体今メーリングリストという、そのグループ化というのがですね、ありますので、ぜひそういったところで、これはもう無料でできる仕組みですので、ぜひ一度内部でも検討していただきたいなというふうに思います。

特に、今子供たちの間でも、プロフィールを紹介するような、前略プロフィールと言われるような、そういったものも小・中学生の間では今はやっているというふうに聞いてます。それで、私も、その前略プロフィールではないですけども、実際に日々の議員活動、インターネットのほうでブログで発信しておりますけども、職員の方も結構読んでいただいて、感想も聞かせていただいて、そりゃうれしいんですけども、特に議会中は市役所からのアクセスが増える傾向があって、ああ、皆さん熱心に見ていただいているんだなというふうなものも感じながら更新してまますけども。実際にそのブログに訪ねてきた足跡といいますか、訪問者のIDといいますかね、そういったものが表示されるんですね。それで、あら、これだれだろうかと思ってクリックすると、もう全く卑わいなサイトといいますか、もう有害なそういうサイトに直接飛んでいくようなですね、ことがあるんです。それで、前略プロフィールの足跡というか、その自分のプロフィールを紹介しているページにですね、だれかが訪問してきて、ああ、この人だれだろうと思って訪ねていったら、またそういった有害なサイトに飛んでいくということは、これはもう日常よくあるんです。それで、私も、その私のブログのコメントのところですね、そういった卑わいなサイトに誘導するようなコメントやトラックバックを張りつけられるということがもう毎日起こってまして、これもう朝昼晩と私定期的に削除するんですけども、それでも次から次にそういったものが攻撃されるという状況があるんですね、そういったものが掲載されるというふうなことで。

ですので、子供たちが、必然的にそういったところにですね、無防備にというところであれですけども、そのフィルタリングをくぐり抜けてですね、そういったことが、誘惑なんでしょうか、

何かそういったことがですね、起こっているという現状もあるんですね、ぜひそういったところへの取り組みとしてですね、もうちょっとこの子供たちの部分、インターネットの環境についてですね、整備をしていただきたい、守るための整備をしていただきたいというのは、私はもっと、逆にその保護者間との連携でもですね、強めていただきたいというふうに思うんですけども。

今の状況でですね、仮にその保護者の方が、例えばそういった有害なサイトを見つけたという事で、教育委員会に連絡があったとしますよね。そういった場合、どういった対応をとられるようになっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 実際そういう事件に、まだ我々も対応しておりませんので、遭遇しておりませんので、即座にどうするという回答はまだはっきりは言えないんですけども、やはり提案されてますメーリングリスト等々ですね、システムあたりも検討しながら、できるだけ早いうちにその対応策については検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひその点よろしくお願いします。

それで、3点目に質問いたしましたいきいき情報センターでのところに移りますけども、小学生の利用は午後5時までとか、具体的なそういったいきいき情報センターでのインターネット体験コーナーでの状況伺いましたけども、文化スポーツ振興財団の平成19年度の事業報告の中では、年間1万1,213人の利用があったというふうに言われているんですね。それで、やはりその、もちろんこれは同じ人が何回も利用されているということがありますでしょうから、そういったところもあるんでしょうけども、やはりそのインターネットの世界では、日々更新、別のサーバー通してまた、こっちのサーバーのほうは回線規制したけども、こっちのまた別のサーバーで同じような情報が載ってしまうとかですね、そういったことも十分考えられるというか、これは現実に十分起こっていることだと思うんですけども、そのときにですね、財団の職員の方が当然声かけまではできますよね、もうそういうのは見ちゃだめだと。だけど、また別の人が来てその同じサイトを見てしまう可能性もあると思うんですけども、具体的に財団からですね、こういった有害な、こういったものが今見れる状態だから回線規制してくれとかそういった連絡があると思いますけども、それでそういった場合ですね、回線規制してくれと言われて、具体的にどれぐらいの時間を有するのか、その点まずお聞かせいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 時間というふうに具体的な数字はここでは回答ができませんけども、そういう情報、連絡があれば、直ちにやはりそういうふうなサイトのアドレスをですね、個別に設定をしながら閲覧を規制をしたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ちょっと気になったのが、やはり時間といいますか、特にここは市民の方に開放されているインターネットのコーナーですから、時間というのは、もうできれば連絡受けてすぐとかですね、そういった形で対応していただく必要が私はあるかと思うんです。それか、もう極論すれば、その有害な情報を見れなくするために一時的にインターネット、その体験コーナーを閉鎖するとかそういうわけにかいかないと思いますから、やはりその時間というのが、夕方以降の連絡があった場合はどうしても翌日になってしまうとか、そこはわかりますけども、日中の時間に連絡があった場合はですね、すぐに対応していただくという形のことをしていただきたいなというふうに思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） そういう体制をとりたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。それで、ちなみにですけども、大体そのいきいき情報センターのほうからですね、そういった、市のほうで規制はかけているけども、また別のところでそういったことがわかったからそういった規制かけてくれというようなですね、連絡というのは、具体的に、1カ月何件とかでも結構ですけども、大体どれぐらい今来ているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在のところ、私のところまではそういう情報、報告はあっておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） じゃあ、そういった連絡受けた場合、対応するのはどこが対応する形になるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 市内には、各施設にキオスク端末、つまりインターネットにつながるコンピューター置いておりますけども、その全体の、いわゆる公共施設のそういうふうなインターネット管理につきましては市のほうでやっておりますので、その所管のほうに緊急に連絡をしながら、その対応についてはするようにします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 濟いませぬ、所管というと総務・情報課になるんでしょうか。総務・情報課のほうでそこでわかりますでしょうか、今具体的に月どれぐらい来ているとかそういったことが。

○議長（不老光幸議員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 私どもの管轄のところのシステムを通っていきいき情報センターのほうに回線が行っております。で、今お尋ねのフィルタリングソフトから漏れたアドレスにつきまして、報告いただけたら、私どものほうで個別にそのアドレスを設定してですね、すぐ

止めることができます。

現時点で、これまでのストップしたサイトの件数はちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思いますけども。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） よろしくお願ひします。特に、いきいき情報センターのところは、私も毎週のように行く用事がありますので行きますけども、日中はもう特に、高齢者の方もあそこのパソコンコーナー使っておられますし、インターネット体験コーナーがですね、空いている状況というのはほとんど見たことがありません。もう空いていても1台か、2台空いてれば今日は空いているなというような思う感覚で、それだけ市民の方が、もう施設が開くと同時にほとんど利用されているようなコーナーだなというふうに認識してますので、やはりそこですね、そういった有害なサイトがですね、野放しで見れるような状態、もちろん市の職員の方も努力されて、そういった、常にフィルタリング等も設定されて、見れないようにアクセスも制限きちんとされているというふうな努力はわかりますけども、ぜひですね、そのところは、細心にも細心の注意を払って対応していただきたいなというふうに思います。

で、教育部長が最初の答弁の中でも言われましたけども、特に情報の教育の問題ですね、情報モラルといいますか、そういったところの問題では、今いろいろと、便利な反面、そういったモラルを問われるようなこともたくさん起きてます。

これもまた西日本新聞で8月に報道されてましたけども、読書感想文を子供たちが、夏休み提出がありますけれども、読書感想文の文章を、もう感想文を幾つもサイトに載せといてですね、これをコピーして使っていいよというような、そういったですね、サイトも現実にあります。で、丁寧に、小学校1年生、2年生とか、3年生、4年生とか、学年に分けてですね、文章を掲載して、具体的な児童図書といいますか、その指定の図書ありますよね、そういった図書の感想文をコピーして使えるようにとか、そういったものもあるんですね。当然こういったものを利用してその読書感想文を提出するなんていうのは当然許されないことですし、それはやはりモラルの部分での教育が必要になってくると思います。

ぜひですね、そういったところもきちんと、一層ですね、進めていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） ただいま議長から質問の許可を受けましたので、通告に従いまして質問をいたします。

観光立国推進基本法と本市の観光政策について。

平成18年12月、観光立国推進基本法が制定され、平成19年6月、観光立国基本計画が閣議決定され、本年10月、国土交通省に観光庁が設置されます。日本経済新聞では、35日間にわたり

「ゼミナール観光立国への挑戦」として掲載されました。この資料によりますと、2020年に2,000万人に達成されたときには、2006年に1兆4,000億円の消費額は4兆3,000億円、雇用効果は27万人が85万人と、国土交通省の資料に基づくとあります。このように、観光による経済効果は国民の福利を増大させると言われております。したがって、この観光立国が目指しておりますのは、訪日外国人旅行客を2010年までに1,000万人まで増やす、2020年には2,000万人に倍増すると計画を検討しております。

このように、国においては中央省庁の機構整備を行い、観光庁を新設し、外国人観光客の獲得に力こぶを入れるとともに、地域に密着した新しい観光の提言を行ったのであります。私は、これらの事業として、何らかの補助金あるいは交付金が伴うのではないかと国土交通省九州運輸局並びに九州地方整備局に調査に参りました。運輸局で渡された資料を見ますと、平成20年度観光地域づくり関連施策メニューを渡され、運輸局、地方整備局、農政局、経済産業局、地方環境事務所における施策名、支援施策の種別の一覧表に基づく冊子でした。この冊子には、39事業に及ぶ施策が形成され、目的、概要、対象事業、交付要件、施策に伴う補助金か調査費に該当するのか、手続等に係る手引でありました。

私は、これらの中で、観光政策における一番補助率あるいは交付金が高いものはどの政策ですかとお尋ねいたしました。すると、一番条件がよいのはまちづくり交付金と言われ、補助率はおおむね4割程度と言われました。このまちづくり交付金の事業内容は、都市、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、高齢者向け優良賃貸住宅、市町村の提案に基づく事業など広範囲に事業が推し進められます。8月23日に中央公民館で行われました太宰府の景観まちづくりフォーラムは、たくさんの市民の皆様にもわかりやすい講演で、市長自身の取り組み方についても理解できたのではないかと、このフォーラムは大変有意義で大成功であったと思います。

このフォーラムで感じたことは、PRはできるものの、本市を潤す肝心な財政あるいは経済政策には少し物足りないのではないかと感じました。すなわち、この景観づくりに観光、産業の肉づけが必要ではないかと思えます。

私は、常に、700万人からの観光客に対する観光事業を生かして、市の財政政策に寄与する方法を考えるべきではないかと提案してまいりました。九州国立博物館は3年弱で500万人の入場者を突破いたしました。せめてもの入館者の半数の方が、歴史を学び、まほろば号を利用して、観世音寺、大宰府政庁跡を訪れられる対策を考えるべきだと思います。

このことは、機会あるごとに政庁跡に南門の復元を提唱してまいりました。皆様もごらんのように、現在の政庁跡は、礎石と草原の世界であります。景観の感じ方は人さまざまだとは思いますが、現在の自然のままでよいとされる方は、私の見た感じでは3割にも満たないのではないかと思います。したがって、まちづくり交付金を活用して、政庁跡に南門の復元を実行し、観光客の50%でもこの政庁跡にまほろば号で誘導できる政策を図るべきと思いますが、その考えを伺います。

また、国の地域再生策の一環として、歴史まちづくり法が11月に施行されます。この事業は、歴史的な町並みを保存、整備する自治体の取り組みを支援するものであります。本市は、当然手を挙げ、名乗られると思いますが、その見解を伺います。

また、本市には、宿泊施設が1カ所のみで、現在の観光客数から見て、宿泊施設は不足していると思っております。市長は、北谷、内山地区には植林等を考えてあるようですが、特に内山地区につきましては、太宰府市が一望ができ、特に夜景もすばらしい地点であります。余り開発されていないときに、地元住民の方とよく懇談され、内山周辺にホテルの建設と計画道路について推進を図るべきと思いますが、その見解を伺います。

あと一つ気になっていることは、看護学校の跡地の利用であります。この跡地に12階建てのホテル兼体育館を建設され、3階までを体育館として、4階からをホテルにし、市民プールと連結させ、月曜日から金曜日までを学校教育の体力づくり、食育協調精神の教育の場として、宿泊合宿の場として活用し、土曜日、日曜日を市民の体育施設として活用できる二面性を持った施設とし、日本全国からの青少年育成の場として施設の有効利用を図るべきで、青少年の健全育成と本市の産業育成にも大変役立つと思っておりますが、市長の考えを伺います。このことは、すべて観光立国基本法に基づく交付金や補助金を使用できるからであります。

私は、国が観光立国を目指して、また地域活性化施設としていろいろな事業が国において取り上げられております。この際、この機会をとらえて、本市も思い切って職員の中にもいろいろな企画に興味を持ってある方があると思っております。このような職員を一堂に会し、観光問題、まちづくり企画等を横断するプロジェクトチームをつくり、これらの事業を機能的に進めるために、機構から外れて、まちづくりや財政問題についてのボランティアチーム編成ができないか、職員の活性化にもつながると思っておりますが、この点の考え方を伺います。

私は、観光立国推進基本計画に基づき、国土交通省にいろいろな補助金が設けられたことは、地域経済社会の活性化を図る上でかなりの英断と思っております。このような制度を利用するには、本市の場合は完全に該当する事業がたくさんあると思っております。今がチャンスと思っておりますが、手を挙げて積極的に推進すべきと思っております。その見解を伺います。

次に、イノシシ対策について。

北谷、内山、松川地区にイノシシが出没し、サツマイモ、スイカ、里芋、カボチャ、稲などが食い荒らされ、作物をつくってある方が大変困っております。汗水を流し、丹精を込めつくられた作物が一晩のうちに荒らされ、なくなっております。今から稲の取り入れの時期でもあります。電線を張ったり、鉄線でさくをつくったりして防御に努めてありますが、費用がかなりかかっております。作物を荒らされない対策と、予防施設や電線による予防対策、わなの仕掛け等の補助金が考えられないか伺います。

また、最近では集落の中にも姿を見せ、今では連歌屋一丁目の学校付近まで姿を見せております。人や児童に危害を及ぼす勢いです。今から先は食べ物が少なくなってまいります。このため、人家に押し寄せるようになります。人命にかかわる問題です。これ以上イノシシを増やし

てはなりません。早急な対策が必要と思いますが、再度作物対策と人家対策について伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） ここで市長来客のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時33分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） それでは、1点目の大宰府政庁跡南門の復元についてご回答申し上げます。

文化財を活用した観光戦略といたしましては大変貴重なご提言と受けとめておりますけれども、大宰府政庁跡南門の復元には、建物の実体解明の関係でありますとか、あるいは原風景の定着等、以前から賛否両論がありまして、現在に至っておるところでございます。仮に南門の復元ともなりますと、太宰府市のみならず、国家的プロジェクトとして取り組む必要があるだろうというふうに思っております。このことから、市民を初め県、国の関係機関等とも十分協議を、論議を尽くす時間がまだまだ必要ではないかというふうに思っております。

また、まちづくり交付金につきましては、事業内容を十分検討いたしまして、本市の歴史的文化遺産を生かしたまちづくりを活用していきたいと思っております。

次に、地域におけますところの歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法についてご回答申し上げます。

旧家の復元など歴史的な町並み整備を支援する歴史まちづくり法が本年の5月に成立をいたしまして、11月に施行が予定をされております。歴史まちづくり法は、市町村が城跡や古墳群などの文化財を中心といたしました周辺一帯の整備計画を作成をし、そして国が認定をすれば、歴史的建造物の修復あるいは復元費用の補助でありますとか、あるいは電柱、電柱を地中化できる道路の範囲の拡大等について支援を受けられるものでございまして、地域活性化がねらいとされておるところでございます。これを受けまして、国土交通省から法律に基づく歴史的風致維持向上計画に関します策定意向調査が行われましたので、本市も申請中でございます。

本市におきましても、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園実現のために、特別史跡大宰府跡、あるいは水城跡を初めといたします多くの文化財を生かした活性化策といたしまして、法制度を活用していきたいと、私はこう考えております。

また、同様の趣旨で文化庁から委託を受け、文化財の総合的把握モデル事業を行うことといたしておりまして、これとあわせて、総合的に事業を展開していきたいと、このように思っております。

それから、3点目の、内山周辺にホテル建設と計画道路の推進についてご回答申し上げます。

す。

ご指摘のとおり、太宰府市には宿泊施設が限られていますことから、その必要性についても、宿泊施設の建設あるいは誘致について、これまでもいろいろとご意見をいただいております。また、宿泊施設の条件の一つでもございます眺望という観点から見ますと、内山地域は宿泊者から喜ばれる場所であるのではないかというふうに私も思っております。

しかしながら、宿泊施設並びにそれに付随しての計画道路建設には、幾つものクリアすべきハードルがございます。行政経営全般を通じた調整等も必要になりますことから、検討課題というふうなことで、継続して、どうしたらできるかというふうな分の中で考えていく必要があるだろうというふうに思います。

なお、宿泊施設誘致に関しましては、今後とも努力してまいりたい所存でございます。

それから、4点目につきましてご回答申し上げます。

県立看護専門学校跡地につきましては、ご承知のとおり、現在防災用倉庫、社会福祉施設、生涯学習施設用地といたしまして活用をいたしておるところでございます。しかしながら、ホテルを兼ねた体育館の建設につきましては、現時点では貴重な提言でございますので、今後の具体的な整備計画に向けた調査研究の中で、選択肢の一つとして検討させていただきたいというふうに思っております。

5点目でございますけれども、機構、組織から外れて企画や放談ができるプロジェクトチームの設置についてでございますけれども、魅力ある観光地は、何かしら変化を続けることによりましてリピーターを獲得しておりますけれども、そのための観光政策を検討する際には、やはり柔軟な発想が求められておるというふうに私も思っております。

ご指摘のとおり、職員の中にはいろいろなアイデアや知識あるいは能力を持った者もおりまして、卒にとらわれない斬新的な発想も期待しております。

私は、平成19年8月から、部課長及び係長を除く一般職員を対象といたしまして、昼休みを利用した昼食会を実施しておりました。食事をしながら、お互いに率直な意見を出し合い、自由活発な意見交換を現在行っておるところでございます。今後も、若手職員などとの積極的な意見交換の場といたしまして、また市政について職員が提言できる場として、実施方法などにもいろいろ工夫を加えながら継続していく方針でございます。

さらに、職員の活性化につなげるためにも、昼食会にとどまらず、さまざまな形態での意見交換の場を企画いたしまして、職員全体で市政に対する活力ある発想を展開していきたい、このように思っております。

6点目の補助金制度の積極的な推進についてでございますけれども、平成19年1月施行されました観光立国推進基本法に基づきまして、観光立国の実現に関するマスタープランとして観光立国推進基本計画が策定をされました。同計画では、訪日外国人旅行者を平成22年度までに1,000万人にすることを基本的な目標の一つとしておりまして、国におきましても、それらの達成に向けて各種施策が実施されているところでございます。

太宰府市におきましても、来訪者の増加につながる効果的な事業展開に結びつく補助金等に關しましては有効に活用していきたいと考えております。特に本市の場合、海外からの来訪者、特に韓国、台湾、中国の方が近年急速に増加をしておりますので、これらの方々に対しますところのハード、ソフト両面からの受け入れ態勢の整備を図る必要があると考えております。

実は、今も休憩をとってごあいさつしましたのは、国のほうの、国土交通省関連の空港整備協会がごさいますけども、その会長さんがお見えになっておりました。平成19年、平成20年度は、水城跡の周辺整備事業を行いました。そして、消防組合でははしご車のための5,000万円の補助をいただいております、その所管の会長さんがお見えでございました。今回も、消防の平成21年度の要請も同時に行いましたし、まるごと博物館、まちぐるみ博物館のパワーポイントを見せながら、営業も今してきたところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長もこの問題は大変関心持っておられて、景観に関するああいふ集まりをつくられたりして、市民にも納得のいくような説明だったと思いますが、そういうものを踏まえて、今回私も、太宰府市には、財政的に本当に貧弱といたらおかしいですけども、そういうものがありますので、こういう基本法にのっとって、その中でできるだけ多くの補助金あるいは交付金をいただきたいという気持ちから、私はこういう運輸局あるいは国土交通省のほうに行ったわけでございますが。

その中で特に、管理監が言われたのは、市民と行政がどれだけ熱意があるかということによって、やはりこの補助金のあり方、これには4割程度というようなことの見出しでございまして、それによって5割近く出たりもするというようなことを最後のほうに言われまして、そういうことでございます。

したがって、今各項目ごとで感じましたのは、やはり、まず第1点目のこの問題につきましては、今佐賀の吉野ヶ里ですね、あそこが今度14億円ぐらいかけて博物館等ができるわけですね。これ、なぜそういうふうにならなくてできるのかということをお聞き合わせましたら、あれは国の公園ということございまして、じゃあそういうふうになればそういうふうで、国のほうでできるんかということでお話ししましたら、そこで言われたのが、行政と住民の、今市長も言われましたように、国のほうもそれによって応援してそういうものをつくるというふうになってきますので、この南門のめども、行政と市民が熱意を持ってくれば出てくるんじゃないかなと思いますので、これについては極力頑張りたいと思います。

それから、2番目の歴史まちづくり法、これは当然こういう歴史を、古い1300年からの歴史を持っておりますので、私は当然手を挙げてしっかりと交付金をいただきに行ける問題と思っております。これも頑張ってもらいたいと思います。

それから、3番目の内山周辺、これホテル、これは市長もお感じのように、やはり景観がき

れい、それから博物館に見えたときに、ああ、あそこにホテルのあるかということで、やはり足が伸びていく。それから、今高齢社会でございますので、やはり博物館をゆっくりと見ろうと思えば半日かかるんですね。それからまた、大宰府の政庁跡だとか水城堤防やらを見たいと思えば、やはり半日かかる。1泊してゆっくりと見せたいという気持ちもありますので、これについても、やはりこういうまちづくり資金あるいはそれプラスの銀行融資等も含めて考えていただきたいと思います。

それから、看護学校跡地はですね、やはりなかなか、今使用もしてあるようですけれども、ちょっと閑散としております。せっかくあれは立地的にいい場所です。それで、やはり、私はあそこになぜ青少年育成の場ということ、これは文部科学省からも資金をいただき、国土交通省からも交付金をもらおうと、そういうふうなもので、二面性を持って、足りない部分を銀行から借りる。箱物をつくったら赤字になるんじゃないかという、皆さんいつも思っておりますけど、私はここで、例えばある学校が300人、500人来れば、それ全員があそこに宿泊すると。これは、日本全国に呼びかけてそういう青少年の場とすれば、そういうような文部科学省からの資金とそういうまちづくり資金が生かされるんじゃないかということ提言しております。

そういうふうで、利用の仕方によって、そうすれば雇用の増進、それから地場産業も潤ってくると、そういう二面性を持っておると思いますんで。ほんで、土曜、日曜日は、もう学校は今土曜、日曜休みですから、ほんで土曜、日曜日を市民の憩いの場としてやったらどうかということで、二面性を持った建物にお願いしたいということです。

それから、5番目の、これやはりですね、今市長と昼食会してあるけれども、やっぱり市長の前へ立ったらもうやおいかんなという人もおるかもわかりません。そういう市長がおらんとところでやっぱり放談をしてもらったほうがいいんじゃないかと思うわけですね。そういうまとめを、観光・産業課長あたりを中心にやったほうが、あるいは総務部長やらね、そういう人たちがやったほうがいいのが出てくるんじゃないかと思っております。そうすることによって職員の活性化につながってくると思いますんで、やる気が出てくると思うんです。そういうためにこういうものはぜひともつくっていただきたいと。

それから最後に、これは大いに利用すべきだということで出しておりますが、これはやはり私、これ39事業あるわけですね。その39事業の中かなり太宰府は入ってくるんですよ。あなたのところは余りとり過ぎりゃせんかと言われるぐらい、太宰府の場合は恵まれた地域づくりのあれになっておりますので、ぜひとも職員の方を国土交通省等にどんどん派遣していただいて、結局向こうの国土交通省の方と職員の方が仲よくなってくりゃ出せないもんも出てくるんじゃないかと思っております。私も、率直に言ったら、そういうふうなあれをちょっと感じましたので、できるだけやっぱり国土交通省の管理監等とよく話し合っ、そしたら、こういうふうにしたらまた割り増しのできますよというようなことが教えてくれると思います、逆に。そういうふうで、できるだけ職員の方をどんどんやって、市長自体が行くこともいいで

しょうけれども、職員の方にそういうふうで頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、この観光立国と観光政策については、市長も前向きな回答をいただいておりますので、ひとつ頑張っていたいただきたいと思いますということをお願いして、この1問目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 2点目のイノシシの予防対策と補助金交付ができないかということについてご回答いたします。

イノシシの出没につきましては、これは本市、太宰府市だけでなく、これ新聞、テレビでも非常に近ごろ出とります。全国的に話題になっております。また、太宰府市周辺、筑紫野市、那珂川町、そういったところでも非常にこの件については話題になっております。話題になつとるといふか、問題になっているというふうに言ったほうが適切じゃないかというふうにも考えますが。

本市の場合につきましては、特に、従前は宝満山山系のみでございましたが、平成15年の災害から以降、特に目立つというふうに言われておりますが、人家近くまで、四王寺山系につきましても、観世音寺、それから連歌屋、松川、このあたりでもイノシシが人家近くまで出没しているということが特に見受けられるというふうになっております。

この予防対策といたしましては、まずは農業関係でいきますと、作物の被害防止策といたしまして、まず予防策として一般的にとられておりますトタン板を農地の周りに張ると。それから、防獣ネットですね。それから、電気さく、これはイノシシが高压の電流に瞬間的に当たることでイノシシが寄らなくなるというふうなことで電気さくというふうになっております。

また、こういうふうな個人的な対応ということもありますが、地域全体でいきますと、耕作放棄地、荒れ地ですね、これは農地、田畑も含めて、山林原野含めまして耕作放棄地というふうなことでございますが、以前に比べますと、里山の手入れが、やはりそういうことで非常に少なくなっているということで、荒れ地が人家近くまで及んでいるというようなことから、イノシシが人家近くまで出てくることが多くなったというふうなことが言われております。

そういうふうなことがございますが、まずイノシシの駆除ということについては、地元猟友会に年2回この駆除を、有害鳥獣駆除というふうなことで捕獲を委託をいたしております。人家対策といたしましては、先ほど言いました耕作放棄地をなくすということは一番有効な方策の一つだというふうにも言われておりますが、それにつきましては非常に努力も要するというところで、なかなか難しいということでございます。まず、この分でできますことは、身近なところのできる対策としましては、まずはイノシシが出ますと、イノシシにまず近寄らないということ。それから、出ます原因の一つとしては、人家の近くは非常にえさがあるというようなことで出ますというふうなことで、まず人家の近くにイノシシのえさになるものを放置しないということ。具体的に言いますと、残菜、作物の残菜、それから今言いました作物、こういったものを、収穫後の分を放棄をしないという、細やかに片づけをするといいますかね、処分を的確に行うということがイノシシを呼ばないということにつながるというふうなこ

とも言われておりますので、こういったことをぜひ皆さん方に守っていただければというふう  
に思っておりますので、これらにつきましては、市のほうとしてもですね、有害駆除を行うと  
きにはいろんな方法で市民の皆さんに周知を、その期間周知をいたしております、危険防止と  
いうことも含めましてですね。そういうときとあわせて、市民の方に、今言いましたよう  
なイノシシの被害を受けないような方策ということでPRをしていきたいというふうに、今後  
していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今は実態的なことをちょっと言われたんですけど、補助金のあり方や  
らですね、これはもう極端に言えば、今電気の鉄線張ったりいろいろあると思いますけど、個  
人に渡しよったらこれは大変な額になると思うんですね。で、私は、一つの行政区単位で補助  
金あるいは貸し与えか何かそういうことができないだろうかと思うんですが、その点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） イノシシを中心になりますが、有害鳥獣駆除、イノシシに限ります  
と、集落、その地域に対してそういうふうな駆除の道具といいたししょうか、そういったものを  
貸し出すというようなことですが、これで考えられますものは、一つには箱穴ですね。これに  
つきましては、移動式になりますので、市で一定購入をして、それを集落に要望があれば貸し  
出すというようなことは可能かというふうに考えられますけれども、一つはその移動手段とい  
うふうなこともいろいろ問題になりますし、その期間中にどの程度の箱穴が必要となるのかと  
いうふうなことも今後研究していく必要があるかと思っております。

これにつきましては、既に本市以上に被害が発生しておりますところにつきましてはです  
ね、別の団体を確認しますと、幾つかの団体で、市で購入をして集落に貸し出し事業を行っ  
ているということも現実聞いておりますので、そういう情報もございまして、そういったと  
ころの実情もよく確認しながらですね、本市でそれが可能かどうかの今後研究をしていく必要  
があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私は、これはね、結局箱物で捕獲できるような方法をね、やはり早く  
つくっていただいて、人家に近いところを優先的といったらおかしいけど、そういう、私のと  
ころは小学校、高校両方あるもんだから、特に、時速60kmの物すごい勢いで走ってくるらしい  
ですから、はね飛ばされてしまいますからね、子供さんは。それで、そういうことを考えて、  
できるだけね、そういう。

それと、イノシシ道というのがあるみたいですね、ウサギ道があると同じように。そ  
ういうところに仕掛けてもらおうと。それで、私も地元の方とたくさんいろいろ話しましたとこ  
ろ、イノシシも頭がよくなって、大学ぐらい出とっちなかろうかと、そういうことも言われ

てですね、えさだけ持って行くそうですね、箱物。それで、やっぱりその辺研究していただいて、できるだけ行政区にどんどん貸し与えていただいて、捕獲していただいて、安心・安全のまちづくりに頑張ってもらいたいと思いますので、それ要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程（4日目）

[平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成20年9月11日

午前10時開議

於議事室

日程第1 請願の取り下げについて

日程第2 一般質問

## 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 長谷川 公成<br>(3)   | 1. 局地的豪雨対策について<br>(1) 側溝整備ができておらず、危険と思われる箇所の対応について<br>(2) 冠水危険箇所の周知徹底について<br>2. 公共施設利用について<br>申し込み期限の短縮について                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2  | 渡 邊 美 穂<br>(4)  | 1. 特定健診・特定保健指導について<br>特定健診・特定保健指導の特徴と問題点、市の考え方について<br>2. 市内在住外国人の生活支援について<br>(1) 市内在住外国人の現状について<br>(2) 行政の生活支援のあり方について                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3  | 原 田 久美子<br>(1)  | 1. 都市計画区域における市街化調整区域について<br>市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」とされていることから、次の項目について伺う。<br>(1) 開発行為の取り扱いについて<br>(2) 建築行為の制限と一定規模の許可について<br>(3) 資材置場の設置数について<br>(4) 資材置場設置の基準について<br>(5) 「青山3丁目の造成工事」の道路工事施工承認申請書の工事期限は本年3月31日までになっていたが、予定通り行われ、工事完了届は提出されたのか。<br>(6) 「青山3丁目の造成工事」のその後の状況と動向及び今後の対策と業者への対応はどうなったのか。<br>(7) 「青山3丁目3919-23」の樹木伐採・抜根及び測量の知らせがあり8月29日に開始されているが何ができるのか、また、工事期限や地域住民への説明はどうなっているのか、市長の景観に対する考えを伺う。 |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 橋本健<br>(7)   | <p>1. 第4次総合計画後期基本計画「福祉でまちづくり」について</p> <p>(1) 健康づくりの推進<br/>健やかな暮らしを送るための具体的な活動支援の状況について</p> <p>(2) 福祉の充実<br/>各行政区における地域組織の活動内容の把握と育成及び支援の実態について</p> <p>(3) 高齢者の支援<br/>本市の高齢化率も19%と年々上昇しつつあるが、高齢者のための生きがいづくりとして現在の施策とこれからの計画について</p> |
| 5 | 清水章一<br>(13) | <p>1. 環境問題について（環境先進都市を目指して）</p> <p>ごみ減量と温暖化対策等について</p> <p>①量り売り店舗の拡大について</p> <p>②生ごみ等の処理について</p> <p>③省エネ対策について</p>                                                                                                                 |
| 6 | 福廣和美<br>(18) | <p>1. スポーツ振興について</p> <p>今回の北京オリンピックにおいて太宰府市出身の女子ソフトボール藤本さんの金メダル受賞を記念して、子供たちの夢や希望につなげるためにも施設の充実として何か残すことができないか。</p>                                                                                                                 |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員  |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員  |
| 5番 後藤邦晴 議員  | 7番 橋本健 議員   |
| 8番 中林宗樹 議員  | 9番 門田直樹 議員  |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員  |
| 15番 佐伯修 議員  | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 不老光幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

|            |             |
|------------|-------------|
| 6番 力丸義行 議員 | 10番 小柳道枝 議員 |
|------------|-------------|

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

|                  |            |
|------------------|------------|
| 市長 井上保廣          | 副市長 平島鉄信   |
| 教育長 關敏治          | 総務部長 石橋正直  |
| 協働のまち推進担当部長 三笠哲生 | 市民生活部長 関岡勉 |
| 健康福祉部長 松永栄人      | 建設経済部長 木村洋 |

|                  |        |          |       |
|------------------|--------|----------|-------|
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川 泰博  | 教育部長     | 松田 幸夫 |
| 総務・情報課長          | 木村 甚治  | 経営企画課長   | 今泉 憲治 |
| 管財課長             | 轟 満    | 市民課長     | 木村 和美 |
| 環境課長             | 蛭川 二三雄 | 福祉課長     | 宮原 仁  |
| 高齢者支援課長          | 古野 洋敏  | 保健センター所長 | 和田 敏信 |
| 国保年金課長           | 木村 裕子  | 都市計画課長   | 神原 稔  |
| 建設課長             | 大内田 博  | 上下水道課長   | 宮原 勝美 |
| 教務課長             | 井上 和雄  | 学校教育課長   | 松島 健二 |
| 生涯学習課長           | 古川 芳文  | 監査委員事務局長 | 井上 義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 白石 純一 | 議事課長 | 田中 利雄 |
| 書記     | 浅井 武  | 書記   | 花田 敏浩 |
| 書記     | 茂田 和紀 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 請願の取り下げについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「請願の取り下げについて」を議題といたします。

お手元に配付していますとおり、平成20年8月25日に受理し、本定例会の9月2日に上程し、即日、総務文教常任委員会に付託しておりました請願第4号「郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願」につきましては、9月8日付で取り下げの申し出がありました。

本会議上程後の取り下げにつきましては、議会の議決を要することから、ここでお諮りします。

請願第4号の取り下げについて、承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、請願第4号の取り下げは承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「一般質問」を行います。

3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目について質問させていただきます。

1つ目は、局地的豪雨対策について伺います。

今年の夏は非常に暑く、各地で記録的猛暑を更新したそうです。その記録的猛暑よりもさらに記録的に更新したものが降水量です。この降水量は、局地的豪雨やゲリラ豪雨と言われ、8月28日までに39の地点で1時間当たりの降水量の最多を更新し、100mm以上は何カ所も観測されました。今後の見通しについても、大気の状態が不安定で注意が必要と気象の専門家は言っています。本市におきましても、100mmを超えるような豪雨にいつ見舞われるかわかりません。非常に心配です。

そこで、今回は対策の一つとして、側溝整備について伺います。

現在、本市の側溝を見てみますと、新しい団地内はきちんと整備されていますが、20年以上前からある団地については、余り整備されていないところが目立ちます。あるところでは、土砂が側溝で埋まり、側溝として機能していません。また、団地内に目をやると、坂の急斜面の側溝が整備されていないため、児童が下校途中で側溝の中で寝そべり、遊んでいるところを2度見かけました。去年のことでしたので大事には至ってはいませんが、それがもし今年のような豪雨だったらどうだったでしょうか。それを考えると、怖くて、気になってしょうがありません。

側溝整備は、地域を見守る者としては最重要課題だと考えます。特に、児童・生徒の通学路には危険に思われる箇所が多数見られます。このような箇所への今後の対応をお聞かせください。

次に、冠水危険箇所の周知徹底についてです。

局地的豪雨により、栃木県のある地区では、1時間に120mmを記録しました。この豪雨により、この地区の冠水危険箇所には一気に水が流れ込み、進入禁止のバリケードを設置しようとした業者が設置できず、車が2台入ってしまい、1台の運転手は自力で脱出できましたが、もう一台の運転手は、警察、消防の勘違いもあり、残念ながら命を落とすという最悪な事故が起きました。

本市でも、平成15年に起きた災害において同じような事故が起きています。その後、事故があった場所では、きちんとした対応がなされていますが、その他の冠水危険箇所についてはどのようにして市民に周知徹底を図っていくのか、伺います。

2項目めは、公共施設使用の申込期限短縮についてです。

現在公共施設を利用する際、一般申し込み予約は1カ月前から可能です。このことに関しましては、問題はありません。定期団体は3カ月前から予約ができ、人数もそろえることができるため、予約はしやすいでしょう。しかし、一般利用者は、まず人数をそろえ、日時を決めてからじゃないとできません。せっかく集まった仲間で楽しく汗をかいた後、来週も集まろうとといったときに、施設申込期限が過ぎているため、利用するどころか予約することすらできません。

申込期限を1週間前で終わらせるのではなく、せめて3日から5日前に短縮できないでしょうか。そうすれば、利用者も予約しやすくなり、継続的な利用者が増えると思われます。どのようなお考えをお持ちか、伺います。

なお、答弁は項目ごとをお願いいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問についてご回答申し上げます。

側溝整備でございますけれども、これは、本市の長年の課題でございます。計画的に各行政区と調整しながら、今日まで整備をいたしておりますけれども、完全にまだ終わり切つてな

いというなのが現状でございます。

市営土木工事によりまして改修を進めておるような状況です。児童にとりましても、危険な未改修部分につきましては、今後とも教育部でありますとか行政区との確認をしながら通学路の安全について計画的に整備をしていきたいと。これは、私も選挙を通じて感じておりますし、そのことについては議会の中でもお話し申し上げたと思います。

今、地域再生計画、国のほうからの5年間で十数億円の事業費、もっと多くなりますけれども、そういった補助を受けながら、手を挙げて認可を受けておりますので、そういった事業、補助金を利用して計画的に行っていきたいというふうに思っておるところです。

詳細については、担当部長のほうから説明をさせたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 1点目の局地的豪雨対策について、側溝の整備でございますが、先ほど市長のほうから答弁いたしました中にありましたように、地域再生計画事業を今進めております。その中の一つとして、今年度、実施いたします部分が、高雄台区、梅ヶ丘区、それからまた高雄区の一部になりますけれども、今ご指摘がありました団地の中で側溝が未整備、ふたがないところですね、こういうものにつきましては、道路改良に合わせまして側溝にふたをかけることで改良を行いたいというふうに予定をいたしております。

これは、道路の有効幅員を広くいたしまして、歩行者が安全に通行できること、それからまた今のようなことで側溝での事故を防ぐというようなことも目的にいたしております。

このほかの、今言いました工事いたします箇所そのほかのところにつきましては、市営土木の中で各行政区と調整をしながら、順次改良を進めていきたいというふうに今予定をいたしておるところでございます。

今お話しありました中での登下校中の児童が側溝で危険な場合があるというふうなこと、この部分につきましては、改修がまだ進んでないということで、それからまた団地につきましては、急傾斜、かなり傾斜があるという側溝も多うございます。そういうこともございますので、これらにつきましては、日常的な注意も当然必要になってきますが、教育部、学校ですね、それから地域との連携をしながら、これらについて注意の喚起をしていきたいというふうにも考えております。

また、アンダーの部分、いわゆる道路下を交差で通っている部分ですね、この部分の冠水、増水時についての事故防止でございますが、太宰府市内には、こういうふうにアンダーで道路が通ってます部分は現在7カ所、県が所管しております、管理しております長浜・太宰府線のJR下のアンダーも含めまして、7カ所このアンダーがございます。このうち1カ所につきましては、冠水時に通行どめ、通行禁止をするという、入り口に通行どめのバーを設置いたしておりますが、そのほかのところにつきましては、入り口に冠水注意の表示、それからまた回転灯、また照明を明るくするというふうなこと、そういう設備をいたしております、日ごろから市民の皆さんに十分注意をしていただきたいということで行っております。

また、これらにつきましては、こういうふうな緊急時に十分に排水ポンプ、こういったものが作動するように、また回転灯が十分に機能するようにですね、日常的に整備点検を継続して行っているというふうなところでございます。

また、アンダー部分以外に、住宅地での冠水がやはり最近継続して見られております。以前に比べますと、この住宅地、このアンダーの部分もそうでございますが、冠水をいたしまして、以前に比べますと時間的にですね、御笠川の改修が一定整備がされたという成果だろうと思っておりますが、長時間冠水のままというところは余り見受けられません。短時間で水が引くというような現在の状況が非常に見受けられるということでございますが、そういうふうなことが日常的にあるということは非常にやはり日常生活に支障を来しますので、この部分については、各行政区の区長さんと協議いたしましてですね、そういうふうな地域がどういったところかというところ、またそのときにはどういうふうに対応するかということも含めまして、各区長と連携をとりながら、周知をしていきたいというふうに考えております。

側溝の関係については以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

さっきちょっと壇上で申し上げたんですけども、側溝が、ちょっと写りが悪くて申しわけないんですけど、ここにこう土砂が堆積してですね、これがちょっと見にくくて済みません、ここが側溝なんですけど、ここに土砂が流れ込んでですね、この奥がわからないんですね。ここに高雄のジョイフルがあるんですけど、その頂上のところになります。ここに、土砂が入って、多分この下を恐らくまた側溝があると思うんですね、道路の中はですね。ここはもう全く側溝の機能や役目を果たしていないと思います。

それとあともう一回、ジョイフルのところになるんですけど、ずっと上から見たところですけど、側溝に全くふたがない。急斜面ですからね、やっぱり子供が入って遊ぶんですね。いわばコケがあったりして、滑ったりして危ないですから、早急に対応お願いしたいのと。

もう一点、今度冊なんですけど、これ梅香苑地区にですね、昨日参りましたら団地内にちょっとしか見てないですが、10カ所ぐらいこの冊がついているんですね。これ、冊は何のためについているんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まず、側溝内の土砂流入でございますが、この部分につきましては、やはり側溝の近辺からの土砂が流れ込む、それが堆積を、時間がかかって、長時間かかりまして堆積をするということになる。そう堆積しますと、水は水はけが悪くなるということで、側溝を十分機能しないということになりますので、この部分につきましては、行政区、地域のほうからご連絡いただきましたときに、私どものほうで土砂を上げるということもしておりますし、また地域の中で土砂を上げていただいて、その土砂を上げた部分について私どもで回収をするというふうなこと、両方あわせながら土砂の堆積の解決をしているというふうなこと

とでございます。

日常的には、地域の皆さん方のご協力をいただくということが土砂の堆積を防ぐということには一番効果があるというふうには考えております。

それから、先ほどの側溝の冊といいますか、その部分につきましては、側溝へのいろんなものが流入をしないための冊といいたいまいしょうかね、そこで受けとめるというふうなこと、それから側溝の大きさによっては人間が入るということも考えられる。先ほどおっしゃっておいりました側溝内で子供が遊んでいるというようなことがありますけども、そういうふうな人間、人が入ったりということを防ぐということ、事故防止ということはやはり大きな目的というふうなことで、必要な箇所についてはつけておく。

ただ、そこをつけておりますことで、逆に落ち葉とかいろんなものが増水時にそこにかかったままになって、排水がやはり障害を受けるということもでございます。それらにつきましては、先ほど申しましたように、土砂と同じように、地域のほうからの連絡、また地域の協力を得ながらですね、そういうふうなものの撤去というのはできるだけ早く行うということで、努めております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 昨日夕方なんですけど、写真を撮りに行ったときにですね、近所の方にお話聞いたんですけど、やっぱりここは部長おっしゃるように、こうやってもう落ち葉がですね、こんなにあまってですね、雨の日は必ずやっぱりオーバーフローというんですかね、もう水があふれ出しているというふうに伺いました。

今おっしゃったように、地域の方で掃除なり何なりっておっしゃいましたけど、定期的なですね、見回りなどは行政のほうで行ってますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 日常的には、日にちを決めて、地域を決めてということではございませんけども、建設課から都市計画課、いろんなそういうふうな日常的に外に出る業務的なんです、そういうふうな巡回するという、それから現場に出るということが非常に日常的に多うございますから、そのときにあわせて、そういう側溝なり道路の状況を見て回るということは、あわせて行っております。

また、職員のほうもですね、通勤、帰宅の折にそういうふうなことがあったときには連絡をもらうということもしております。

それからまた、先ほど申しましたように、地元の地域の皆さん方からの連絡、一番やはり確実といいたいまいしょうか、状況がわかってある皆さん方、地域のその周辺の方、お住まいの方々が、一番、今おっしゃるように、水があふれるとか、そういう状況は一番おわかりになってありますので、またどの時期になるかということも一番おわかりになっている。そういうふうなことから、地域の皆さん方からの連絡というのが一番効果があるというふうな考えております

ので、折につれ、区長を通じてですね、そういう協力をお願いするというふうなことを努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） また別な写真なんですけど、ここへ、公園周辺の側溝なんです。公園周辺にもやっぱり枯れ葉がいっぱい出てきてですね、ボールが下に落ちたときに、ここちょっと梅香苑第1公園なんですけど、フェンスを乗り越えて、ここからぼんと子供が飛びおりたりするらしいんですね。ここに、道路に落ちたボールをとりに行って、やっぱりうまく道路におりればいいですけど、端で足を打ったりですね、している子も何かいるそうなので、やっぱり公園周辺や通学路はですね、子供たちが集まる場所ですし、本当危険だと思いますんで、市長おっしゃられたように、整備事業の方ですね、早目に対応していただきますよう、よろしくをお願いします。

先ほどもちょっとジョイフルの坂道に行ったんです。これが冠水注意の標識ですね。これが坂を下る途中であって、この冠水、これがトンネルの上部についてます。2カ所あるんですけど、こういった感じですね。どっちが出口か入り口かわからないです。ジョイフル側のほうはですね、これが先にやってトンネルにこんな感じであるんで、あそこ冠水注意、例えば降雨時は進入注意とかわかるんですけど、こっちはグッディの裏、郵便局の裏ですね、高雄郵便局のほうはこれ1個しかないんですね、冠水注意はですね。

傾斜になってまして、気づいたときにはここ冠水注意だったといっても、ざぶっとつかれる可能性が十二分に考えられると思うんですよ。ですので、例えばちょっと分かれ道見にくいんですけど、ここら辺に冠水注意の標識をつければ、ここ冠水注意、雨が降って危ないなというときに迂回できるようになると思うんですね、そういった標識の設置はいかがお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今ご指摘がございましたアンダー部分についての注意の標識でございますが、標識はやはり効果が上がりませんと標識の意味をなしませんので、この部分につきましては、それぞれの状況を見ながらですね、また冠水の状況もやはり変わってきております。最近の集中豪雨といいますか、短時間での豪雨の関係で、従来そう問題なかったところも冠水するというのがやはり増えておると、場所も変わっているだろうというふうにも思っておりますので、今お話がありましたような部分も含めて、それぞれの標識について再度点検をしまして、効果的な表示ということに努めていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） お願いします。

先ほど部長のほうから、回転灯などがあるとおっしゃられたんですけど、ここにはやっぱり回転灯もないんですね。例えば大雨が降ったときにですね、ある程度水がたまれば、進入注意

じゃなくて、進入禁止のですね、何か、光るとか、そういった対応も私は必要だと思うんですけど、この間8月16日、本市においてかなりの豪雨だったと思いますけど、よかったら降水量を教えていただければありがたいんですけど、わかるところでいいですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 降水量ですが、16日の降り始めから降り終わりまでということですが、合計で約117mm降っております。また、1時間で最大で、太宰府のアメダスのこれは計量ですが、71.5mmというふうに出ております。ちなみに、17日が58mmということで、かなりやはり短時間で降っているというふうな状況になっております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） この8月16日や17日や、その後、また二十何日にも結構大量に降ったと思うんですけど、本当幸いだったのがやっぱり夏休み期間中だったからよかったかなと思うんですね。本市を流れる河川があると思うんですけど、1時間にもし100mm以上降った場合、川がはらんするというかですね、する可能性のある川をわかれば教えていただきたいんですけども。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 1時間に100mm以上降った場合につきましては、これは平成15年の災害のときが1時間100mmを超した雨量でした。こういうふうには、1時間100mmというふうな、それ以上というふうになりますと、あふれるという川、これは恐らく御笠川、それから高尾川、鷺田川がございますが、ほとんどの川がやはり何らかの形であふれるというふうなことは考えられるんじゃないかというふうには思いますけども、雨の量にも、それからどのくらいの時間で降るかという部分でもまた変わってきますので、一概にはこうは言いがたいということですので、どうぞご理解願いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 昨日も出てましたけど、やっぱり高雄幼稚園の前とかですね、太宰府スイミングクラブの前なんですけども、あそこやっぱり水がたまりやすくなっていますので、あいったところへも、やっぱりちょっとした冠水注意じゃないですけど、こういった標識も必要だと思うんですけど、どうお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 道路それぞれの箇所です冠水をする箇所がやはりございます。今お話しの高雄幼稚園なり、それから高雄の方面でいきますと、国道3号線とちょうど交差するあの一带、また太宰府市内にはほかにもそこそこあるというふうにも把握はしておりますが、それぞれのところに冠水注意というところの表示につきましては、今後の課題ということで、させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 栃木県ですすね、起こった事故も、冠水危険箇所にそのまま車が突っ

込まれてですね、亡くなられたという事故だったんですけども、やっぱり急いでるときに近道するというのは人間の心理だと思います。もっと市民に広報や回覧などで雨の日とはとにかく近寄らないぐらいの周知徹底を行わなければならないと思います、私はですね。

なぜ今回このような質問したかといいますと、実はここは通学路なんですね、このジョイフルの下の冠水注意、1人だけ小学校1年生女子児童が登下校している場所なんですよ。僕も全然知らなかったんですけど、ちょっと夏休みになって知ったんですけどね。ですから、やっぱりこの子が中学校卒業するまではやっぱり通学路として使うわけですから、早目に対応をお願いしたいと思います。

あと、やっぱり台風の時期になってきて、今も大型台風が沖縄のほうに接近していると思われれます。ですので、市民に対してやっぱり周知徹底を早急をお願いして、この質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目についてご回答申し上げます。

公共施設の使用につきましては、市民の皆様方の利便性を図り、施設の有効利用を行うことによりまして、スポーツでありますとか、あるいは文化活動等の促進を支援をし、元気で活力あるまちづくりにつなげていくことを基本としていたしておるところでございます。

したがって、今後とも、多くの市民の皆様方に施設を有効利用していただけるように、創意工夫しながら、その利便性を推進していきたいというふうに思っております。

なお、詳細については、担当部長より説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 公共施設使用におけますところの申込期限の短縮についてでございますけども、まず現状を申し上げます。

確かに7日前までに予約をしていただき、使用料金を納めていただくことによりまして利用可能というのが現状でございます。

この7日前というふうに今設定をしております理由の一つには、市と施設管理人との連絡、そしてスケジュールの調整、そしてまた使用料金収納の確認、こういった状況から、現状としてはどうしても7日前の事務が必要というふうな判断でございます。

なお、管理人が常駐をしておりますスポーツ施設につきましては、使用の予定とか予約のない日に限りましては、使用希望の当日、現地で直接受け付けを行いまして、利用できるというふうな状況でございます。

ご要望されております申込期限の短縮につきましては、利用者の利便性を図るためにも、今現在行ってます指定管理者を含めた管理人、そして予約受け付け収納事務を委託しております文化スポーツ振興財団とも協議を重ねながら、調整をしながら、できる限り短縮に向けた事務処理をできるように検討を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

ちょっと話は変わるんですけど、先日、3カ所ちょっと公園見てみたんですけど、梅林アスレチックスポーツ公園の、まず芝生がやっぱりでこぼこというか、途中、真ん中はげたりしてですね、ちょっと余りいい状態ではなかったです。

歴史スポーツ公園のトイレなんですけど、外ドアが肩から腰ぐらいまでの高さの扉がついていたんですけど、男子トイレとも女子トイレとも壊されて、もうありませんでした。

あと、北谷運動公園のですね、草が生え放題というか、伸び放題で、ボールがそこに1個飛んでいったんですけど、高校生がボール投げたら3つ返ってくるような状況でしてね、こういった修理や草刈りなど、一応指定管理者置いていると思うんですけど、これは責任は行政がやるんですか、指定管理者のほうでやっていただくようになるんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 梅林アスレチックスポーツ公園あるいは歴史スポーツ公園にしても北谷運動公園にしても、市の施設でございますので、市が責任を持って管理をするという状況でございます。

今指摘されました梅林の芝の問題あるいは北谷の問題、いろいろございますけども、これもできる限り予算の範囲内です、できる限り整備はしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 本市におきましては、やっぱりもっと市民が使いやすい環境を整えるのが行政の役目だと思います。この平成19年度の施策評価を見てましても、まず行政の役割、市がやるべきこと、こう書いてあるんですけど、市民の健康体力づくりやコミュニティづくりのため、各種スポーツ振興としてスポーツに関する情報提供や指導を行うとともに、スポーツ施設の整備を図り、市民がスポーツ活動を行いやすい環境をつくるとなっています。

次なんですけど、評価結果なんですけどね、他の自治体との成果実績値の比較、やっぱり他の自治体と比べてどちらかといえば低い水準である。さきの背景として考えられること、体育施設の不足から、施設面ではどちらかといえば低い水準であるとなっているんですね。

やっぱりもっと市民がですね、きれいで使いやすい施設になりますようにですね、お願いいたしますして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終了しました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って特定健診・特定保健指導に対する市の考え方と対応について、また市内在住の外国人に対する生活支援の2項目についてお伺いします。

まず、特定健診についてですが、この制度は、今国民の間で議論を巻き起こしている後期高齢者医療制度とともに、平成18年の医療制度改革関連法の中で制定され、本年4月から実施されています。

まず、後期高齢者医療制度が75歳以上の方だけが対象になっていると誤解している市民が非常に多いということ、そして後期高齢者医療制度と特定健診・特定保健指導が連動していることをご存じない市民も非常に多いということを指摘しておきたいと思います。

国民健康保険では、0歳児を含めた74歳までのすべての国民から、そして働いている現役世代のすべての保険から、後期高齢者医療制度支援金が新たに徴収されていることを多くの国民はご存じありません。

そして、4月から導入された特定健診・特定保健指導の制度では、健診の受診率や保健指導の実施率・メタボリックの改善率などが国が定めた目標に達しなかった場合、その保険に属する国民の後期高齢者医療制度支援金を最大10%引き上げることになっています。

会社などの組織では、強制的に受診させることができますが、問題は国民健康保険の被保険者です。私は、自治体間などで受診率を競わせ、成績がよければ支援金を値下げし、基準に達しなかった保険者の国民に対して支援金の値上げを行うという今回の制度には反対の立場です。

個人の健康について国がお金をあめとむちにして管理するということ自体、到底納得できないものです。しかし、実際に法律が施行されている以上、できるだけ市民生活に影響が出ないようにしなければならないとも考えています。

そこで、私が持っている幾つかの懸念について、市の考え方を伺います。

現在、太宰府市国民健康保険の対象者は何名か、その中で後期高齢者医療制度支援金平均額はどれくらいか、まず伺います。

国では、最終的な特定健診の受診目標値を65%と設定していますが、国の目標に達するためには国保に加入している方のうち何名がこの特定健診を受診しなければならないのか。さらに、今年4月から既に実施されていますが、現在までに何名が受診されているのか、お答えください。

次に、日本医師会においても、メタボリックがどの程度成人病の発症に影響を与えているのかということそのものがあいまいであると発表しています。アメリカではコレステロールの多い方のほうが長生きできるという研究も発表されています。健診ではMRIなどの機械によって内臓脂肪を確認することなく、胴回りと血液検査などで判断します。つまり本格的な目視などによる検査に裏づけされることなくメタボリックと診断された市民は、保健師や契約している内科医において保健指導を受け、投薬などで改善しなければなりません。

今統計では4人に1人がメタボリックと言われており、これまで全く支障なく生活していた方々も通院が始まります。つまり、統計上では受診された方の25%が保健指導を受けることになり、この保険料は、国保の場合、当然市の国民健康保険特別会計から支出されます。この保

健指導の実施率も国の目標に到達しなければ、後期高齢者医療制度の支援金にはね返ってくることもあり、市としては当然内科医の保健指導を受診されることも推進されると思いますが、それによる国民健康保険特別会計への影響をどの程度と考えておられますか。

2項目めは、太宰府市内に在住している外国人の方に対する生活支援について、市の考え方を伺います。

現在、太宰府市で外国人登録をしている方は約500名です。太宰府市は、その歴史的背景、アジアに目を向けた国立博物館の開館、また今年には扶餘邑との姉妹都市締結30周年を迎える国際都市だと思います。しかし、留学などの短期だけではなく、実際に太宰府に根をおろして生活している方に対する行政の生活支援はまだ十分とは言えません。

現在就業人数の少ない、例えば介護現場などへ外国の方を雇用するという時代の流れや結婚している男女の15組に1組がどちらかが外国人という現実を踏まえ、今後外国人の人口は増加することはあっても減少することは考えにくい状況です。

また、太宰府市内の大学では、今後1,000人規模で留学生を受け入れる予定にしているところもあります。それに伴い、外国人による犯罪件数などの増加や近隣住民との摩擦などが予想されます。悪質な場合を除いて、外国人による犯罪原因の一つは地域におけるコミュニケーション不足が上げられています。

そのコミュニケーションに欠かすことができないのが言葉です。話すこと、読むことが十分にできないと、大変な情報不足になります。生活面で言えば、市からの案内や広報が読めない、これに伴い災害など緊急時の対応がわからない、対応可能な医療機関がわからない、ごみの出し方もわからないなどの問題が出てきます。また、子供が学校からもらってきたプリントを読むことができない、学校が子供を受け入れてくれない、さらには地域から孤立し、家に閉じこもってばかりいるために精神的に追い詰められ、家庭内暴力が起こっているという報告も上がっています。

太宰府市内では、ことだまの会がボランティアでこれらの問題を一手に担っている感があります。しかし、ボランティアではその活動内容を在住の方すべてにお知らせすることは困難です。また、その対応にも限界があります。現在は、まだ500名程度ですから、今在住の方が困難に感じていることなどの実態を把握しておくこと、そして今後人口が増えた場合の対応について考えておくことは大変重要なことだと思います。

市では、これまで市内在住の外国人の生活実態や意識調査を行ったことがありますか。現在、市役所において外国の方が生活上の悩みなどを訴えることのできる窓口はどこになりますか。

以上、回答は項目ごとにお願います。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 特定健診・特定保健指導についてお答えいたします。

まず、1点目の国民健康保険の被保険者は、平成20年度当初で約1万7,500人。そのうち、特

定健診の対象となる40歳から74歳の人は約1万1,400人です。

2点目の後期高齢者医療制度支援金の1人当たり平均額は、約1万8,300円となっております。

3点目の受診目標については、特定健診の受診率が平成24年度には65%に目標設定されておりますので、被保険者の増減がなかった場合、受診対象者1万1,400人の65%、7,410人の受診が必要となります。

4点目の現在までの受診者数ですが、8月に3回、65歳未満の集団健診を実施しております。

合わせて152人が特定健診を受診されました。来年1月までの集団健診では、約1,000人の受診を見込んでおります。

また、個別健診による受診者数を約2,200人と見込んでおり、合計受診者数は約3,200人を見込んでおります。

5点目の保健指導の実施に伴う国民健康保険特別会計への影響につきましては、特定健診の結果により、保健指導レベルを階層化し、優先順位をもって保健指導に当たります。今年度の保健指導は、本市の保健師による保健指導を計画しており、国保財政に対し、保健指導による特別の影響はないと考えております。

特定健診・保健指導のあり方につきましては、今後の経過を見ながら、より効率的、効果的な実施について検討をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 実際、今年を含めて5年間という経過措置期間ではありますけれども、国保加入者でですね、今現在全く健康に問題意識を持たれていない方とか、あるいは別の疾患で既に病院にかかっておられる方、こういった方を含めてですね、5年後には7,400名以上の方に受診をしていただくということは非常に大変なことだと思います。

制度が大変に複雑ですから、これを広報だけで広げるというのは、やはりどうしても限界が出てくるのではないかと私は考えています。

それで、例えば国民健康保険加入者の多い団体、例えば商工会ですとか、あるいは障害者団体もその中に入ると思うんですけれども、この商工会は独自で今健康診断を行われておりまして、そしてその中でこの情報、自分の健康診断の結果の情報を市に流すことを同意された方だけが、今受診率に加味されているようなんですけれども、商工会の会員の方に、一体これがどうということなのかということですね、市のほうとしてやはりきちんと一度説明をして、商工会自体もやはり受診率を上げるような形での協力、それから障害者団体ですね、こういった方たちはなかなか情報が入ってこない。特に、視覚障害者の方とかそういった情報が見えませんが、そういった方々を対象にですね、説明会、商工会も含めてですけども、市の職員が出向いていつかの説明会というのはどこか検討されていらっしゃるでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 労働安全衛生法に基づきます商工会での健診を受診された場合は、国民健康保険の特定健診を受ける必要はございません。国民健康保険としましては、今後の特定保健指導に活用をさせていただくため、受診者の同意を得まして、健診データをいただきたいと考えております。

商工会にご協力をいただきながら、健診データの取得に取り組んでおるところでございます。データを取得しました分につきましては、国保の健診率に反映されることになっております。

また、障害者等に対する説明会はどうかということですが、きめ細かに配慮をしてみたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この特定健診・特定保健指導というのは、40歳以上74歳以下を対象に実施して、メタボリックによる成人病などの重篤化を防いで、医療費の削減を行うということが最終的な目標になっているわけなんですけど、しかし多くの医師がですね、現在食事の欧米化などもありまして肥満と判断される児童・生徒が非常に増えていると。それに、その延長上にあります今現在10代から30代のメタボリックのほうが、より原因が深刻であり、この方たちが4代になったときのほうがですね、解決が非常に難しくなるのではないかとことを指摘してあります。

市ではですね、例えば食育もこれはかかわってくると思うんですが、お母様方への食育等も入ってくると思いますが、こういった年代の方々への対応というのは何か考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 10代から30代、長じて4代になったときに、よりメタボリックが深刻になるのではないかとのお尋ねでございます。

子供たちは、学校教育において毎年健康診断が行われております。詳細は存じませんが、その中で保健師、養護教諭等による一定の指導は行われておるのではないかと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もちろん子供たちへのそういった処置も大切だと思いますが、実際に食生活は家庭ということがありますので、例えば20代、30代でお母様方あるいは国民健康保険で通常健康保険をこれ検査を受けられる方もいらっしゃいますよね。例えばそういった方々に対する、例えば食事に対する考え方とかですね、食育に対する考え方とか、そういった指導も今後ぜひ対応していただきたいということです。

それで、私もですね、8月初めにこの特定健診を受けました。4週間たって月末に結果が送ってきたわけなんですけども、私たちが多分最初の特定健診を受けた人間だと思うんですが、これからですね、メタボリックというふうに診断された方々の特定保健指導が始まります。

先ほどおっしゃいましたように、この制度では指導が必要な方を3段階に分けて、2つの段階の方に対して保健指導1回にかかる時間が20分以上というふうに決められており、8名以上の団体に受ける場合でも、80分以上の指導が行われなければならないということが義務づけられております。

一番結果の悪い段階の方については、一定期間あけた後、1回目と同じ条件で保健指導を行うということが義務づけられています。

そこでお伺いしたいのは、今年はずいぶん、確かに保健師でその保健指導は対応するということが、今後経過措置期間の間にもかなりの人数になってくることが予想されますので、市内にはこの保健指導を契約している内科医というのは一体どれぐらいありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市内の特定健診の実施医療機関数でございますが、主に内科医を中心に16医療機関と契約をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということはずいぶん、保健師の方もいらっしゃいますけれども、太宰府市の保健師の方にそこまでの体力というか、非常に厳しい数になってきますので、恐らく医療機関への保健指導を受けるようにというふうに、市のほうとしても奨励されると思いますが、後でこれもう一回触れますけれども、結局、この保健指導が始まるのが9月からになってですね、2月の間までに約6カ月の間にこの保健指導が集中的に行われるわけですけども、一つの内科医でですね、下手すると20名とか30名の新たなこの保健指導が出てくるわけですけど、このちょうど冬にかかってくる季節というのは、内科医にとって風邪とかインフルエンザなどで患者がちょうど増える時期にも当たるんですが、市民にとってですね、発熱してその病院に行ったときにその内科医が保健指導に入っていて、20分とか80分とか、保健指導に入らなくてはならないわけですが、これが非常に大きな問題になる可能性があると思います。

特に、幼児の場合、発熱したときというのは、やはり問題が非常に重要なことになる可能性もありますが、そして内科医にとってもですね、通常の診療行為の支障になるということも考えられます。

こうした問題について、医師会とですね、もちろん医療費の問題もありますけれども、善後策などは検討されましたか。

○議長（不老光幸議員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 特定保健指導に関して、具体的に医師会と協議はまだいたしておりません。今後、特定保健指導に関しましては、やはりどのくらいの対象者が出てくるのかもありますけれども、民間の健診機関に委託をするという選択肢もございますので、どういった方法が一番効果的で、コストの面からも含めてですね、一番適当かということは、今後、今年度の実施した結果を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。これは市の広報なんですけど、これに書いてありますこの特定保健指導の実施がですね、8月1日から1月31日になっています。先ほど申し上げましたが、結果が出るまでに約4週間かかるわけですね。ですから、それから保健指導、必要な方は入るわけですが、最後の期間に受診した方々の保健指導が本年度のこの保健指導の実施率に加味されない可能性があります。というのが、3月に実績報告を上げなければなりませんから、2月に保健指導受けた方々の実施率に加味されないという懸念もありますし、同時に先ほど申し上げましたように、病院において、特に内科医において、この冬の期間というのは非常に忙しい期間になってきますが、この受診率を加味するためにもですね、この経過措置、5年間の間に特定健康診断自体をもう少し前倒しで行うというような期間の変更は、これは考えてありますか。

○議長（不老光幸議員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 特定保健指導の流れにつきましては、6カ月後に実績評価を行うということになっておりますが、必ずしも3月の年度末までにすべてが終了するというわけではございませんので、3月の年度末までに6カ月後の評価ができる方については、それなりの結果として評価ができますが、それ以後についてはですね、その方の6カ月後の時点が年度を越えたとしても、その越えた時点で、6カ月後に評価をされた時点でのポイントになりますので、保健指導については年度を越えて継続して実施していくものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もちろん、それはそうなんですけれども、最終的に平成24年3月にはですね、この国の目標値に達しているかどうかという実績を上げなきゃならないわけなんですよね。そのときに、少しでもこの後期高齢者医療制度の支援金に影響が出ないようにというふうを考えるんだったら、少しでも実施率を上げなければならぬ。その保健指導の実施率を上げるためには、健康保険、診断自体を早目にやらないと、結局指導に入れないわけですよ。継続している方はもちろん継続したまんまでいいんですけども、新たに今度から40歳になる方も出てくるわけですから、そういった方の部分も含めて、また先ほど申し上げましたように、内科医の非常に忙しい期間ということも含めてですね、健康診断自体を少しずつでも前倒しにして行われることが私は必要だと思います。

それではですね、次に市役所内の対応についてちょっとお伺いしたいんですが、保健指導、診断の結果ですね、メタボリックというふうに判断された保健指導を受ける職員の方、この方々は有給休暇をとって保健指導を受けるようになるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今年からですね、新たな健診の指導というのが入ってまいりました。現在、結果報告が来た段階でございますが、現時点では要精密でありますとか、要再検査等におきましては、職務免除という形で出しております。

保健指導の部分は初めてでございますので、今後の対応の中で検討したいというふうに考え

ております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。それはやはり組合等とも十分に協議をしていただきたいと思うんですが、組織ではですね、この健診の受診率とか保健指導の実施率というのは問題がないと思います。しかし、現実はそのメタボリックの改善率というのも、先ほど申し上げました後期高齢者医療制度の支援金の増額にはね返ってくるわけなんです、そして組織ではですね、これが明確にあらわれてきます。ご本人にすれば、まるで脅迫をされているような気持ちになれるのではないかと、私をちょっと懸念しています。

国民健康保険と違ってですね、3カ月に約1回保健指導を受けて、改善の程度によっては指導を受け続けなければならないわけで、そういった人がはっきりわかるということなんです、組織の中では、これが職員の方にとっては新たなストレスになる可能性も私はあるのではないかと、このように考えています。

栄養管理等は難しいとは思いますが、例えば徒歩での通勤を奨励するとか運動の部分ですね、奨励をして、少しでも何かご本人が楽な気持ちでそれに対応できるようなことを市役所の中では何か検討されてますか。

○議長（不老光幸議員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村基治） 今おっしゃいましたようにですね、確かに自己管理における健康ということで、通勤方法、これについて自動車通勤をですね、改める方向でどうだろうかというようなことで、職員組合とも協議の中でも話は出てきております。そういうところから、まほろば号の利用でありますとか、自分で徒歩または自転車等ですね、健康的な通勤方法で何かお互い考えようということで、現在テーブルの中でですね、いろいろ協議を行っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） では、1項目最後になりますけども、こういった情報不足がですね、特に市内の国民健康保険の被保険者の方の最終的な保険料の増額につながらないよう、でき得る限りの方法をもって周知を行っていただくこと、それから市役所内においては、この保健指導が新たな職員の方のストレスにならないような環境づくりを行っていただくように要望いたしまして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先ほど課長が答弁しました来年からの特定健診の実施時期を早める

ことにつきましては、早目早目に受診できますように、実施時期を前倒しに実施してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2項目め。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご質問の市内在住の外国人の方を対象とした生活実態調査等については、今日まで実施してきたことはございません。

現在、市内在住の外国人登録者は、平成20年7月末現在で、27カ国、約500人おられます。

市内8大学等に在籍しています大学・専門学校生は4月末現在で935人、小・中学校、高等学校まで合わせますと952名となっております。そのうち9割近くが中国と韓国からの留学生です。市内の私立大学では、提携関係のある海外の大学、語学学校等から留学するケースが増えており、今後もこの傾向は続くと思われま。

在住外国人支援につきましては、今のところ財団法人太宰府市国際交流協会との共催でボランティア団体ことだまの会に委託実施している外国人のためのほんご教室やごみの出し方、市内の公共施設・病院の地図を作成し、外国人登録時における各窓口での配布などを行っていますが、チラシなどは最新情報に更新する作業に至っていないのが現状です。

現在、ボランティアや留学生の協力を仰ぎながら、在住外国人に必要な情報に絞った生活べんり帳の中国語、英語、韓国語版の作成に取りかかっているところでございます。

また、市役所での外国人を対象とした相談窓口については、特に設けておりません。各担当部署での対応となり、その際日本語でのやりとりが難しい場合には、外国語のできる職員や国際交流員、国際交流協会の登録ボランティアなどで対応しているのが現状です。

なお、生活支援に関する窓口としては、福祉課が相談を受けることになっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。今、生活べんり帳の作成、3カ国語で行われているという事なんですが、その中にですね、例えば区の仕組み、隣組とか区の仕組みですね、それから防災の心構え、そして納税とか教育について、あるいはごみの分別法、そして太宰府市内にある国際交流協会の事務局ですとか、あるいはことだまの会の紹介、こういったところがやはり相談の窓口になる可能性が非常に高いんですけれども、それから各言語に対応できる医療機関、そしてそういったことをですね、今つくられる内容の中に盛り込んだ上で、市だけしか、個人情報保護法の関係があって、その実際の住所とかわからないわけなんです、こういった方々にですね、生活べんり帳の送付というのは考えることはできないでしょうか。

先ほどおっしゃったように、対応言語としては、とりあえず中国語、韓国語、英語で構わないと思いますし、一たんこういった生活べんり帳ができればですね、今後外国人登録が行われるときに、その方にできるだけ対応する言語の生活べんり帳をお渡しすると。窓口でお渡しする、そういったふうな仕組みづくりはできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 生活べんり帳に今取りかかっておりますけども、これができた折には、今提案がございましたことも含めまして調整していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その生活べんり帳ができるまでにどれぐらいかかるかというのはちょっとわからないんですが、これは朝日新聞の記事なんですけども、この記事の中にはもう既に磐田市とかですね、複数の自治体でこういったことを実施されている自治体があります。皆さんのお手元にお配りいたしましたこの資料は、春日井市というところが実施した外国人の生活実態調査の結果なんですけれども、これはごらんになっておわかりになるように、日本の生活で何が一番不安なのかということで、一番不安なのはやはり言葉であると。そして2番目に、地震や火事が非常に不安であるということが出ています。

そのほかにも、この4番目の項目のところ、毎日の生活でどんな情報が欲しいですか、これは日本の法律、やはり法律が違いますから、その法律を犯さないためにも、やはり日本の法律は一定知っておく必要があると。それから、保健や医療、先ほど申しあげましたように、対応できる医療機関などがわからないから、なかなか行けないし行っても何を言っているかわからないということ、それからごみ出しなどの日常生活のルール、これもわからないというふうにおっしゃっておられて、こういった情報が欲しいというふうに、今この結果は出ているんですね。

私は、やはり日本に住んである外国の方というのは、ほとんど皆さん同じような悩みをお持ちなのではないかと思えます。ここにはちょっとないんですけれども、一番必要な支援としては、相談支援窓口の開設というふうにこのアンケート結果の中では出ています。先ほど申しあげましたように、同じような悩みを持っている市内在住の外国人の方のためにですね、まずできることからやる。例えば福岡市では、太宰府市内にもたくさん留学生いらっしゃるんですけども、ボランティアで小・中学校に行って通訳をやってもいいよとおっしゃる方をリストアップされています。そして、教育委員会からの要請に応じて、学校に行かれて通訳をして、子供たちができるだけ修学上問題がないような形で支援をされています。

先ほど申しあげましたように、太宰府市内にも留学生は数多くいらっしゃいますし、今現在ですね、太宰府市内にあるこういったことだまの会、国際交流協会、こういった資源を生かしてですね、今申しあげましたような大きな悩み、これをできるところからだけでも、少しずつでも早く対応して、解決できるというようなことはあると思いますが、部長は、具体的に今すぐできる支援として何をお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、国際交流協会ではですね、日本での生活環境になれていただく、言葉にもなれてもらうというようなことを趣旨としまして、留学生から希望をとりましてホームステイを実施いたしております。

ただ、このホームステイの募集をいたしましても、なかなか留学生の中でホームステイを希望する方が少ないというような現状がございまして、こういう事業をですね、やはり継続的に広めていくのがまず最初ではないかというふうで、考えておりまして、国際交流協会の会員の登録という形を今しておりますけども、会費の納入を免除している関係でですね、なかなか身近なものとなっていない現実がございまして、平成21年度に向けてはですね、会費を取ることによって自覚していただいて、数を増やしていきたいというふうで考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そういった国際交流のですね、ホームステイとかも大切な一つの要素ではあると思いますが、私が申し上げているのは、留学生というのは長くて4年ぐらい、基本的にいらっしゃるわけで、そうではなくて、もう既に太宰府に根をおろして生活をしようとしておられる方、結婚して太宰府に移住してこられた方、こういった方々への支援が私はやはり必要なのではないかとこのように思っています。

先ほどおっしゃいましたように、多言語によります市内の施設案内、これ地図はもう既に完成していますよね。おっしゃったように、最新の情報に更新されていないという問題はあるというふうにおっしゃいましたけれども、若干これを手直しすればですね、この地図、今でも在庫こんなにたくさんあるわけなんです、それをね、活用する、それを市役所のやっぱり市民課の窓口においておいて、登録に来られた方に速やかにその場で配る。こういったことは私はすぐに対応ができるのではないかと思いますし、同時に、これは前から言っていますけども、市役所の庁舎案内図ですね、1階に何があります、2階に何があります、こういったことをですね、3カ国語ぐらいできちんと説明書をつくって、それも市民課の窓口なり何なり、受付に置いておいて、外国の方が見えたら、それをお渡しする。こういったことはね、やろうと思えば、本当に手間も時間も費用もかけずにね、やることができるとは思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 費用の面もありますが、できることから取り組んでいきたいというふうで考えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 最後に、ちょっと市長に、お考えをお伺いしたいんですけども、先ほどから名前が出ていますことだまの会なんです、ここは市長が理事長でいらっしゃる国際交流協会から年間20万円の補助金、それから国際交流団体活動支援金として5万円受け取っておられます。

毎週月曜日、1時から4時まで日本語教室を開催して、現在13カ国135名の外国人の方が登録されています。毎回、20名から40名の方が参加されていますから、年間1,000名以上の方が延べ数にしてこの日本語教室に通っていらっしゃるわけですが、日本語を教えるボランティアの方が13名、託児を手伝ってくれる学生ボランティアが3名、日本語を教える方はすべてです。

ね、皆さん自費で400時間の講習を受けた資格を持った方々なんです。以前は別の日に夜間の教室も開催をされていたわけですが、その補助金の母体である国際交流協会への市からの補助金が減額されたために、ことだまの会への補助金も減額になって、結果的には夜間教室を閉鎖せざるを得ないような状況になって、現在に至っています。

ことだまの会が行っているのは、先ほどおっしゃったようにですね、単に日本語を教えるだけではなくて、悩みの相談を受けたり、あるいは公共機関などへ紹介したり、疾患時には病院を紹介して連れて行って通訳を行ったり、先ほど私が申し上げました外国人の方の悩みですね、これに一番対応できる活動をされていると私は思っています。

私は、これは以前も申し上げたんですけども、この活動内容というのはですね、本来行政が受け持つ部分もあるのではないかとことです。事実、春日市や大野城市では、ことだまの会と同じような活動をされていて、これが市の委託事業として日本語学校が開催されています。

以上のことを踏まえて市長にお伺いいたしますけれども、太宰府市でも、この事業をですね、市の事業として実施することはできないのか。また、市民との協働という視点も含めてですね、年間活動費、わずか25万円、そして1,000名以上の日本語学校の学生たちの受講数というこの費用対効果をどのように考えられるかということです。

なぜ市の事業であることが必要かといいますと、外郭団体の経営状況に応じて補助金額が増減してしまう、こういった不安定な立場では活動自体に非常に今大きな影響が出てきています。また、現実的にも、本市にもここで数年非常な数が増えてきていまして、これは平成19年度決算の資料ですが、平成19年度末で435名、そして先ほどおっしゃったように、現在で、現段階で約500名、この半年の間にもう既に70名近い方が引っ越してこられているわけですね。住民登録されているわけです。このように、非常に外国人の方が今急増しているという現状を踏まえて、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この日本語教室のことだまの会等については、これは私が総務部長をしておりましたときに、初めは、経緯ご存じだろうと思いますが、春日市とか、ほかの市で行われており、直で行っておったというような分がございます。そして、よその自治体と違いますのは、国際交流協会が平成4年から平成2年、平成3年から、早い時期から機能しておるというふうなこと、行政が直で行うこと、あるいは支援していくというふうなこと、国際交流協会がしっかりしておりますので、そこにある段階から移したというようなことがございます。

そして、そこに市として支援することによって、その中から、その全体のもともとの基金そのものは市のほうの支援でしておりますので、その中から、日本語教室であるとか、あるいは日常生活に必要な、例えばごみ出しのあり方がありますとか、べんり帳的なものもすべてわかるように、生活して、私どもと、何ひとつ不自由しないような形の中で行うような、そういった支援、まずもって言葉だろうと思いますから、言葉の支援というふうなものは大事だとい

うふうなことで、太宰府の方がむしろ少なかったと思うんですよ。久留米市であるとか、福岡市であるとか、春日市であるとか、そういった方々が、今でもそうですけど来られておると。そういった部分を市として担ってきたというような部分がございます。

その後、春日市であるとか近隣の中でも行われておるようですけども、そういった段階を踏んでおるといようなことについてご理解いただきたい。決して、今国際交流協会の方からの補助金というような形で、市のほうが側面からといいましようかね、中央に出ていない、主体性がないんじゃないかというふうなことではないというふうなことについて、ご理解をいただいております。

繰り返しますけれども、市が直接する分野、したほうがいい分野と、側面からの支援というふうな形のほうがいい分野がありますので、今は後者をとっておるといようなことでございます。

それで、可能な限り、私は500人からの留学生あるいはここに生活の本拠地を持って住まれている方々が大勢いらっしゃるわけですから、その方々は、市民と同様の考え方に基づいてサービスを提供していくということについては当然だというふうに思っております。

部長のほうで回答しましたように、市民べんり帳等につきましても、ボランティアであるとかいろいろ学生の部分に協力願いながら、翻訳を含めて行っておる。

それから、標識等々についても、市内には、庁舎内もそうですけれども、英語、韓国語、中国語を基本とした形の中で、今後の観光的な標識、市内の案内板等についても、その方向で考えております。

サイン計画等についても、統一して、市の特性でございます中国、韓国等々を視野に入れた形の中で、徹底を図っていききたいと、サービスの向上に努めていききたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 市長のお考えは確かにそのとおりで、そういった経過を今まで経てきているんですけれども、先ほど申し上げたように、在住外国人の方の数というのは物すごい勢いで急増している。今年1年間で恐らく100名以上増えると思いますし、来年度以降もそのペースで増えていく可能性があるわけですね。それに対して、その補助金というのは25万円、それに対する対応しているボランティアが13名、その方たちが25万円の中で、すべて教材からコピーから何からすべて自分たちで行ってらっしゃるわけなんですけど、やはりこれからですね、外国人の方が増えていく中で、25万円の中でやっぱりやっていくというのは、実質にだんだんそぐわなくなってくると思います。

しかし、外郭団体である国際交流協会自体がやはり経営的に非常に厳しい状況になってくる可能性もありますから、そうすると、その活動自体がやっぱり影響が私には出てくるのではないかと思います。したがって、いつかその見直しの時点がまたやってくるのではないかと。それには、やはり先ほど申し上げたように、外国人の方の生活実態をですね、市がやはりきちんと把

握しておく必要がある。しかも、人数が少ないうちにやはりやっておく必要がある。

先ほど春日井市を見せましたけども、これはあくまで春日井市の生活実態であって、太宰府市とはやはり異なってくるところもあると思いますから、ぜひですね、市のほうももう少し主体的に本腰入れてですね、今のうちに、犯罪ですとかそういった近隣トラブルが起きないうちに、前向きに対応していただくことを要望いたしまして、2項目め、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております1件について質問いたします。

近年、本市では景観を重視したまちづくりに取り組んでおり、先日、景観まちづくりフォーラムにおいて、市長の熱い思いを聞かせていただきました。これからのまちづくりに大きな期待を寄せるものです。

さて、このまちづくりに大きく影響する都市計画区域について、今回質問させていただきます。

都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の2区域があります。都市計画法第7条によれば、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされております。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として基本的に開発行為は制限されています。

そこで、市街化調整区域について質問します。

まず1点目は、本市の市街化調整区域の開発行為の取り扱いはどうなっているのか。

2点目は、市街化調整区域における建設行為の制限と一定規模の許可はどうなっているか、お伺いいたします。

3点目は、本市の市街化調整区域内に資材置き場が何カ所あるのか。

次に4点目は、市街化調整区域における資材置き場を設置する場合の申請について、景観づくりも含め、必要な基準などについてお伺いいたします。

5点、6点目は、平成19年の9月の定例会で一般質問しました青山三丁目の造成工事についてであります。

道路工事施工承認申請書の工事期限は、本年の3月31日までに予定どおり行われ、工事完了届は提出されたのか。また、その後の状況と、その後の動向、今後の対策と業者への対応はどうか、質問いたします。

最後になりましたが、7点目は、高雄地区の市街化調整区域の青山三丁目3919-23に、8月25日付で、件名は樹木伐採・伐根のお知らせで、回覧の内容は次のとおりです。伐採する箇所と作業の内容、樹木の伐採・抜根及び測量、作業期間、8月29日から、それと問い合わせ先の

記載された回覧でした。

また、この回覧が回ってきたときには、既に作業は開始されていました。土地所有者から、周辺の地域住民に迷惑がかからないように、伐採・抜根に伴う工事車両立ち入り、騒音等の理解とご協力の回覧だけで、木々を伐採して何ができるのか、説明がありません。市のほうに何らかの届けが出ているかと思しますので、説明をお願いいたします。

以上、市長の景観に対する考えを述べていただきまして、都市計画課に関する1項目、7点について、答弁をよろしくをお願いいたします。再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 都市計画地域内におけますところの市街化調整区域について、ご質問でございます。回答申し上げたいと思います。

太宰府市では、まとまりのある都市として総合的に整備、開発及び保全を図りますために、市域総面積2,961haの約76.1%に当たります2,273haを都市計画区域に決定をし、このうち52.5%の約1,182haを市街化区域といたしまして、残り47.5%、1,071haが市街化調整区域でございます。

この市街化調整区域内には、特別史跡でございます大宰府跡を初めといたします史跡地が453haも含まれております。

1点目から7点目までの詳細につきましては、後ほど担当部長から答弁をさせますけれども、7点目の樹木の伐採について景観を含めた考え方でございますけれども、緑を保全するあるいは創造するということは景観の面あるいは環境の面からも重要であると、このように認識いたしております。

と申しましても、周辺住民の良好な生活環境の確保と、それからもう一方では個人の財産の私的権利の行使という、行政といたしましてはいずれも尊重しなければならないというような立場にもございます。

今後、景観まちづくりのルールづくりの中で、緑については、どう守っていくのか、あるいはどう創造していくのかなど、市民の皆さんはもちろんのことでございますが、事業者、あるいは各種団体、あるいは関係機関のご意見を聞かせていただきながら、太宰府市の景観づくりを進めていくと、ルールづくりと一緒にやっていくというふうな基本でございます。そういう基本的な考え方を持っております。

詳細については、担当部長のほうから回答させます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 都市計画に関します項目が、7項目ご質問がされております。順次お答えをいたします。

第1点目の市街化調整区域における開発行為についてでございますが、これにつきましては都市計画法に定められております。都市計画法第4条第12項により、「開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質を変更するこ

と」というふうに定義をされております。開発行為は、いわゆる建築物を建てるということが前提であるというふうになっておるとというのが基本でございます。

これにより、市街化を抑制する区域である市街化調整区域内の開発行為は原則禁止されておりました。同法第34条の各項のいずれかに該当する開発行為でなければできないというふうに定められているところでございます。

2点目の建築行為の制限と一定規模の許可についてでございますが、これにつきましても、同様に都市計画法の43条により原則として禁止されております。ただし、開発許可が必要でないものもありまして、それにつきましては建築ができるというふうになっております。例えば農家住宅ですね、それからそのうち、それとまた許可可能ないわゆる農家の分家といいますかね、表現では分家住宅というふうにされておりますが、そういうふうな建築物は例外というふうにされておるところでございます。

次に、3点目の資材置き場の設置数、太宰府市内に資材置き場がどれだけあるかというところでございます。特に、調整区域の中でのということになるかと思っております。

資材置き場は、資材、容器、機械、器具、土砂その他これらに類する所有物などを一時保管、貯蔵するような施設のことを資材置き場というふうにされております。市内には、いわゆる空き地ですね、これを現実に今言いましたようなものを一時的に保管して、現実に資材置き場というようなことで使用されているとか、また工事に伴いまして短期間そういう目的で使われているとかというようなことで、規模・設置期間、それぞれいろんな形での現実に資材置き場的に使ってあるという部分が市街化区域、調整区域問わずにそれぞれにございます。

また、資材置き場を設置するというふうなときには、市街化区域、調整区域のいずれに、どちらの区域の中に設置をするというふうなことにいたしましても、先ほど言いましたように、建築物、建物ですね、建物が伴わないというようなことに資材置き場と限定するならばというふうなことになりますので、都市計画法上の届け出または申請等については規制がございません。

ただ、農地ですね、田畑、これにつきましては、他の法律、農地法によりまして農地以外に利用するというようなことが出てきますと、転用、農地以外への転用の許可、これに伴います許可申請あるいは届け出というのが必要というふうになっておりますし、森林ですね、森林、これにつきましては、森林法、そういった関係の法律の中で伐採を伴うというふうなことになってきますと伐採届というものが必要というふうにされております。

こういったものの中での件数を見ても、利用目的、資材置き場というふうなことで届けがあったものにつきましては、過去、平成18年、平成19年度、2カ年にわたって確認をいたしましたところ、平成18年度に伐採によるもので資材置き場とするという届けがあったものが1件、平成19年度には、農地転用に係るものですね、農地を転用して資材置き場にしたいというものが1件、合わせて2件というふうになっておるところでございます。

先ほど言いましたような状況がございまして、現実に届け出とかそういったものがなくて、

資材置き場というふうに関実に使ってあるというふうなこともございまして、今申しました届け出、2カ年の届け出に限ってのそれ以外の把握というのは現実に現在できていないと、把握が難しいというふうな現状になっております。

4点目の資材置き場の基準、設置の基準というふうなことでございますが、先ほど言いましたように、資材置き場の定義というのは先ほど申しましたところでございますが、設置場所、規模、また置くものにもよりますが、現在、太宰府市におきましては、これらにつきましては一定のルールというふうなものは特に定めておるというふうなことでございせん。

先ほど市長が回答いたしましたとおり、今後、定めていきます景観まちづくり、これらのルールの中で一定のルールというものを設置していくと、定めていくというふうなことは当然出てくると、景観の町を守っていくというふうな意味からですね、これは当然必要であると考えておりますので、今後そういうふうなことから進めてまいりたいというふうな事項になると考えております。

5点目の青山三丁目の造成工事に伴います工事道路施工承認申請の状況についてということでございますが、この造成工事につきましては、本年の3月31日ということを期限を切っております。そういう状況でございましたが、現実的に期限内に完了をしております。そういうことから、早急に完了をするようにということで指示をいたしまして、5月上旬に道路形態の復元、のり面の整形等の工事が終了いたしました。そういうことから、その届け出を受けまして、検査を私どものほうで行ったというふうなところになっております。

6点目の同じく青山三丁目、先ほどの関係の造成工事についての場所でございますが、この現在の状況と動向及び今後の対策、これらにつきましてはでございますが、この部分につきましては、県のほうで今現在その造成工事を行っているもの、また所有者に対して指導が行われているという状況になっております。県のほうに確認をいたしましたところ、現地に建築物があるということから、先ほど申しました建築物が伴っているというふうなことで、開発行為、このようなものにそういうことからいきますとかかってくるというふうなことで、届け出事項と異なっている内容があるというふうなことから、監督官庁、県になります。福岡県の都市計画課、また那珂土木事務所建築指導課の合同で現地の調査、先ほど言いました所有者、工事施工者に事実確認を行い、現在それらにつきましては是正勧告を行うなど、使用停止命令等の行政処分を視野に入れた指導を行っているというふうなことで、県のほうの状況を確認をいたしておるところでございます。

7点目の青山三丁目、番地、これ特定されておりますが、3919番地の23の樹木の伐採、これらについてということでございますが、これにつきましては、先ほど議員さんご質問の中でございましたとおり、所有者のほうから、周辺の地域に回覧といたしまして、お知らせを配布されておるとございせん。

これによりますと、伐採を8月29日に行いますということで、8月25日付でそういうふうに関先ほどおっしゃったとおりの回覧が出ておるというものを私どももその回覧のコピーを確認を

いたしてはおります。そういうふうな状況で、ここにつきましては、地目が原野となっております。広さは1,655㎡というふうに土地の台帳では確認ができております。

この部分についての伐採を行うと。内容につきましては、状況につきましては、この部分につきましては、この伐採後についてですが、個人の財産の今後の利用ということで届け出がなされております内容につきましては、個人情報にもかかわりますので、その届け出書の内容につきましては申し上げをちょっとご了解いただきたいと思います。そういうふうな状況を今の伐採のところについては確認をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の回答いただいたんですけども、この開発行為の取り扱いについて、本市での開発行為として判断された場合に、開発許可が必要になるとは思いますけれども、そのときの許可はどちらのほうで許可をされるのでしょうか。開発許可の。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） これらにつきましては許可につきましては、書類は市のほうに出されます。この書類を私どものほうから県のほうに進達すると、事務的にはですね、そういうふうなことから、現実的な許可、それらについての実際の事務的なもの、それらの処理については県のほうで行われるというふうな状況になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その開発行為が行われた場合に、その行為を判断されるのはどこがされるのでしょうか。どういうふうな経路で判断をされて、県のほうに届けられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど青山三丁目のほうでお話し申し上げました。県のほうが現在調査をしようというふうな話をいたしました。この部分につきましては、許可を県が行う権限を持っております。そういうふうなことから、許可権限を持っています県のほうが、その指導等についてやっていくと。この状況については、市のほうもですね、県のほうと協力しながら、状況について連絡とりながらしていくということは行っておりますけれども、現実的にそれにつきましては県が行っていくということになります。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 結局、住民の通報や市の職員の方が現地に調査に行かれて、県に届けられるというシステムになっているということですね。その開発行為を見られた場合は。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現実には開発行為が行われているというようなこと、これは届け出に付したものであれば、これは当然何も問題ないということですが、今のようなことで、もし届

け出と違う内容とか、届け出以外、無届けというようなことでの部分というふうになりますと、今お話がありましたように、通報、また市の職員が確認をした、その段階で県のほうにその状況の確認をどうなのかというふうな問い合わせを行っていくと。それから、県のほうでしかるべき処理がされているというふうな手順になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その開発許可を受けた土地に建築等の制限はありますでしょうか。今、もう一度、再度お答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 開発行為、いわゆる開発行為でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、建築物、建物を建てるというようなことを行うときは開発行為という届け出が必要になってくるということでございますので、開発行為ということでの許可を受けておるものは建物が建てられるというふうな状況と考えていただいていると思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その建築物とはどういうふうな建築物をいいますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 建築物はどの規模からかというふうなことになるかと思いますが、一般的に建築物と申しますのは、建築確認、そういうふうなことからいきますと、10㎡以上、規模的にはですね、そういうようなものは建築物というふうに判断するということになっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど言われましたけど、青山三丁目の造成工事の件で、私も、この件について市の都市計画課のほうに建築物はどういったものを建築物ということかということ聞きに行きました。そしたら、市の職員さんのほうから、建築、その10㎡の建築物は基礎がないものだったら建築物にはならないというお答えでしたので、私は市の行政の職員の方の言葉を信じて、ちょっと何日間かしましたけれども、よく調べて県のほうの都市計画課のほうに行って、ちょっと私のほうも勉強させていただきましたら、基礎があるなしにかかわらず、10㎡の建物は全部違反ということで確認をとりましたので、そここのところの市の行政の職員さんの受け答え方について、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 建築物の種類、その定義というふうなことになるかと思いますが、先ほど10㎡以上ということ、それから基礎の有無でございますが、通常基礎、この基礎は例えばそこにあります建物、物件、これらのものが単にそこに置かれてあるというようなこと、それが移動が可能であると、移動するのに可能な置き方である。それを固定をしているも

のではない。例えば基礎をコンクリで固めた基礎に取りつけてあるとかですね、10㎡前後の建物である、それからまた、ブロックを置きまして、それにもうアンカー等とかで固定をしていると。日常的に動かすというようなことが判断できない。明らかに固定をされている状況というようなことが、基礎については私どもはそういうふうに、先日も県のほうと話しましたときにそういうふうなことで話をしております。

基礎については、基礎をどういうふうに見るかということだろうと思いますが、例えば基礎がなくても、10㎡以上、明らかに20㎡、30㎡、プレハブとか大きなものを持ってきておると。だから、これは基礎がないから、これは建築物じゃないんだということにつながるのかというと、それはやはりそうではないと、その状況に応じてやはり判断がされているというふうなものじゃないかと考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その建築物においては、違反というんですかね、市のほうに聞けば、そういうふうに10㎡で、コンテナとかですね、プレハブとかユニットハウスとか、そういうようなものは入らないという言葉でしたので、その確認をもう一度職員の方のほうにきちんとした説明をしていただくように、今後よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、3点目の市街化調整区域に資材置き場が何カ所あるかという問題ですけれども、先ほど部長のほうから、平成18年度は1件で平成19年度は1件、その平成19年度の1件も農地に対するの違反建築、資材置き場ということになっておりますけれども、先ほど青山三丁目の造成工事の分については、資材置き場等は入れられてないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申しました平成18年、平成19年、伐採に伴うもの、また農地転用に伴うものの資材置き場という分の届け出の分ですが、これはあくまでも届け出がされておるものということですので、無届けとか、違法とか、そういうものではありません。これは法の手続に従って届けがされているものということですので、確認をさせていただきます。

また、先ほどの平成18年度の1件の分については、この分が含まれているのかということですが、この部分が今言いました1件中、件数の中にこれは入っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 次の4点目の市街化調整区域における資材置き場を設定する場合に必要な基準と申しますか、そういうふうなものはまだ太宰府市のほうでは一定のルールは定めてないけれども、今後、地域まちづくりの中でしていかれるということですが、市街化調整区域における資材置き場は、どういったものをルールとしてこんな基準でしていきますというふうなルールとしては考えられておられないということですよ。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど市長も申しました、私も市長の回答とあわせてお話ししまし

たとおり、今、景観まちづくり、景観のまちづくりを進めております。また、今後条例を制定していく、またそれに伴いまして規則、具体的なものもつくっていくということになっていくかと思っております。それにあわせて、そういった中で、まちづくりの中でやはり地域の住みよい町をつくっていくということの中で、それらの開発とか、そういうことは非常に大きなかわりを持ってきております。

だから、それにつきまして、今お話がありました資材置き場、これは資材置き場に限らずですね、例えば駐車場とかそういうふうなこと、空き地、今言われます伐採を伴いまして、その後利用するというふうなこと、それから農地もそうですけども、それからまた現在空き地となっているものをそういうふうに資材置き場に転用するとかということも含めてということになる、なろうかとも思いますけれども、それらにつきまして一定のルールをつくっていく必要がある。

今現在、じゃあどういふふうな、具体的に何が考えられるかというようなことですが、それにつきましては、例えば一定の広さ以上は届けてくださいとか、それからまた資材置き場にする場合につきましては、舗装はこういうふうにしてくださいとか、そういうふうな部分が考えられるんじゃないかと思いますが、まだ具体的にですね、そのあたりまで煮詰めておりませんので、こういう項目、こういう項目を定める予定にしておりますということにつきましては、現時点では具体的にはございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今の部長のお答えで、ぜひそういうふうなルール、基礎、基準というものを定めていただきたいと思っております。

本来ならばですね、資材置き場というのは、周辺が住宅でないところに迷惑にならないというんですかね、そういうふうなところの土地が最適だと私は考えます。景観や環境面で規制を求める声も今聞いておりますので、ぜひ今部長がおっしゃいましたように、基準というものをまた明白に出していただきたいなと思っております。

ほかの市においては、この市街化調整区域の資材置き場を設定する場合には、適正な土地利用の調整に関する条例を制定されております。景観やですね、環境面で周囲に配慮したルールづくりというものが必要だということで、条例が定められました。

なぜこのような制定をされたのかというのは、木材とかコンクリートブロックなどの建築物、建築資材や道具が積まれたり、中には事務所までつくられたりして、先ほど確認したように、10㎡以上のものは建築物として設置してはいけないのに、気がつかないうちにつくってしまわれて、結局県のほうからも指導に行かれたときにはもう既に建っていたということやですね、雑然とした景観で、ほこりや騒音など環境にも悪影響があるなど、対策として豊かな実りと将来に継承するためにつくられたそうですけども、本市においてもですね、こういうふうな資材置き場では、ほかの資材置き場ではなくてもですね、こういうふうな条例をですね、ぜひ

つくっていただいて、市長の承認の申請が必要となるというような基準を定めていただければ、少しでもトラブルとかそういうふうなものが、違反行為もなくなってくるのではないかと考えておりますので、そこをよろしく願いいたします。

それと、市内においてですね、そういうふうな開発行為があった場合には、担当の職員の方が現場に行かれたりされると思いますが、本当にこういうふうな問題について職員の方は頭を抱えられていると私は思っております。

そういうふうなことも含め、想定していただいてですね、指導もやりやすくなります、行政の職員さんの指導もやりやすくなると思っておりますので、こういうふうな基準を定めてもらって、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

次の5点目ですけれども、道路工事施工申請書の3月31日をもって工事完了届は出されたのかということをお聞きいたしました。今、部長のほうからも、5月の終わりぐらいに結局延期ということになったと思っておりますけれども、きちんとした終了というのが、きちんと届けがもう出されたということでしょうか。そこ、もう一度済ませません。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申し上げましたように、工事の完了の届けがございました。

それに伴いまして、私どものほうから現地の確認をいたしまして、検査を終了しているというふうなことで届け出、それらにつきましての手續が終了しているということでございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その道路工事施工申請書の中に、太宰府市及び教育委員会の民間業者の申請書どおりにこの境界にある里道を最大11.4m切り下げることや、市有地、太宰府東中学校の用地の土砂8,000m<sup>3</sup>を無償で提供されたということで、私、9月の一般質問で言いましたけれども、どれぐらい程度掘り下げられて、金額としてはどれぐらいなのかをちょっと説明していただけたらと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この現場に隣接をいたしまして、今ご質問の中にございました里道ですね、それから太宰府東中学校の敷地が隣接をいたしておりまして、そういうふうなことから、工事に伴いまして、それらにつきまして、その場所についても土砂の掘削をしたいということでのお願いが出ておりました。そういうことで、工事に伴いまして、市のほうも将来的なことを判断いたしまして、それに許可をいたしております。

当初許可いたしました部分の工事の内容から、その後変更がされまして大幅な変更になっております。当初の先ほど議員さんご指摘の今年の9月の議会のときでも、約8,000m<sup>3</sup>というお話がございましたが、10分の1程度に工事の内容、市にかかわるものですね、市にかかわるものについては10分の1程度の掘削になっておりました。

そういうふうなことから、約800m<sup>3</sup>というふうなことでございますので、この量を金額的にということですが、これはその部分を金額に換算するということになりますと、これを例

えば土砂として販売をするとしたらどうなのかということで見えていくということになるかと思いますが、これは実際ここで掘削しました土砂を販売したということではないというふうにも聞いておりますので、金額的なものでしますと、ちょっと誤解が生じるかも知れませんが、もし今の部分で金額的ということで、あえて出しますと、今の市価でいきますと、土砂をまさ土を販売したとしてですね、例えばその現場、搬出先のところから現場に持っていったと、トラック等で持っていったと、そういう搬出の分の費用も含めていきますと、1 m<sup>3</sup>当たり大体今市価でいきますと1,200円程度というふう聞いておりますので、その部分が出てこうかと思いますが、今言いましたように、この部分は販売とかそういうふうなことは許可したわけではございませんし、そこで現場で処理をしているというふうなことではございますので、販売ということにはどうもなっていないというふうなことではございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そこを10分の1で終わったということですので、とはいえ、結局無償で土砂を提供するということに対して、そこは市の土地を勝手に、1であろうと800 m<sup>3</sup>であろうと8,000 m<sup>3</sup>であろうとですね、それを無償であげるということについてはですね、私はそのところがおかしいのではないかと思います。

そういうふうなその申請、施工承認書の中にですね、結局お金ではしませんけれども、昨日、中林議員のほうからも、里道の雨による土砂流出の部分で、安全面のことを言われましたけれども、本当に中学校のほうに土砂が流れて、この豪雨のために流れていった場合に、そちらのほうにブロックをついていただくとか、そういうふうなことをやっぱり約束としてしていくべきではなかったのかということとをここで私は言いたいと思っております。

それとですね、造成工事の件なんですけれども、10月27日に業者との話し合いが初めてあったときにも、質問がありましたけれども、雨水の問題、水利の問題、住宅側にある調整池の問題、特にですね、あの調整池に土砂と雨水が流れていって、この調整池は大きな木が繁ってですね、覆ってですね、調整池の機能は果たしておりません。昨日も中林議員さんのほうからも言われてましたけれど、調整池の本当に整備を当たられますようお願いしたいと思っております。

話はちょっと飛びましたけれども、先ほどの約束の期限を守れなかったということではですね、やっぱりその施工業者は法律や条例等を遵守すべきだったのではないかと私は思っております。太宰府の指名業者であるということも頭に入れていただきまして、特に約束を守れなかったということをきちんと業者のほうには伝えていただきたかったなと思っております。

それと、こういうふうなものを、その青山の問題ばかりではなくてですね、結局指名入札参加資格の適切な入札基準の確保をしていただくこと、それをお願いします。

それと、太宰府の指名業者の全体にかかわることもあります。質の問題にもなってきますので、指導を含め、周辺住民に対して環境について配慮に努めていただくようお願いして、この5点目は終わりにさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 6点目の青山三丁目の造成工事のその後の状況と動向につきまして、再度質問させていただきますけれども、先ほど部長のほうからももう是正勧告が言い渡されているということなので、その分は省きたいと思っております。

都市計画法の29条の規定する許可を受けずに違法開発行為を行って、建築物を設置して資材置き場の事務所と倉庫を建てているということで、県のほうから是正勧告がまっているということで、確認してよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 当該地につきましては、当初の申請とは異なる内容の工事を行っているというようなことから、県のほうの指導があったもの、具体的には、建築物を建てるというふうな申請はあつてないところになりますので、それにもかかわらず建築物を建てているということで、県のほうがそういうふうな指導を行っているということにつながっているということになります。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら、建築物をそれが違反ということで言われているのに、もしもそれをそのまましていたら、どういうふうな処分になるのか、お教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 県の是正のそういう指導、命令に従わない場合、最終的には、警察への告発、またそういう懲役、罰金というものが科せられるというふうになるというふう聞いております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら最後に、6点目の最後に、県的那珂土木事務所あるいは県の都市計画課から、今後どのようなですね、行政に対して指導をされているのか、そのところを教えてくださいませんか。

○議長（不老光幸議員） 市にですか、行政。

（1 番原田久美子議員「行政のほう」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 市に対して。

○1番（原田久美子議員） はい。こういうふうな罰則、意見陳述の弁明機会の付与の通知が来ているのではないかと思いますけれども、それを受け、市のほうは確認されたと思いますが、その件について、市に対してはどのような、県のほうからそれを含めてどのような指導があつて

いるのかを教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） これにつきましては、午前中も申し上げましたが、この分についての監督官庁は県になっております。許可そのものについては県が行う。ですから、現在、それに伴います指導、是正勧告、こういったものにつきましても、県が行っているということになります。

市のほうにつきましては、県のそういう状況について、地元でもありますので、県のほうからのそういういろんな状況について協力をしていると。例えばいろんな事情聴取をされるとか、するとか、そういうふうなときに会議室を提供するとかですね、そういうふうなこと、それから現状がどうなっているかというところの現況の把握あたりを県のほうからの依頼を受けて、そのときの現況をどういう状況かというのを確認をしているというふうなところになっております。

ですから、県のほうから指導とか、そういうふうなことではなくて、協力の要請を受けて、それによって私どももできる範囲で協力を行っているというふうな状況に現在のところなっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この分につきましては、施工業者のほうにも生活があると思いますので、仕事を運営していかなきゃいけないということもございます。しかしながら、住民のほうにも居住権もございますので、生活もしていかなければいけないということで、やはり行政のほう住民のために、法に対してですね、太宰府市がそういうふうなことで住民と業者との対立といいますか、そういうふうなことがないように協力をしていただいて、今後市街化調整区域にそういうふうなものが建てられる場合には、極力注意していただくようお願いしたいと思っております。

次、最後になりましたけれども、7 点目でございますが、私先ほど冒頭でもお話ししましたように、8 月23日の太宰府の景観づくり、まちづくりフォーラムのほうで、市長の本当に熱い思いを聞いた後のことでございますけれども、8 月25日付で隣組長のほうにお知らせという回覧が回ってきました。この分の内容について、ちょっと二、三点、お聞きしたいと思っております。

作業期間が2月29日からということで、何日までというのは書いてなかったんですけど、それについては何日までというのはお聞きになってないのか、お聞きします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この分につきましては、作業期間につきましては、年内の範囲で終わるといふふうなことで、把握といいましょうか、そういう状況だということは知っております。

具体的には、いつということでの何日で終わるといふ具体的なところまではわかりません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それでは、伐採についてですね、どうして伐採されるようになったのかも聞きになってられませんかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 伐採を行うようになったことにつきましては、届け出、先ほど申しました届け出書、そういったものには、どういうこと、どういうことから伐採に至ったかというようなことは特にありませんので、私どものほうではわかりません。回覧に書かれている内容しかわかりませんが、それらにつきましては、どういう原因でこういうふうになったかというのは、私どもの建設経済部では把握はできません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） わかりました。そしたらですね、その伐採された後の利用もわかっていないということですよ。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 伐採後の利用につきましては、午前中の回答の中でも申し上げましたが、個人の財産の利用についてということになりますので、そういう活用の目的ということについては届け書の中に伐採後の用途は書いてありますが、これにつきましては財産の利用というふうな個人の情報ということになりますので、申しわけございませんが、この場では申し上げることは難しからうというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、この分につきましてはわかり次第ですね、何ができるかというのは、青山三丁目の造成工事の隣の土地でございますので、あの辺に住まれている住民の方からの要望として、もしも何か動きがあったとき、何ができるかというのがわかった場合には、どういうふうなものができるかというのを説明ができるような状態でございましたら、連絡をお願いしたいと思っております。

それと、私のほうで景観まちづくりフォーラムのほうでも市長の熱い思いを聞いて、その景観づくりのまちづくりの団体になられたということで、5月1日付で景観行政団体になられたわけですが、その市街化調整区域の全体も関係がありますので、景観計画の区域とは、景観区域を定めた区域の環境、景観づくりなのかということをちょっと教えていただきたいんですけど、市長に。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 景観区域の範囲は全体でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私も、その景観という字を見ますと、そのフォーラムの中でありましたけれども、「景」というのはやっぱり目で、目に見える眺めそのもので、「観」というのは見る人の印象や価値観ですということを書いてありましたので、それに基づいて、今、青山三

丁目現場の付近に市街化調整区域であることということを入れていただいて、今現在住んでいる住民は玄関を出たら目の前は工事車両とか、騒音、砂ぼこり、雨の日は先ほども言いましたように土砂の流出が大変多くなっております。そして、台風が来た場合には、東面に位置していますので、台風の風の道ができると思います。恐らく今の伐採されているところも、なくなれば、恐らくあちらのほうの住宅のほうには風が直接当たるということは間違いございません。台風の進路となりますので、一極集中も危惧されますので、住民は住宅を購入する際に、そういうふうな場所には家を建てられてなかったのではないかと思います。そういうふうになるんだったら、あそこには住んでなかったと思います。緑豊かな町の場所でも、中学校が本当に裏面にありますので、中学生の悪影響にならないようにですね、また今まで被害がなかったからよかったけれども、今後被害を及ぼすということもあると思います。

そういうふうなことも、くれぐれも考えていただいて、地域の住民の日常生活に悪影響を及ぼすことがないようにですね、景観法どおりに景観計画区域を今市全体として考えていくということですので、良好な景観の形成のためにも、既成のルール、市民も協働させていただいていくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） ご質問を終わられたところで申しわけございません。

先ほど議員さんご質問の中で、利用目的がわかり次第、その内容を教えてほしいということでしたが、午前中お答えいたしましたとおり、私ども所管のほうの関係でいきますと、この状況からいきますと伐採ということになっております。調整区域ではございますが、これについての伐採についての届けというのにはありますが、いわゆる開発関係、これらについての届け出、規制、それにつきましては、伐採の関係だけでいきますと届けされたものは生きてきません。ですから、そういった手続関係での都市計画、建設関係、建設経済部、そのような関係では、そういうふうな届け出が出てまいりませんので、内容についての把握は私どものほうでは難しいというふうなことがございますので、確認でお答えさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目について質問させていただきます。

第四次総合計画後期基本計画、福祉でまちづくりについての質問です。

総合計画の中には、乳幼児から高齢者まで市民一人一人が健康で生き生きとした暮らしを実感できるよう、健康、福祉、医療が一体となって、地域に視点を置いた、住民同士が支え合い生きがいを持てる福祉のまちづくりを推進しますとうたっております。

この3つの戦略プロジェクトの一つ、福祉でまちづくりも、あと残すところ2年7カ月、平

成23年3月をもちまして終了となりますが、各施策がどこまで実行され、市民への普及とともに、市民サービスとして定着し、喜ばれているのか、その現状と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

ただし、このプロジェクトが広範囲にわたっておりますので、今回は5つの目標施策のうち、健康づくり、福祉の充実、高齢者支援の3点に絞り、お伺いさせていただきます。

さて、医療費増大に端を発し、高齢化社会への対策として、平成12年4月に介護保険制度が始まりました。また、将来を見据え、増え続ける高齢者対策として、75歳以上の方全員が加入しなければならない後期高齢者医療制度が今年4月から開始され、さらに高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・保健指導が同時に始まりました。

これは、安心して老後を迎えるために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を防ぐことで、脳卒中や心筋梗塞などの生活習慣病を減らし、医療費削減につなげるのが目的ということであります。

こういった医療制度の改革に伴い、国民、市民への国民健康保険税の増額が強いられる結果となり、確定申告時には、全国各地の自治体で混乱を招きました。

医療費増大はいつまで続くのか、国民、市民は不安を抱きつつ生活していかなければなりません。高齢者の増加により、それを賄うための医療費の増税といった医療制度の改革で本市の平成19年度国民健康保険事業特別会計だけが5つの特別会計のうち赤字決算となってしまいました。

今後ますます拍車がかかる少子・高齢化現象に備え、財源不足を補う何らかの打開策はないのか、執行部におかれましても頭の痛いことだと拝察いたします。

生活習慣や食生活の改善指導も大切なことですが、年齢に応じた運動を心がけるよう、予防医学を視点に置いた軽スポーツの奨励策を行政みずから構築することが肝要かと思えます。生きがいを持って、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちを目指した福祉でまちづくりも、あと残すところ、わずかな期間しかありません。これまで実施されてきた施策や事業の費用対効果はどうだったのか。福祉でまちづくり推進プロジェクトの現状と今後の計画について、次の3点、質問させていただきます。

1点目は、健康づくりの推進として、健やかな暮らしを送るための具体的な活動支援の状況をお聞かせください。

2点目、福祉の充実として、各行政区における地域組織の活動内容の把握と育成及び支援の実態についてお尋ねいたします。

3点目は、高齢者の支援ですが、本市の高齢化率も19.9%になり、年々上昇しつつありますが、高齢者のための生きがいづくりとして、現在の施策とこれからの計画についてお聞かせください。

以上、1項目、3点につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 福祉でまちづくりについてご回答申し上げます。

第四次の総合計画の中で、重点的に取り組んでいきます主要課題として、3つの戦略プロジェクトを掲げまして、総合的にまちづくりを推進をしておるところでございます。

福祉でまちづくり推進プロジェクトといたしまして、生きがいを持ってともに支え合い、健やかに安心して暮らせる町を実現していきますためには、乳幼児から高齢者まで市民一人一人が健康で生き生きとした暮らしを実感できるように、福祉に視点を置いた支え合い、生きがいの持てるまちづくりを推進する必要があると、このように考えておるところでございます。

その一環といたしまして、協働のまちづくりをメインに、各行政区におけますところの市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を開催し、地域コミュニティづくりを進めております。

ご質問の細目につきましては、担当部長より回答をさせたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の健康づくりの推進、健やかな暮らしを送るための具体的な活動支援の状況について、ご回答を申し上げます。

成人におきましては、生活習慣病予防を中心とした健康づくりを推進いたしております。

事業としては、健康診査、がん検診、また病気に対する正しい知識と生活習慣病を予防するための実践方法などの講演会や学習会を行っております。

病気の予防意識、つまりみずからの健康づくりに向けた努力や健診についての理解に広がりをつくるのが、健康づくりを支援する最大の手だてと考えております。そのためにも、個人の責任での生活改善に終わるのではなく、行政からの健康づくりのための環境支援が肝要と思っております。

健やかで明るく、活力のある生活を営むためには、生涯にわたっての健康づくりは最重要課題であります。そのためにも、ライフステージに対応した健康施策を充実し、生活の質が確保されて元気な老後を迎えることができるように支援してまいります。

次に、福祉の充実でございます。

地域福祉のまちづくりは、住民が主役として参加をし、住民が主体となることが重要であります。そのためには、地域の実態を把握する必要があることから、平成16年度には、小学校校区ごとに、地域福祉懇談会を実施したところでございます。

また、各行政区における地域組織及び活動の内容であります。社会福祉協議会では、小地域福祉ネットワーク活動として、各行政区を単位として、要支援要介護者を支援するための組織づくりをしております。民生委員、児童委員、福祉委員、健康推進委員、ひまわり会、長寿クラブ、婦人会、子ども会などがネットワーク化され、組織されております。

その中で、30行政区にありますひまわり会につきましては、一部名称が違うところもありま

すけれども、主な活動内容として、高齢者を支援するサロンの開設、高齢者と子ども会との交流、要援護者の要請による援護活動等、各行政区の状況により活動がなされております。

この活動については、市といたしましても、社会福祉協議会と連携をとりながら、今後も育成、支援をしていきたいと思っております。

最後に、高齢者支援につきましては、8月末現在の65歳以上人口は1万3,666人、高齢化率は20.1%に到達しており、超高齢社会を迎えようとしています。また、地域によっては40%を超えた行政区もございます。高齢者の方が住みなれた地域で参加する、区長さんや地域長寿クラブと協力した健康づくり介護予防教室の実施、老人憩いの場整備事業では、平成19年度までに17の行政区で完了いたしております。また、市とNPO法人との共催によるプラチナパソコン教室、福岡県との共催による福岡県ねりんピック地区大会などを開催し、文化、スポーツの振興に努めているところでございます。

また、太宰府市の特徴としましては、地域みずからが趣向を凝らしたソフト事業を展開をし、高齢者の支援を行っているところでございます。

今後の計画といたしましては、包括支援センターの充実、高齢者虐待など問題行動の適切な対応、そして各自治会の役員さんとの連携をより深め、ひとり暮らしの見守り等の地域づくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。生活習慣病を防ぐために、いろんな講演会やら学習会を催されているみたいですが、今回ですね、福祉でまちづくりという大きなテーマの中で、私は高齢者を中心にした再質問になるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、まず1点目ですが、健康づくり推進協議会というのがありますよね。各団体、例えば区長協議会や校長会、それから筑紫医師会、民生児童委員さん、健康推進員などの、こういった、まだほかにもいろんなメンバーの方いらっしゃいますが、15名の委員で構成されているようですが、この協議会の開催ですが、毎年何回ぐらい開催されているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくり推進協議会は、市民全体の健康づくりを審議していただく協議会でございます。内容は、健康づくりのための企画立案、調整、啓蒙啓発、広報といたしまして、協議会は年2回以上開催することと規定をいたしております。

今年度は、1回目を健康展について、またその協議会終了後に健康展の実行委員会を開催をしたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 健康展、最近開催されたようですが、協議会そのものが年2回、ち

よっと私は少ないような気がいたします。健康づくりの推進ですから、協議会ですからね、やはり設置目的としましても、市民の健康づくり運動を積極的に推進することとうたっております。

もう少し協議会の回数を増やすなりして、もっともっと意見交換、こういったもので討論していただきまして、機能するような組織体にすべきだと思いますけれども、今後どのようになさっていくか、お考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくり推進協議会の回数をもっと増やして意見交換などをやっていったらどうかというご提案でございますが、せんだっていきいき健康づくりセミナーというのがこの健康づくり推進協議会によりまして開催をされまして、そういった事業もされております。

それで、そういった事業に参加された皆さんが、各地域で受けられた講演の内容などを報告、お知らせをしながら地域の健康づくりを進めていくということにつながっていかうかとも思っております。できるだけ、そういった回数を増やす方向で検討してまいります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 内容もそうですけれども、回数を増やせばいいというもんじゃないんじゃないんですが、ひとつよろしく願いたいします。

この健康づくりは、生涯スポーツと非常に深いかかわりが出てくると思いますが、この協議会の構成メンバーの中にですね、体育指導委員といったスポーツに明るい、ノウハウを持った方、こういった体育関係の方も加えて今後活発なですね、健康づくり推進協議会にしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

この健康づくりにつきましては、大変熱心な取り組みをされている自治体が非常に多いんですけども、古賀市ではホームページにですね、ホームページを通じて「目指せ健康名人」と題して健康名人の紹介がされており、たくさんの方が自分の健康法を披露されております。また、こういったやり方は、お年寄りが知人の紹介記事を開きたいためにパソコン操作を覚えたり、それからさらに市のホームページの掲載ということで行政との親近感が出て、一石三鳥の効果が上がっているのではないのでしょうか。

次の質問をさせていただきますけれども、では仮にですね、こういった健康づくりについての非常に先進的な取り組みをしている自治体があると仮定しまして、こういった場合に行政視察に行かれるのか、情報収集だけにとどまるのか、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 視察等につきましては、原則予算の関係で認められておりません。

I Tを活用した情報収集に努めてまいりたいと思っております。近年、I Tを活用した情報収集がかなりの部分で可能となっております。

しかしながら、文字情報等と実際に現場を見るのでは情報量が大きく異なる場所も理解で

きますけれども、先ほど申したような理由でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 予算の関係で認められてないと言われますと、何とこちらも質問していかわかりませんが、非常にですね、先進地がありましてね、この件に関してちょっと後で提案をさせていただきますけれども、次の質問に移ります。

健康づくりの実施組織は、太宰府市内に幾つあるのか、その辺が把握されているかどうか。

また、把握されていれば、その組織に対してどういった支援をなさっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくりを推進していただく組織といたしまして、健康推進員と食生活改善推進員制度がございます。

健康推進員につきましては、2年間の任期の中で月1回の講習を受けていただきまして、地域での学習会や市民講演会等で健康づくりを広めていただいております。

次に、食生活改善推進員につきましては、栄養士により食生活改善の方法等を習得する講習会を毎月開催をし、調理実習を行っております。健康推進員と同様に学んだことを市民へ広く伝えるために、地域住民の要請に応じて調理実習などを行っていただいております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 健康づくりの推進の最後の質問になりますけれども、これは所管が保健センターですよね。保健センターの方の活動はよくやはり目に入りますし、よく頑張っているなという印象を受けております。こういった活動ですけれども、部長からも説明ありましたが、生活習慣病をなくすための健康診断やら、それから講演会、学習会、こういったものよくなさっているようですね、行政区からですね、要請がある件数はどれぐらいなのか。例えば、出前講座みたいなですね、こういったものが何件ぐらいあるのかですね、年間。それから、保健センターが自主的に開催されている講習や講演、これが年間どれぐらいなさっているのか、最後に教えてください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 行政区からの要請でございますが、年間22カ所、参加者が608人でございます。内容は、メタボの予防、高血圧予防、糖尿病予防、転倒予防、健康体操、栄養改善などでございます。

自主的な開催でございますが、講演会が6回で参加者は約500人、講習会は56回を開催いたしまして、延べ参加者は約2,000人でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

では、2点目のですね、福祉の充実の質問に入らせていただきますけれども、まず各行政区

における活動内容についてご答弁いただきましたけども、私の住む青葉台でもですね、地域の方々と高齢者の集い、これを年2回、それから同じくですね、ひとり暮らし、独居老人を囲む会というものを年2回開催しております。他の行政区でもいろいろですね、ひまわり会とかというものが母体になっていろいろなさっていると思うんですよね。こういった催しにですね、行政職員の方が参加されるということはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 青葉台で行われています独居老人を囲む会など他の自治体でも行われておりますけれども、福祉課としては参加をいたしておりません。地域との連携を深めるために積極的に各自治会へ参加をさせていただいておるのが高齢者支援課でございます、平成20年度は10自治会のユニークな高齢者支援事業の視察を行い、地域とのコミュニケーションを図っているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひですね、やはりいろんな地域でこういう催しが行われておりますのでね、たまにはやっぱり行政職員の方ものぞいて内容を把握し、またほかの行政区にですね、情報を流すとか、こういうやっぱり努力が必要じゃないかなと思っております。

ここでですね、1つ疑問に思うことがありますけれども、それは社会福祉協議会との兼ね合いですけれども、業務内容がどのように違うのか、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 社会福祉協議会の業務でございますが、これは法律で規定をされておりまして、社会福祉法の第4条、第109条で、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業というふうに書かれております。

それで、福祉事務所でございますが、業務内容といたしましては、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める事務をとり行っておりまして、社会福祉協議会のほうに市としては補助金を出すことによって連携をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 例えば、先ほどのですね、高齢者の集いみたいなもの、イベントを開催した場合に、写真を添付してですね、活動報告書と助成金の申請手続をすれば、社会福祉協議会より活動費の支援を現在いただいております。こういう場合、福祉課のですね、福祉でまちづくり推進会へ申請しても助成金はいただけるのかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 集いなどで助成金についてでございますけれども、福祉事務所から直接助成はいたしておりません。先ほど申しましたように、市といたしましては社会福祉協議会に総合的に補助をいたしております。そういうことでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） あくまでも、そういう助成金の申請は社会福祉協議ということですね。はい。

先ほどの質問とちょっとダブりますけれども、行政区においてですね、非常にこういった集いの活発な地域と、あるいはそうでない地域というふうにあると思うんですがね、活発な地域のよい情報、それから他市のすぐれた情報を流して活性化を図ると、こういうことが私は育成につながっていくんじゃないかと思っております。参考になる情報をですね、やはり行政がフィードバックしてあげるという、こういう仕組みをですね、ぜひつくっていただければなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 前の答弁の一部修正をお願いします。高齢者支援課では、ユニークな活動に対する補助があるということでございます。

ユニークな催し、取り組みにつきましてでございますが、先ほど10行政区に高齢者支援事業の視察などを行ってコミュニティを図っておるといふふうに申しましたけれども、そういった情報を市政だよりの6月号から1ページ割きまして連載で掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も今回の9月1日号を拝見させていただきましたけれども、4回シリーズということですね、こういう集いのは、紹介、これも一つの方法じゃなからうかなと思います。大変いい試みじゃないかなと思っております。こういったものをですね、どんどんやはり他の行政区にも呼びかけて記事をいただいて、またそれをほかの行政区にお知らせをすると、こういうことをやっぱり活発にやっていただければなと思います。

では、3点目のですね、高齢者の支援についての質問をさせていただきます。

先ほど私、高齢化率は19%と申しましたけれども、部長の回答の中でですね、8月末人口、高齢者、65歳以上の方が1万3,662人ですか、高齢化率20.1%、それである行政区では40%を超えたところもあるというご答弁をいただきました。今、長寿クラブ、こういう太寿連はグラウンドゴルフとかですね、ペタンク、それから運動会、そして文化祭である福祉大会など大変盛んな活動をなさっておりますが、現在老人会の数ですね、すなわち幾つの組織からできているのか、お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 平成20年度の太宰府市の長寿クラブ連合会のクラブ数は36クラブで

ございます。

ちなみに、平成18年度が40クラブ、平成19年度38クラブと、残念ながら年々クラブ数が減少している状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 年々ちょっとですね、退会されるクラブがあるということですけども、1つ、2つですね、非常にこれ残念なことですけども、対策は何かないものかどうかですね、それはもう各行政区で努力するしかないのかどうかですね。その辺は、うちの青葉台の長寿クラブといいますか、青葉会というんですが、そちらでもやはりメンバーが固定化されてね、高齢化しておりまして、やはり新会員が増えないという問題が起きております。

次の質問に移ります。

基本政策の中にですね、高齢者が住みなれた地域で生活できるように地域で支え合う組織づくりを推進しますとありました。これまでに幾つの組織をつくられたのか。

それとまた、老人福祉センターがございますけれども、ここの活用状況はどんなふうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この件に関しましても、自治会で地域みずからがひとり暮らしの高齢者の見守りや手づくりの絵手紙を持参して、ひとり暮らしの高齢者の訪問をされるとか、サロン活動、パソコン教室、男の料理教室等々、積極的に展開がされておる状況でございます。

次に、老人センターの利用状況でございますけれども、平成18年度が約1万8,000人、平成19年度が約2万人、平成20年度8月末現在で8,566人の利用者で、年々増加傾向でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1つ目の質問は、幾つ組織をつくられたかという質問でしたけれども、組織づくりを推進しますとありましたんでね、どれぐらいの数おつくりになったのかなという質問をしたんですが、ご答弁がちょっとなかったようですけども、再度お願いします。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 現在、組織づくりにつきましては、まだ議員さんが言われるみたいに今地域に出向いていっております。その中で、やはり地域の中でも、自治会役員さん、それから福祉委員さん、民生委員さんが連携できている地域ですね、長寿会の方が連携できている地域については、その中で一緒に事業をしたり、私のところですね、健康体操の関係で一緒に事業を行ったりしている状況で、今組織づくりを広報に載せているところについてはですね、徐々につくり上げている状況でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も、一つのこういう組織をつくるというのは非常に難しいんですよ、難しいです、確かに。ですから、簡単にはできないと思いますけれども、なぜこういう質問をしたかといいますとですね、行政の方が出向いてどれだけ努力をされているのかなというのをちょっとお聞きしたかったもんですから、こういう質問をさせていただきました。

もうすぐ敬老の日です。これまでの人生においてですね、戦争を経験し、辛酸なめてこられた高齢者の方は、国の宝、地域の宝であり、大切に扱うべきだということは共感いただけるものと思います。敬老祝賀会が昨年度より対象年齢77歳になりました。財源がない、財源が苦しいといっても、この辺をですね、せめて75歳に私は戻していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 元気な高齢者が増えてこられたことや人生の節目としての喜寿を祝う視点から、筑紫地区、全国的な傾向として77歳を祝うというような傾向であります。本市でも、自治会独自で地域づくりとして福祉部やひまわり会などによるサロン活動、老人クラブによる懇親会が月に1回から年数回ほど開催されている状況がございます。このような状況を踏まえまして、近年の敬老会行事は地域コミュニティ補助金として歳出している自治体が多くなっている状況でございますので、77歳ということにつきましてご理解を賜りたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） これ以上はもうちょっと質問しませんが、平成22年にですね、本市の高齢化率が、今は20.1%ですけれども、21.7%と予測されておるわけですけれども、冒頭でも述べましたようにですね、医療費や介護費用というのは非常に増大するばかりなんですよ。したがって、5年後、10年後の医療費が削減可能になるような、低減できるようなですね、仕組みと申しますかね、こういう健康づくりの仕組みを行政みずから構築していくべきではないだろうかというふうに考えますけれども、何かその辺のことは研究されていますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 医療費の削減につきましても重要なことと認識をいたしております。高齢者支援の本来の目的は、高齢者に健康で生きがいを持った日々の生活を送っていただくためであると考えております。その実現のためには、行政と地域がより連携を深めまして、まずは地区公民館や老人憩いの家へ足を運んで、地域の人たちと楽しく会話することではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1点目の健康づくりと非常につながってまいりますけれども、こういった高齢者の支援、健康づくり、こういったものはですね、やはり体操とかストレッチ、ジョギ

ングいろいろありますけれども、また速歩きですね、それからペタンク、グラウンドゴルフが今非常に盛んです。こういった軽スポーツなどは、非常に高齢者にとって無理のない運動かもしれません。また、昨日村山議員の一般質問にもありましたようにですね、地域における体力測定や器具貸し出しで健康づくりを推進すると、これも一つの方法だと思います。

ここで、ちょっと私も提案させていただきたいんですが、私は何ととってもですね、プールの活用がベストではないかなと、このような気がしております。メタボリックシンドロームに最適の運動と言われる水泳は、水の抵抗によって短時間でエネルギーを消費することができ、水圧と浮力で血液や体液の循環がよくなり、特に水中歩行ですね、水中ウォーキングは足の筋肉が強化され、高齢者の骨折防止につながると、こういうふうに言われております。

先日、8月29日にですね、NHKで放送されました「沖縄九州インサイド、お年寄りの医療費をどう支える」という番組で紹介されておりました大分県由布市の水中運動で医療費半減、こういった成果が出ております。テレビの中ではですね、つえをつき正座ができなかったおばあちゃんが今ではつえも要らないし、自分の足でしっかり歩けるようになったという、うれしそうに語るその笑顔が非常に印象的でありました。

ここで、資料をごらんいただきたいと思うんですが、これですね、「水中運動で医療費半減」という。大分県湯布院町は、合併しまして今、由布市になっておりますけれども、左の治療結果を見ていただきたいと思うんですね。糖尿病が24件相談がありまして、血糖値低下が20名あったと。それから、いろんな高血圧の20名の相談件数があつて、治療回数減った方が18名と。あとはですね、治療中止、治療中止と書いてありますが、もうこれは病院に行かなくていいようになったということですね。

それから、腰痛の欄見ていただきたいんですが、水中ウォーキングはやはり腰痛とか肩痛ですね、こういったものにいいんじゃないかろうかというのが出ておりますけれども、19件あつて治療回数減が8名の方がいらつしゃると。それから肥満ですね、こういう5名の方の相談件数があつて、体重減が5名あったと、これが内容です、治療結果の内容なんですが、あと表3がですね、ちょっと見づらいと思うんですが、字が細かくて見づらいと思うんですが、これは水中治療前の医療費と、それから水中治療後の医療費の比較なんです。

5番の34人の方を対象にちょっと公表してありますが、5番の方が23万8,810円治療かかっていたものが、水中運動を行うことによって10万6,280円、44.5%という減少率になったと。

それから、10番目の方なんかは、減少率が21.8%です。8割がもうお金は払ってないと、払ってないといえますか、払わなくて済むようになったと。

それからですね、29番の方は378万6,320円医療費がかかっていたものが27万510円と7.1%です。減少率92.9%。

これ数字見ていただきましたらわかりますようにですね、平均値、一番下の欄、48.5%の減少率なんですよ。もう半額。要するに、こういった水中運動を定期的に行うことによって医療費が半減したという、実際にこれが大分県由布市の健康温泉館でやられている結果なんで

す。

由布市はですね、これはインストラクターではなくて、ある保健師さんがこの仕組みを考案され立ち上げられているんです。脳卒中の後遺症で半身麻痺のある人、それから血糖値がかなり高い人、ひざ関節を痛めている人など、健康に何らかの問題を抱えている人などが健康温泉館で今では医者要らずになり、多くのお年寄りから喜ばれ感謝され、心温まる交流が今もなお続いておりますし、これからも続くでしょう。医療費の数字を迫りかけることによってですね、中途での健康相談、それからアドバイス、水中運動のメニューの見直し、こういったものを一人一人の会員を大切にきめ細かなサービスで見事医療費が半減という結果を挙げられたわけなんです。

ここで、最後の提案ですけれども、最後の質問になりますが、今回この医療費をいかにして減らすか、低減策として研究に値する私は健康づくりではないかなというふうに考えております。現在、テレビ放映によりかなりの反響があり、視察が多いと伺っております。温泉でなく温水プールでも医療費の低減はできるというふうに断言されました。健全者の予防医学としても長い目で見ればですね、絶大な効果があると思います。他の自治体の水中運動とどこが違うのか、やはり先ほどの視察じゃないですが、職員の方あるいは保健師さんの視察研修を實行されてはいかがかなと思います、市長のご見解をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民の皆さん方の健康を図っていくことは、仕事の重要な一つであるというふうに思っております。その延長上には、絶えず医療費の削減というところがあるだろうというふうに思っております。私は、幾つかの切り口と考え方があるだろうと思います。それぞれの行政そのものは後方支援というふうに私は思っておりますので、市民の皆様方が健康づくりのためになるような、そういったいろんな方策、歩こう会の中におきましても私は経験しておりますし、80歳の方の足を見ますと、まだ40歳代の足のようにももがぴんとされておるといふような状況等がございます。その方々に合った形での運動、これが大事だろうと、ソフトボール、野球、あるいはいろんな市民スポーツが盛んでございます。卓球だって高齢者の方もいらっやいました。そういったところでの、やはりスポーツしやすいような環境をつくっていくこと、そのことが私どもに課せられたものの一つではないかなというふうに思っております。

今後とも、それぞれ生きがいを持って、住みなれた地域の中で安心して暮らすことができるような、そういった環境づくりに努めていきたい。それには、今私は行っております地域力を高めていくということ、そのことも支え合うというようなことについては昔の状態に戻していくというふうなこと、地域づくり、地域コミュニティづくり、これに力を入れて今そのシステムづくり等々を行うために地域懇談会も行っておりますのでございます。

私の見る限り、44行政区の中でそれぞれ高齢者のサロンのようなもの、生きがい対策に向けて積極的に各自治体の中で、自治組織であります各行政区の中で取り組みを行っております。私ど

もは、そのことを支援していくと、そのことが私は大事だというふうに思っておりますので、その姿勢でもって行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

それぞれ好みがありますし、スポーツもですね、自分に合った、また年齢に合った運動をしていくということがいいです。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それから、そういったことを学ぶことにつきましても、今職員のほうが研修旅費等々の問題もございました。可能な限り私はやはり学んだり見たりすることが、学ぶためには見たりすることも大事でございます。今インターネットで検索もできることはございますけれども、「百聞は一見にしかず」というふうなこともありますので、私はその面のところの予算等についても、今財政力等もよくなっておるような状況もございますので、職員のそういった資質の向上に向けても、そこに力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほどの渡邊議員のあれでもメタボ検診、こういうのがちょっとね、話題になりましたけども、結構見渡すとですね、メタボ候補といえますかね、メタボの方、結構いらっしゃるんじゃないかなと思います。ぜひこれで水中ウォーキングでメタボを解消していただければというふうに考えておりますけれども、市長もですね、公式行事や庁議、また各行政区の夏祭り、それから行事に会議と大変精力的に動き回っておられます。大変疲れがたまっておられると思いますので、この機会にですね、湯布院のですね、温泉で疲れをいやしていただきまして、この水中運動の取り組みをぜひ視察していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

昨年の4月、統一選挙がございました。この際、私はごみ処理費の削減と省エネルギーやリサイクルの推進、そしてはかり売り店舗等の拡充を訴え、選挙公報にも載せさせていただいて

おります。昨年の6月議会では、代表質問で取り上げさせていただきましたが、今回は環境問題に絞って質問をさせていただきます。

今年の8月、限定された地域に集中豪雨が発生し、さまざまところで多くの被害を出しました。地球温暖化の影響とも言われております。また、7月7日には、洞爺湖サミットで温暖化対策が打ち出され、この日をクールアース・デーとしてライトダウンが行われたのも記憶に新しいところです。昨年の6月議会でも質問させていただきましたが、本市のごみ処理費に約8億7,000万円、平成15年度ベースでございますが、税金が使われております。ごみの減量は市の財政に大きく寄与するとともに、地球温暖化の防止にもなります。

市としてさまざまな施策を展開されていることは十分に承知をいたしておりますが、ごみ減量の一つの方法として、ごみをいかにして出さないか、いわゆるごみゼロ作戦であります。その方法として、さまざまな取り組みが各自治体で実施をされております。その中でも特に注目をされているのがレジ袋の減量であります。

なぜレジ袋の減量が叫ばれているかといえば、大部分が無料でございます。そのため、ごみ減量の意識醸成の妨げになっているとの指摘もあります。そうであるからこそ、容器包装ごみの中でも取り組みの象徴的な存在になっております。本市として、このレジ袋の削減にどのように取り組んでいるのか、お答えをください。

また、ごみゼロ作戦を行うには、ごみを出さないことが大事であります。本市の一般廃棄物処理基本計画にも計画策定の趣旨として、本計画は太宰府市において、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図り、循環型社会の実現を目指すとして、その精神が掲げてあります。私は、全くそのとおりだと思います。すなわち、いかにして発生抑制をするかが、ごみ減量のキーワードでもあると考えております。

家庭ごみの中身を見てもみますと、容器包装が大半を占めているように思います。この容器包装をいかにして減量するかが発生抑制のポイントと考えています。そのためには、できるだけはかり売り店舗等を増やしていくかであります。今は見ばえやデザイン、そして生産の履歴表示などで容器包装が当たり前になっています。しかし、ここを減量していかないと、ごみの発生抑制は絵にかいたもちになるとは思いますけれども、市長の所見をお聞かせください。

次に、生ごみの処理についてお尋ねをいたします。

ごみの発生抑制に続いて、循環型社会をどのように築いていくかであります。環境省の調査によりますと、日本では毎年約5,000万tのごみが排出され、そのうち家庭から排出される生活系生ごみの量は年間約1,000万tもあります。生ごみを減量するためには、可燃ごみの約3割を占める調理くずや食べ残しを出さないように、買い過ぎや食べ残しをしない工夫が大切であります。その一つの手法としてエコ料理などがありますが、こうした市民意識の向上も大事であります。本市として、こうした活動をしている団体などを掌握されていまして、その取り組みの成果等を教えてください。

また、生ごみはうまく処理すれば、花や庭木の栽培、家庭菜園などの土壌改良剤としても有

効活用できます。本市としても、コンポストを活用して生ごみを堆肥化する取り組みをされていましたが、現在は中断をいたしております。そこで、最近段ボールコンポストを活用した生ごみの堆肥化が市民の中に広がりつつあります。既に春日市などが実施していますが、太宰府市においてもこの運動を進めていく考えはないのか、お尋ねをいたします。

また、本市のNPO法人太宰府障害者団体が地球に優しいまちづくりとして、段ボールコンポストの普及事業を実施しようとしております。障害者の就労につなげていくことを目的とした事業でもあります。こうした活動に市として積極的な支援を行うべきではないかと思っておりますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、省エネ対策についてお尋ねいたします。

昨年の6月議会で、太宰府市地域省エネルギービジョンの実施状況について質問をさせていただきました。市は推進プロジェクトを設定しているが、浸透が図れていないのが実情であるとの答弁をされています。その後1年を過ぎました。洞爺湖サミットもあり、地球温暖化防止が喫緊の課題でもあります。地球温暖化の防止も小さな積み重ねが大事であります。その後の進展状況についてお聞かせください。

また、あわせて昨年6月議会で答弁された福岡都市圏環境行政推進協議会の中で、ノーマイカーデー、マイバッグ運動の推進やエコポイント制度の検討など、近隣の市町と共同実施できる施策を検討していきたいとの考えを示されました。その動きについてご報告をお願いします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 環境問題についてのご質問にご回答申し上げます。

まず、レジ袋の削減につきましては、毎年県で作成をいたしておりますマイバッグキャンペーンのポスターを10月のキャンペーン期間中、市内の公共施設でありますとか、あるいは協力小売店に貼付をいただき、市民へのマイバッグの使用を促進していきたいというふうに思っております。

ごみの発生抑制につきましては、本市では地域省エネルギービジョンの中で、一般的に言われておりますように3Rの取り組みに加えまして「リフューズ」、すなわち「断る」を加え、4R運動として市民に呼びかけておるところでございます。レジ袋を断るとか、あるいは簡易包装を求めるものでございます。

そして、ご指摘のはかり売りの品物を買うとか、あるいは長もちのするものを買う、あるいは生ごみを堆肥化するという、できるだけごみとして出さないリデュースが大事なことからえまして、市民への理解と協力を呼びかけていきたいと、このように思っております。

次に、エコ料理に取り組んでいる市内の団体でございますけれども、把握いたしておりません。しかし、昨今の料理教室では、エコや地産地消に健康面を加えた内容での教室が一般化しているようでございます。

段ボールコンポストにつきましては、市内の団体でも取り組まれているところがございます。生ごみの減量化の方策の一つといたしまして、さらに有効な方策を研究しながら推進していきたいと考えております。

また、支援のありようにつきましても、あわせて考察していきたいというふうに思っております。

次に、省エネビジョンの進展状況でございますけれども、本年3月に市の総合交通計画を策定をいたしております。これは省エネルギービジョンの重点プロジェクトの一つでございます。市といたしましては、省エネ行動でありますとか、あるいは地球温暖化問題の情報を広報でありますとか、あるいはホームページ、また出前講座で紹介をいたしておりますけれども、省エネの行動を支援する仕組みづくりは進め切れていない状況がございます。市民、事業者の環境ボランティアグループなどでも、情報でありますとか、あるいはご意見を交換しながら、地道にプロジェクトの推進に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、福岡都市圏の環境行政推進連絡協議会の取り組みについて、ご紹介をさせていただきます。

連絡協議会では、これまでにエコスタイル、ノーマイカーデーの設定、マイバッグ運動、不法投棄防止などを共同実施あるいは啓発活動を行っております。平成19年度はノーマイカーデーの推進といたしまして、平成19年9月から今年の3月までの約6カ月間、ラッピングバスによります啓発のほか、トートバッグ3,000個とですね、ボールペン6,000個を市民に配布して、マイバッグ利用の啓発に努めております。太宰府市では、自然観察会の参加者でありますとか、あるいは環境フェスタの来場者に配布いたしまして、好評を得ておるところでございます。

以上、ご回答申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今日の今朝の新聞でございますけれども、このごみの減量あるいは省エネという問題があるわけですが、非常に地球温暖化が急速に進んでおるということで、これは今朝の朝刊でございますけれども、まさに「地球温暖化へ宣戦布告せよ」というタイトルの記事でございます。この中に、いかに温暖化が進んでいるか、悠長なことを言っておられないという記事の内容でございます。この世界的な、まあ言うなれば地球的なグローバルのこの取り組みではありますけれども、じゃあどうやってやるかとなってくると、最終的には市民一人一人の意識、その積み重ねがグローバルになっていくわけございまして、大きな話ではありますけれども、極めて大事な話であると。そういうことで、あえて私は今回レジ袋の話を持ち出させていただきました。

先ほど申しましたけど、これはレジ袋の、市長がおっしゃいましたように、太宰府市の地域省エネルギービジョンの中に4Rですかね、リフューズ、それからリユースとあるわけですが、その中にまずごみになるもの、環境に負荷を与えるものをできるだけ買わない。具体的

な施策として、マイバッグを持参してレジ袋を断るとあります。

私もそういう形でマイバッグ運動という形で市民の方とよくお話をするんですが、実際言ってレジ袋を削減してどれだけのごみの減量に効果があるのかと、たかがレジ袋じゃないかというお話が市民の方から言われます。私も確かにそうだなと、こんぐらいのレジ袋1枚ぐらいで、どこまで効果があるんだろうかということでも思っておったわけですけども、いろんなデータを見てみますと、全国的に日本で見ますと年間約300億枚のレジ袋が使用されているというデータがあります。これを換算しますと、1人が1日1枚、10gのレジ袋をもらったとした場合に、300億枚ということですから、年間約30万tですね、レジ袋だけで。太宰府市のごみの排出量が年間で約2万5,000t、言うならば太宰府市のごみの総排出量の12年分なんですわね、レジ袋たった1人が1枚使うだけで、日本人合わせますと。膨大な数になるわけですね。

そういうことで、レジ袋の場合はさらにですね、CO<sub>2</sub>で二酸化炭素をどこまで出しているかという計算をすると、レジ袋を生産をします、つくりますね、つくる。そして、最終的には焼却しますと、そうすると1枚当たり約57gの二酸化炭素を排出すると。全く使わなかったら、1年間で約170万t以上のCO<sub>2</sub>削減につながると。石油から使われていますので、石油の消費を年間約56万kl、全く使わなかった場合ですね、減らせるとの試算も言われているわけです。これ小さな積み重ねが、やってみますとかなり大きい。石油で計算しますと車に40ℓ満タンにしたとしますと、1万4,000台の車に相当する石油に、私がちょっと計算してみたらそうなるのかなと思ってみました。

ということで、さまざまな形の中でマイバッグ持参、あるいは有料化、またあるいはポイント制、中には廃止をしているというところもあるわけですが、市にちょっとお尋ねしたいんですが、今やっているのは呼びかけをしていますよという形でございますが、この施策評価の中にもなかなか進んでないと、マイバッグの分に関してはですね、思うように進んでないということが書いてあります。マイバッグの使用もわずかには広がり出しているものの、分別リサイクルの理解が浸透し切れてない状況にあると。私は一つの象徴、これだけじゃないんですね、象徴的なものとして。

ちなみに、参考までに言いますと、省エネルギーセンターが出していますこの資料でいきますと、レジ袋1枚8.29gだそうですが、これで664KJ（キロジュール）というんですか、専門的な単位ですが、のエネルギーを使用していると。わかりやすい言葉で言いますと、レジ袋1枚で牛乳瓶27本分の原油を消費していますよということが出てくるわけですね。こういうことを考えていくと、いろんな面において見てみますと、レジ袋だけじゃないわけですが、容器包装はですね。レジ袋もありますし、発砲トレーもありますし、それからプラスチック容器、ペットボトル、さまざまあるわけですけども、かなりそれぞれペットボトル1本で牛乳瓶20本分の原油を消費していますよと、こうあるわけですが、今回とりあえずレジ袋についてお尋ねをいたしますけども、マイバッグ持参ということはずっと計画の中にありますので、市としてですね、これ実態調査はされているのかどうか。言うなれば、持参率ですね、マイバッグ持参率が

どの程度あるのか、そういったことを実態調査されているかどうか、わかりましたら、もしさ  
れているとしたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、レジ袋で、先ほど清水議員さんが統計上の話で、国内年間消費  
量が約3億枚ということでした。

（「300億枚」と呼ぶ者あり）

○市民生活部長（関岡 勉） 300億枚ですね、失礼しました。300億枚でございます。

では、太宰府市ではどれくらい使われておるかというような部分は、これも統計上いろんな  
見方があるかというふうに思っておりますが、見てみましたらですね、2,000万枚が一応使  
われているであろうという統計上の数字が出ております。

じゃあ、マイバッグでどの程度この部分が削減されておるのか、断られておるのかという実  
態調査はどうかということですが、実態調査はし切れておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） いろいろですね、市民の意識調査ということで、先ほどのこの資料で  
すね、省エネルギーの部分で見てみただけ、なかったんですね、削減の数字が。ですから、私  
だから昨日自分でですね、お店へ行って調べてみました。調べてみるといっても、じいっと立  
っておくわけにはいきませんので、見ながらうっと歩いて行って、何人の方が買い物袋を持  
っておらっしゃるかというくことで、41人一応数えてみたんですけど、お一人買い物袋を持  
っておられました、ほんの数分間だったんですけども。いつも私は、お店に行ってみるときがあるん  
ですけど、まだまだマイバッグの持参率というのは少ないなど。

いろんなところの行政を見ますと、富山県が県一本で条例をつくりましたね。これは廃  
止か有料かの条例をつくったんですが、県一本でやったもんですから、店舗とかそういう詳し  
い話はわかりませんが、マイバッグ持参率が約95%になったという報告もあるわけですね。

町田市で一つの店舗がレジ袋を廃止宣言したんですね。廃止宣言しまして、お客さんが非常  
に減るかと思ったら、ほとんど減ってなくて、1,300人ぐらいのお客さんがお見えになりまし  
て、その中で忘れておられる方が十数人ということのデータも出ております。

ですので、これは行政がいろんな店舗と協力をしながらやっていかなくちやいけないと思  
いますけども、杉並区なんかは条例化したということで大きく新聞で報道されております。

やり方として、まずはですね、やっぱり市として、そのうたい文句はいいですけども、やっ  
ぱりこれだけの地球の温暖化の問題が出てきますので、市としてやっぱりマイバッグの持参率  
を何%にするかと、やっぱりこの辺の目標を立てないと、ああ啓発をしますよ、ビラを張り  
ましたよ、チラシを張りましたよ、市の広報に載せましたよだけでは前に進まないんじゃない  
かと。やっぱりずうっと見てみますと、やっぱり市としてきちっとしたデータを持ち、そして  
目標を立てて、じゃあそのためにどうしたらいいかとかということが、やっぱりそういう成功

に結びついているのかなと思っております。

そういうことで、このレジ袋がやっぱり私は一つのスタートだと思っておりますので、このマイバッグ持参をですね、やっぱり目標を決めてやっていくことが市民の中の意識に私は広がっていくんじゃないかと。

実際ですね、お話をしてみますと、もう皆さん方ほとんど買い物袋持っていないもんですから、この買い物袋を持っていくこと自体が恥ずかしいという方もおられるんですね。うん。だけど、逆に言うと生協なんかで買い物すると、あそこはもう買い物袋持っていないとだめですので、買い物袋を忘れていくと、今度は逆にそっちが恥ずかしくなるんです。これをね、いかにして逆転させるかということがやっぱりこれからの大事な一つの仕事じゃないかと。

8億7,000万円ですね、平成15年度で、ごみの、何やったですかね、平成15年度におけるごみ処理に要した経費は8億7,000万円と、これをどれだけ減らせるかによって市の財政の寄与にも大きくすると書いてあるんですね。これが一番、私、今言ったように無駄な、それこそ部分だと思っております。ですので、やっぱりこれをいかに減らすか。8億7,000万円の札束を、変な話でこんなこと言ったら怒られるかもしれないけど、札束をばあんとここに置いてですよ、燃やしたり処分したりしよったら、それは大変なブーイングが起こります。私たちごみだから、頭の中に8億7,000万円じゃないかもしれないけど、実際にそういうことが1年間で消えているのは事実ですね。だから、それをいかにして、まあゼロにすることはできないにしても、いかにしてゼロに近づけていくかということが行政のこれからの一つの大きな役割じゃないかと思っておりますが、この辺のところをですね、まず削減率の目標をやっぱりきちっと決めていただきたいなと思っておりますけど、マイバッグの持参率ですね、そうしないと実態調査も何もしてませんという話で終わりますという話で終わりますということになりますので、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まさにですね、ご指摘のとおり非常にこれは私は大きな問題だというふうには思っておりますし、目標なくして達成はないというふうには思っております。

ただ、これは近隣ですね、福岡市を中心とした都市圏南部のそうした協議会があれこれあっておりまして共同の作業で、筑紫野市あるいは春日市、大野城市あたりとですね、できましたら同じようなベンチャーを組みまして同じようなごみの処理をやるように、そういう事業体がございまして、そういうところとできれば同一歩調で、そしてどこに行ってもそういうふうな運動展開をして、そしてそれを県が10月に、先ほど市長が言いましたように全体的なものをやっておりますので、しかも今回は九州7県一緒にやろうと、しかも今度はある程度店舗の協賛も得ながらやろうという非常にそうした先進的な取り組みもあっておりますので、そうしたそれぞれのところの担当課長レベルでですね、まずご提案されておりましたようなことをテーブルに乗っけてですね、どうするかという話を出してみて、そしてどこの自治体も悩みは一緒だと思います。だから、同じような悩みを抱えている自治体で共同的な広い意味での同じ

エリアに住む市民あるいは町民が同じような形でやれるような形が一番いいかなというふうに思っておりますので、そういうことを見ながら、いわゆる持参率の目標も含めてですね、この全体的なレジ袋の削減にトータル上どうして取り組むかという部分をですね、若干時間をいただいで検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 広域でやればやるほど協力店舗も増えてくると思います。競争がですね、お互いにやっているということでございますので、これは部長のおっしゃっているように私も大賛成でございますので、ぜひそういった形の中で進めていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど申しましたようにいかにして、ごみ袋がこうありましてですね、捨ててあるごみ袋を見てみますと、ほとんど包装関係が圧倒的でございます、見てみますと、家庭ごみですけども。そういうものを少しでもやっぱり減らしていくということに関しまして、これもまた事業所の協力が要るわけですけど、私が今なぜひかり売りということで、これも福廣議員が前、いきいき情報センターの下のスーパーのテナントを出すときにですね、市としてモデルになるようなお店を出しなさいと言ったことがあるんですよ。それは何かというと、できるだけ包装をさせないと、包装させないで裸売りでできるだけ売るように協力を求めなさいと言われたことも記憶に、私はしっかり覚えておるんですけど、そういったような、今はスーパーですので、なかなかそう簡単にいかない部分もあるかと思いますが、しかし本市の計画としては裸売りということを計画の中に入っておりますので、その辺をしっかりとですね、これから行政としてもやっていただきたいと思います、この裸売りとかはかり売りというのは、じゃどこがやっているかということもあるわけですね、わからない、私は。

これちょっと写真なんですけども、わかりづらいかもわかりませんが、私お酒飲むんですけども、焼酎飲んでます。焼酎を飲んでますけど、こういう大きなかめがありまして、これではかり売り焼酎で利用のお客様へご案内ということで、ペットボトルを持ってくれば、はかり売りで何ℓという形でお店が売ります。お値段も安いんですね、ですからその分だけ。味はどうかというと、まあ人の好みによって違うかわかりませんが、私は今5ℓ、大きなペットボトルを持ってここに買いに行っています。

そういうことで、昨日店長さんにですね、おたくのようなお店をね、どんどん広げたらいいですねえということで、今日議会で取り上げさせていただきますけどいいでしょうかと言ったら、ぜひよろしくお願ひしますと、こういう形で言われたんですけど、やっぱりこういった、これはちょっとしたこともわかりませんが、やっぱり小さなところからですね、市民が一番関心があるかということ、やっぱり一番関心があるのはマイバッグなんですね、意識調査の中で一番関心が高いのは。その次がやっぱり生ごみなんですね。こういうはかり売りというのはなかなか少ないんですけども、こういったお店を一つでも二つでも増やしていく。そこにやっぱり市民の方が環境に優しい店として紹介をすると、そういう形の中で環境意識の高い人た

ちがそこに買い物に行くようになれば、また同じような店舗が増えてくるということに、これは私が勝手に思っていることでありまして、そうなればいいなあと思っではおるわけですけど、実はうちの省エネビジョンの中にですね、これははかり売りだけじゃないんでしょう。全部項目がたくさんあるわけですが、表彰制度、省エネをやっている事業所の表彰制度とか、そういうことが載っております。こういうお店を紹介したりですね、あ、省エネルギーモデル事業所表彰制度と、これは平成20年度までの目標でございます。積極的に省エネルギーに取り組む事業所を省エネルギーモデル事業所として選び表彰しますと、表彰もいいでしょうけども、これはPRなり紹介をすると、こういった、これはたまたま一例でございますので、必ずしもこれをしろという話じゃないんですけど、例えば環境ISO14001を取得したお店とかですね、いろんなお店があると思いますが、そういった、今環境に優しいお店をやっぱりPRしていくと。これは何につながるかといいますと、さっき言ったようにごみの減量につながりますし、市としても非常に財政的に寄与していただくと、無駄なものですから。こっちが金出すわけじゃないんですからね。それに合わせた形で地球温暖化防止にもつながっていくと、一つ一つ小さな取り組みですけども、こういったことが広がっていくと、私は環境先進都市に太宰府市としてもなっていくんじゃないかなと。市長が先ほど景観行政団体とられました。本当に緑の多いですね、そういった景観行政、一方こういったことも大事じゃないかなと思うわけですが、その辺を積極的にやっていただきたいなあと思うんですけども、いかがでしょうか。また、これやっているかどうかあわせてお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今出ております省エネルギーモデル事業所の表彰制度でございますが、お手元のビジョンの中では61ページに、今おっしゃっているような形でまさに掲げておりますが、積極的に省エネルギーに取り組む事業所を省エネルギーモデル事業所として表彰するというふうにうたっておりますけれども、まず私どもはですね、そこに行き着く前にまず事業所にですね、事業所にはごみの減量と、事業所が出すまずごみの減量の取り組みを今お願いしております、プランニング計画書も出させてもらうようにしておりますので、そういうところからまずお願いをしていきたいというふうに、その段階を踏んだ次にですね、その表彰制度等には行きたいというふうに思いますが、昨年度からですね、県と一緒にこのごみ減量化への協力をですね、3事業所にですね、モデルとしてお願いをしているところでございます。だから、そういうところの動きをちょっと見ながら、本当はこのビジョンの中に入れておりますから、それはそれとして進めていかなければいかんと思いますが、なかなか2つ一緒にというのは難しい部分もあります。

で、まず1つは、同じ事業所であれば、事業所のそうしたごみの減量の部分をまず取り組んでもらおうかと。そして、清水議員がおっしゃったように、まさにごみ、それから地球温暖化、ずうっと回っておりますんですね、ごみの減量になれば当然地球の温暖化の防止にもつながるという形になっておりますので、そうしたトータルでですね、やっぱりこのエネルギービ

ジョンに沿った、省エネのビジョンに沿ったところですね、今後言われている分も十分参酌させてもらって、そして具体策をですね、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そういうお店がですね、一つでも二つでも増えていくようにですね、やっていただきたいと思います。

今、市長の答弁があったんですが、生ごみの処理ですね、ごみが出た後に生ごみの処理機でコンポスト等を使ってやっていくわけですが、その前にやっぱり調理をする、生ごみをする調理をする中で、やはりいろんな形で今やっておりますという話ですが、これ私何で質問するかといったらですね、エコ料理についてですね、テレビでやったんです、たまたまNHKですね。40人分の料理をつくるわけですね、40人分の料理。エコ料理という料理の仕方をしてですね、最終的にその料理がいろんなメニューがあるんですけど、そのときに出たごみがですね、この両手に乗るぐらいのごみだったんです、40人分の料理で、全部やって。それは皮ごと食べるんですね、皮ごと。できるんだそうです。皮ごとの料理もできるけども、中にできない部分はきんぴらにしたり、何かそういういろんなことをしたりしてですね、できるだけ不要なものを出さないという、そういう料理なんです。もちろん買い物からいろんな順序、手だてありますけども、この生ごみを堆肥化をする前にいかにして、これ先ほどから私いつも言ってますけど、自分のことも含めてですね、自制心を込めて自戒心を込めて言っているわけでございますので、おまえじゃあやっているのかと言われたら、いや、頑張りますとしか言いようがないんですけど。ただ、そういう形の中でエコ料理、これは佐賀市がやっております。あちこちで、インターネットで見えますとやっております、やっぱりごみを出さないエコの料理をやるということが大きな目的になっておりました。

ここに「調理のポイント残さず食べきるレシピ」とかといってですね、いろんなことがこういう形で書いてありました。後片づけ編とか、それから調理編とか買い物編とか、4つか5つに分けて書いてありまして、全くそのとおりだなと思っておりますので、これは行政がどうのこうのということも難しいかもわかりませんが、これは佐賀市の場合は、見ますと所管の行政のところはホームページのインターネットがつながるんですね、佐賀市の環境課か何かごみ減量課か何かに。そういうところが積極的にやっぱり支援して、関心のある方と協力しながら、まさに市長が言うように協働のまちづくりというんですかね、環境に優しいまちづくりを行政がやっているなという形で見させていただいて調べさせていただいたんですけど、これは全部やられたら、ほとんどごみが出ないという状況でございます。

しかし、そういうことでなかなか難しいかと思いますが、少しでもこういったことの人材の育成もですね、必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まさに今おっしゃっているように、やっぱりそういうふうなところ

の積み重ねがですね、大きな結果を生むのではないかというふうに思っております。

このエコ料理そのものにつきましてはですね、私ども先ほど市長の答弁でありましたように把握をしておりますが、市内の例えばいきいき情報センターでありますとか女性センター、ミナスでありますとか、そういうところで料理講座、料理教室を持たれておりますんで、まずはそういうところでですね、おっしゃっているような、これだけの部分でそのレシピで、例えばごみがどの料理が結果として一番少なくなるのかとか、そういうふうなある意味では料理する方が楽しみながらですね、結果としてごみが出なかったと、こういうことができるのかなというようにところで、そのあたりから始めたらどうかなという、お話を聞きながらですね、思っておりますんで、それももうしばらく時間をいただいて、精神はそういう精神を真ん中に置いてどうた中でそれを取り組んでいくという形にさせてもらえればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ぜひお願いします。私は、今日本当は段ボールコンポストのことについてですね、質問をしようと、生ごみの処理で、そういう中でインターネットやってみましたら、そういうのもぼんと出てきましたし、テレビでも見ましたもんですから、これ生ごみの堆肥化をやる前にそっちを先にやらないかなということに質問をさせていただきました。

写真撮ってきたんですけども、一生懸命段ボールコンポストをやってらっしゃった方が今発泡スチロールに変えてらっしゃるんですね。ある程度、段ボールですから、時間がたつほどやっぱり弱ってくるということもあって、今はもう発泡スチロールにしています。まあ言やあ進化されているわけですけども、こういう形でやられて家庭でこういう菜園で何か知らないけど、私は食べたことないんですけど、お話を聞くと、非常においしい食材ができていうことでお話を伺いしております、一生懸命になってこの段ボールコンポストの推進をされております。

市長のお話では、市としても進めていきたいと、推進していきたいという形のご答弁だったような感じがしますが、もし進めるとすれば、具体的なこれからの手順があるかと思っておりますけども、ちょっと市民生活部長、詳しくその辺で、今までさっき環境課の課長とお話も何回かさせてもらったことがあるんですが、やっぱり推移を見ていきたいとかですね、そういう形の中で春日市がやっていることは知っていますと、今まで何回かいろんなことをやりながら失敗している経緯もあるので、慎重に推移を見ていきたいということでおっしゃっていました。そのとおりだろうと私も思います。

しかし、ここ最近あちこちでですね、この話を私は聞くようになったんですね。だもんですから、いつまでも見とくのもいかなもんかなということ、たまたまそういうことで質問をしようと思ったら、障害者の方々も自分たちでこういう段ボールコンポストをやろうと思っているというお話もありましたので、そういうことで非常に今意識が高くなってきているのかなと、これは一部ですよ。今から始まりだと思っております。そういうことで、市長は前向きだと、や

っていききたいというご答弁だと私は思いますが、部長、その辺でもう少し詳しいご答弁を、確認の意味で、やりますということではそれで次に進みたいと思いますので。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘のようにですね、地球に優しいまちづくりということで、先月の8月26日にNPO法人のほうから、こういうことをやりたいんでという話は私も直接伺っております。

今ですね、じゃ環境課ではどういうふうな形でやっておりますかといいますと、今そういうふうな市民環境ボランティアの中でですね、実験的にですね、取り組んで今いただいております。そして一定期間での成果とですね、課題をまとめていただくことというふうに今しております。それで、まだほかにも学校関係の方もそういうようなのをやられておりまして、何か行政側からそういうふうな指導できないかという話もつい最近伺っております。まさに今はこの段ボールコンポストはいわゆるしゅんでございます。今からどうかというような部分でございまして、取り組んでいる自治体も非常に少のうございます。

春日市の例もですね、ちょっといろいろ見ておりますが、いいところばかりでもないわけですね。いいところもありますし、じゃずうっと持続的な形でどうかということになりますと、そこがちょっとなかなかですね、じゃにおいはせんかといいますと、それもなかなかですね、いろんなそういうふうな部分がありますので、そういうふうな今申しあげましたようなちょっと時間をいただいた部分の中で一定成果、課題をまとめてですね、整理をして、そしてじゃ実際に出ておりますそういうふうなNPO法人からの支援はどうするかというような部分はですね、いわゆる基本的に行政が段ボールコンポストをどう活用しようとするのか、それを一定整理した上で、その整理ができましたら有効な支援策も含めてですね、そういうふうないろんなサークルで頑張っている方はたくさんおられますので、有効な支援策、そして行政とのかかわり方などを整理をさせてもらう時間を少しいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしく申し上げます。

太宰府市の地域省エネルギービジョンというのがありまして、これは平成20年度、それから平成25年度までですかね、計画目標がいろいろ書いてあります。これやられると非常に素晴らしいなと私も感動して読まさせていただいたんですが、この中でですね、幾つか前期の中でお聞きをしたいのがあります。

私、地域通貨ということを前で1回、議会でも質問させてもらったことがあるんですが、これも1回機会があれば時間をとって質問したいと思っておりますけれども、この省エネルギーの中で省エネルギー対策としての地域通貨の導入というのが平成20年度までにやろうという目標があります。市民が実践した省エネルギー行動によるエネルギー消費量の削減率に応じた

地域通貨を発行し、公共施設の優先利用の特典を与えるなど省エネルギー行動の実践と関連づいた地域通貨制度の導入を検討しますと書いてありますが、検討しますということです、導入をしますとは書いてないわけですけども、この地域通貨がここで目にとまったのはですね、大分県でしたかね、「めじろん」とかという制度で、あそこはたしか地域通貨だったのかなあと思いますが、そういうところでやっている地域もあります。

これ全部ほとんど先進的な地域で取り組まなくちゃいけない内容がうちのビジョンの中に入っているわけですね、全部ですね。とてもやないけど、これ全部やられたら、それこそ日本のモデル的になるんじゃないかと思いますが、この地域通貨の導入を検討しますと書いてありますが、検討をされているのかどうか、そこのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この地域通貨という部分を考えるときにですね、私も前の部署でこの地域通貨にかかわったことがあるんですが、これが例えば環境問題だけにかかわるのか、あるいは福祉的な部分まで含んでかかわるのか、そういうふうなトータル的な部分で考えていくと、それならどうなのかということで、そういうところをまさにいろんな角度から検討しております。

それで、この地域通貨につきましては、市内でもですね、以前に取り組みられておりましたグループがあったわけですね、その地域通貨の先進。ちょうど私どもが課題としてそれを取り組もうかなあというときに、そういう同じような形でスタートした部分がありまして、それはたしか福祉の分野だったと思いますけども、これは結果はですね、軌道に乗らなかったようなんですね。平成17年にですね、事業者の環境ボランティアグループのエコワークネットの会というのがですね、地域通貨のセミナーを開催しております。主催した人も学習されておりますけども、さっき言いましたように多くですね、課題があっても進められていないと、現実ですね、状況でございます。班や仕組みですね、あるいは検討など幅広い方々の賛意を得て十分な考察を加えていく必要がありますのでという形に今思っております。

それで、新聞の中にですね、福廣さん、それから清水さんのその新聞の中に、地球に優しいエコポイントとかというような部分もございます。だから、そういうふうな部分とこの地域通貨と、それからエリアの部分、さっき言いましたように環境問題だけに終わるのか、あるいは福祉まで広げるのか、もっと広い意味で青少年の健全育成とかトータル上にもっともっとまちづくり全般に広げるのかというようないろんな部分がありましようから、そうした部分のご提言はご提言として、過去にそういう取り組まれた経緯もありますので、そのあたりの課題も一定整理する必要があるのかなというふうに思っております。今の現状はそうしたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私は、やれというのではなくて、導入を検討しているのかどうかとい

うことでちょっとお聞きさせてもらいました。

もう一点ですね、もう時間があれですので、最後に質問で終わらせていただきたいと思いますのですが、同じように省エネルギーで、これ一つ一つ全部聞きたいのがあるんですけども、あと一点だけ質問させていただいて私の一般質問を終わりにしたいと思いますが、省エネルギーですね、省エネルギーの人材の育成というのが57ページにあります、省エネルギーを推進するための地域リーダーとして地区公民館ごとの省エネルギー普及員等人材の育成を検討しますというのが平成20年度までの目標としてあります。

横浜市の中区というところがあるんですが、ここがごみの減量で35%でしたかね、ごみの減量をやったということで、数億円の減量をやったということで、環境モデル都市にも選ばれております、今回のですね。これは何はともあれ、やっぱり行政の職員が懸命に汗をかいてやっているということは、その成果として生まれているということもあるわけですが、その中に横浜の中でやっぱりそういう進めていく中で、省エネ推進支援員という制度があって、やっぱりいろんなところに行って指導をされているということがあります。

そういうことを頭の中に描いて、これは太宰府市にとってほど遠い話やなあ、ちょっと厳しいかなあと思いながら思っていたところにこれが目にとまったんです、私。これは太宰府もこういうことをやろうとしているんだなあと思ひまして、これは地区公民館ごとにそういう形でつくればそれにこしたことはないけども、地区公民館ごとにつくれないにしても、市内で1人、2人、3人、4人と随時増やしていけばいいのかなと思っておるわけですが、実態はどうか私もわかりません、実際におらっしゃるのかどうかですね、わかりませんが、この取り組みについて1点、お尋ねをさせていただきたい。

もう一点、環境基金の活用と市民や事業者が参加するための新たな基金の創設を検討しますと、これも平成20年度までの一つの目標とありますので、この2点について説明をいただきたいと思ひます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まず、1点目の人材の育成でございますが、地区公民館ごとに省エネルギー普及員等の育成を検討するとしておりましたけども、当面はですね、県が配置しております地球温暖化防止推進員という方がおられますので、こちらのほうと連携をとりながら市民のニーズにこたえていきたいというふうに考えております。

先ほど横浜市の部分を出されましたが、私どもはですね、1日にですね、1日に1人が出すごみの量、排出量、そこがポイントになるかなというふうに思っております。るる今清水議員さんのほうからお話出ましたが、横浜と1日に出す排出量は私どもは遜色ないというふうに思っております。これはやはり市民なり事業者なりの協力と、そして手前みそですが、私どもかわっております職員の熱意の結果であろうというふうに思っております。

それから、基金の関係でございますが、基金まさにそのとおり基金は大事なものでございますが、若干今基金をするような余裕のある財政状況じゃないということもございまして、若干

財政も好転をしつつありますので、これからは環境にもっと目を向ける。市長の話じゃ福祉と教育ですが、プラス環境という形ですね、環境にもっと目を向ける意味で、今後そうした基金を積み立てていってですね、そして環境の先進市と言われる太宰府を目指して、職員一丸となって努力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 先ほど部長のほうで答弁をされまして、横浜市に遜色のない自治体であるということで、私も誇りに思っております、さらにそれ以上ですね、努力をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

[18番 福廣和美議員 登壇]

○18番（福廣和美議員） 私が最後でございますので、あと少しの辛抱です。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきますが、質問に入る前に、このたびの北京オリンピックのソフトボール競技において、日本代表チームが念願の金メダルを勝ち取ることができ、すばらしい感動を我々日本の国民に与えていただきました。大変感謝いたしております。

そしてまた、その日本チームの一員として大活躍された藤本索子さんが太宰府南小学校、太宰府東中学校を卒業され、小学校時代は太宰府市少年ソフトボール出身であることを聞いておりましたので、なおのこと応援にも力が入っていた一人でありますから、心よりおめでとうと申し上げたいし、感謝いたしたいと思っております。

そこで、お伺いしますが、藤本さんに対して先日太宰府市スポーツ特別賞が授与されたことは知っておりますが、そのほかに青少年の夢と希望をはぐくむためにも、ぜひ子供たちとの触れ合うことのできる機会を、またそして少年ソフトの皆さんとも一緒にソフトのできる機会をぜひつくっていただきたいと、また記念として、例えば歴史スポーツ公園で毎週試合をしている少年ソフトの子供たちのためにも、藤本さんのおかげでというものができないものか、お尋ねをいたします。

再質問は自席にてさせていただきます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時23分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） スポーツの振興についてご回答申し上げます。

今回の北京オリンピック女子ソフトボールにおきまして、本市出身の藤本索子選手が日本チームの一員として大活躍をされ、金メダルの獲得に貢献をされましたことは、本市にとりましても大変名誉なことをごさしまして誇りでもございます。心からお喜びを申し上げたいと思っております。

なお、今日までのその対応を申し上げますと、去る6月24日に代表選手となられたとの情報を受けておりましたことから、直ちに市庁舎に横断幕の掲示を行いますとともに、公共施設へのポスター掲示やのぼり旗を立てるなど、広く市民の皆様方にお知らせをしながら、市といたしましても喜びと激励をさせていただいたところでございます。

また、8月27日の帰省の折には市として特別表彰を行いまして、今回の功績を高くたたえたところでございます。今後も藤本選手が帰省された折には、出身校でございます太宰府南小学校や太宰府東中学校への訪問やスポーツを志す子供たちへの触れ合いの場を計画するなど、ご協力をお願いしていきたいと考えております。

今回の藤本選手の金メダル受賞を記念に、施設の充実できないかのご質問でございますけれども、さまざまな角度から、このことについても検討を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今、市長のほうから回答をいただきまして、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、以前から話したことは何遍でもあると思うんですけども、ソフトボールに限らず、いろんな少年少女のそういうクラブとまでいかないにしても、そういったところでスポーツにはぐくんでいる子供たちがたくさんいらっしゃる。サッカーもそうでしょう。

しかしながら、今回こうやって藤本さんが受賞されて一番身近なのはやはり少年ソフトボール、ここの出身であるということをごすね、そういう意味から、可能性としてどうかわかりませんが、前から主張していますように、現在のところ歴史スポーツ公園を主試合場として毎週リーグ戦が行われていると。ですから、できれば私はここに、子供たちの場合には2面が必要なんごすね。2面ないと、そこでみんなが来て試合がなかなか難しいという面があると。少年球技場も水城ヶ丘のほうにありますけど1面しかないんで、なかなかそこでそのリーグ戦はやりにくい。だから、歴史スポーツ公園にぜひ必ずつくってほしいということではありませんが、それは梅林アスレチックでも結構ごすけども、2面を常に使えと、来てラインだけ引けばすぐに使えますよというね、それは多目的広場ごすから、それはできんということはないと思うごすよね。やはりいろんなスポーツにも利用すればいいことであろうというふうにごすんです。

歴史スポーツ公園も開園してから約22年目ごすよね。ごすよね。誰も首を縦に振らんけど、

違いますかね。ちょっと間違うとるかどうか、言うてください。

(「大体おおむね合うとる」と呼ぶ者あり)

○18番(福廣和美議員) だれも答えてくれんと。

ああ、ならいいですよ。

たしか私が議員に初当選をした年度に、あそこはオープンしたというふうに記憶をいたしておりますので、今年で22年目ですから22年目だろうということで、そのときはやっぱり市長だけですかね、執行部は。平島さんは課長でしたものね、副市長は。財政課長。

(副市長平島鉄信「係長です」と呼ぶ)

○18番(福廣和美議員) 係長ですか、はあ。

何でそういう話をするかという、今この議員の中でもそのときの議員さんは武藤さんと田川さんしかおりませんが、あれは一番当初から多目的広場だったんですかね。執行部の話としては、途中で野球場に変更するからということで、こんなにいい土を入れてありますと、ナイター設備もここまで電気がきておりますと、立派な設備を私は当時のだれとは言いませんが、教育部長さんから話をお伺いをいたしました。楽しみにしておりましたが、途中でそのことも何も消えてしもうてですね、そのまんまになりました。

一番当初は、今のグラウンドももう草が生え放題で、だれも使わない。そんな中を整備して少しずつ使うようになって、今みたいになったと記憶をしております。最初はフェンスもなかった。それが今は、高さは満足じゃありませんが、ある程度フェンスもできた。何か少しずつはよくなっておると思うんですが、でありますから、今回この藤本さんね、こじつけでも何でもいいですよ。藤本さん、この少年ソフト出身であるということ、今から太宰府市出身です、オリンピックに出る人が出るかどうかはわからん。ましてや、金メダルなんかとれるかどうかね、我々も表彰式のときに金メダル、手にさせていただきましたが、やっぱりすばらしいことです。こういうのは2人目が出るとは限らんわけですから、半永久的に記念をしても私はいいのではないかと、それぐらい価値があるんじゃないかと私は思うんです。だから、今回こういう質問をね、させていただきました。

この前、緑台の方にお伺いしたら、今度自分たちだけでお金を出し合ってパーティーをするように考えておりますと言っておられました。たしか横断幕も自分たちがつくったと言われました。市は何もしておりません。いや、それは本当かどうか、そう言われるわけですから、あののぼり旗をつくったのは市です、ね。横断幕は違いますと言いました。自分たちがつくりました、手出しで、2人で手出しをして。まあそれはどうでもいいんですけどね、そうやってくるようなチャンスがある。

特に、やっぱりソフトボール、野球関係は、今から冬になるとシーズンオフになりますよね。会社はレオパレス21にお勤めであると、この前お父さんも言ってありましたが、会社を通じてぜひ申し込んでほしいということですから、少々私はこの財政難のときにお金がかかって、やっぱり将来の青少年の育成のためにやるべきじゃないかなというふうに、招待をすべき

であると、ぜひしてもらいたいと。子供たちはやっぱり触れ合う、触れ合うことがやっぱり大事ですよ。それも余り時間がたってしまうとね、余り効果も上がらないでしょうから、ぜひ早目に、それは教育長も望んであると思います、この前言ってありましたんでね。

そういう意味で、いや、やっぱりこのスポーツを通じて、それだけ偉大な苦勞をされて、本人の努力があつてここまで来た。それはやっぱりそこには少年ソフトボールのそういうチームがあつて、そこでお世話になつたということも礎になっているはずなんですから、そのお返しをです、ぜひお願いをしたいというのが今回の質問の趣旨でございます。いかがでございますでしょうか。その方向で検討していただけないかどうか、その返事をいただきたい。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど市長が申しましたように、できるだけ子供たちとの触れ合いの場を計画をしたいということで、当然本人さんの調整といひましようか、スケジュールの関係もありましようけども、その方向で計画をしていきたいというふうに思います。

ただ、先ほど福廣議員さんもおっしゃいましたように、まだ彼女も現職でございまして、実業団に所属しております。今ちょうどシーズンですので、全国の会場に飛び回っておりますので、できますればシーズンオフ等も含めて調整をしながら、そういう機会をつくっていききたいというふうに思います。

それから、この歴史スポーツ公園の整備につきましては、先ほどおっしゃいましたように確かに20年前、平成元年に整備、オープンをいたしております。その中でも多目的グラウンドでありますとかテニスコート、相撲場等を整備しておりますけども、かなりの年数もたっておりますし、老朽化あるいは傷んであるところもありますので、それらを含めた中で計画的な整備も進めていきたいというふうには思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひお願いしたいと思いますし、そういう意味からすれば、すぐ来ていただくよりは、整備をしてからと、そのときに来ていただくと、それぐらいやってもいいような気がするんですけどね。場所を限定してしまうとまたいろいろあるでしょうから、まずは記念碑でもいいですし、やっぱりそういった記念に残るようなね、ことをぜひ私はやっていただきたいし、やっても文句を言う市民はほぼいないんじゃないかなというふうに思います。それぐらいやっぱり偉大なことではないのかと、太宰府市にとって誇りではなかろうかと、今後やはり次またオリンピック選手が出たときに、そういう藤本さんの名前は当然出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、余りしつこくするとまた怒られますので、今回はこの1点に限って質問させていただきました。皆さん方の推移をじっくりと静かに見守りますので、よろしく願いすることを要望して終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月24日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

[平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成20年9月24日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第9 議案第65号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第10 議案第66号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第11 議案第67号 筑慈苑施設組合への加入について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第68号 大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第69号 太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第70号 太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第15 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（各常任委員会）
- 日程第16 議案第72号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第17 議案第73号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）

- 日程第18 議案第74号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第75号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第20 議案第76号 太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第77号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第22 議案第78号 太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第23 議案第79号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第24 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（各常任委員会）
- 日程第25 議案第81号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第26 議案第82号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 議案第83号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 議案第84号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第29 議案第85号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第30 請願第2号
(平成20年6月上程分) 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第32 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第33 意見書第6号 市民生活の利便性確保に関する意見書
- 日程第34 議員の派遣について
- 日程第35 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |

5番 後藤 邦 晴 議員
7番 橋 本 健 議員
9番 門 田 直 樹 議員
11番 安 部 啓 治 議員
13番 清 水 章 一 議員
15番 佐 伯 修 議員
17番 田 川 武 茂 議員
19番 武 藤 哲 志 議員

6番 力 丸 義 行 議員
8番 中 林 宗 樹 議員
10番 小 柳 道 枝 議員
12番 大 田 勝 義 議員
14番 安 部 陽 議員
16番 村 山 弘 行 議員
18番 福 廣 和 美 議員
20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 関 岡 勉 |
| 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 | 建設経済部長 | 木 村 洋 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長 | 松 田 幸 夫 |
| 総務・情報課長 | 木 村 甚 治 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長 | 木 村 和 美 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 都市計画課長 | 神 原 稔 | 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 |
| 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 | 文化財課長 | 齋 藤 廣 之 |
| 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第8まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第8、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月16日及び17日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力をいただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼を申し上げます。

平成19年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況であったが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる施策や事業の計画的推進に努め、一定の成果が上がったという報告がありました。なお、各会計とも

に、審査の詳細な内容につきましては、後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、行財政の効率化、財政の健全化を一層進め、市民サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組みますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位で報告をいたします。

まず、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成19年度の決算額は、歳入総額202億4,882万2,000円、歳出総額190億6,483万7,000円で、歳入歳出の形式収支11億8,398万5,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源9,316万3,000円を差し引いた実質収支についても、10億9,082万9,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、6億2,832万円の黒字となっており、実質単年度収支は9億8,256万2,000円の黒字決算となっています。地方債の残高は、平成19年度末では218億6,569万8,000円であり、前年度に比べ7.74%の減となっております。また、経常収支比率も97.8%で、昨年度から3.1ポイント改善したものの、厳しい状況であります。執行部に当たっては、この厳しい財政状況をさらに深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成19年度の決算額は、歳入総額63億7,683万2,000円、歳出総額65億2,120万3,000円で、歳入歳出差し引き1億4,437万1,000円の赤字決算となっております。歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は4億2,254万1,000円で、5.6%の増となっております。このように税金が伸び悩む中、医療給付費は年々増加しており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政状況が続くことと予想されますので、事業の健全な運営により一層の努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成19年度の決算額は、歳入総額58億8,631万7,000円、歳出総額58億8,325万8,000円で、歳

入歳出差し引きでは305万9,000円の黒字となっております。歳出の大半を占める医療費は58億296万3,000円で、前年度と比較しますと5.56%の増となっております。後期高齢者医療は、高齢化に伴う対象者の増加などにより、今後も医療費の増加が予想されることから、適正な受診や健康意識の高揚に向けた啓発、保健事業の推進になお一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第3号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成19年度の決算額は、歳入総額33億3,332万円、歳出総額32億4,315万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は9,016万7,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっております。また、実質単年度収支も黒字となっております。介護保険制度は年々進む高齢化社会にあって、対象者の増加等により、保険給付費が増大している状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第4号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をします。

平成19年度の決算額は、歳入総額879万6,000円、歳出総額864万8,000円で、歳入歳出の形式収支額は14万8,000円の黒字となっておりますが、実質単年度収支額は42万8,000円の赤字となっております。収入未済額は9,852万9,000円で、前年度に比較して1.99%増加しております。この収入未済額は、貸付金の未収によるものであり、その回収率は4.95%で、前年度に比べ0.4ポイント低下している状況であります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第5号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成19年度の決算額は、歳入歳出総額それぞれ7,940万1,000円となっております。内容は、高雄公園用地購入費借入金の一部を償還し、財源は一般会計から繰り入れが行われています。この償還につきましては、平成16年度から平成19年度までの4カ年で償還をすることで計画されておりまして、計画どおり平成19年度をもちまして償還が完了したということです。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第6号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成19年度の水道事業における経営成績は、総収益額12億3,102万5,000円、総費用額11億1,964万9,000円で、1億1,137万6,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流

動比率、酸性試験比率はともに低下していますが、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。また、水道使用料の収入率も上昇しており、なおかつ一般会計からの高料金対策補助金が廃止されたにもかかわらず、黒字経営が維持されており、水道事業における経営努力がうかがえます。今後とも将来に向かっての経営の効率化と安全で安定した水の供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成19年度の下水道事業における経営成績は、総収益額15億7,366万7,000円、総費用額15億4,768万2,000円で、2,598万5,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに上昇しており、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。しかしながら、施設整備や維持管理、また企業債の償還など今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、より効果的な収納対策を講じていただき、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第8号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました案件についての審査報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ですが、決算特別委員会の中でも不用額の問題について絞って反対討論させていただきました。同様の理由でございますので、反対の意思表示にかえて討論を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 次に、13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 賛成討論をさせていただきます。

私も、以前も申し上げましたが、非常に財政が厳しい中で、一つは市長が就任されて経常収支比率が100%を切ったと、これは一生懸命厳しい中で努力をされた成果と私は考えております。今後とも引き続き努力をしていただきたい。そして、さらに公債費に関しましては、約39億円、一方新たに借金する市債は約16億円ですかね、その中身も臨時財政対策費あるいは史跡地購入で約13億円、実質的な借金は大体1けた台、こういう意味において非常に努力をされ

ているなということを痛感いたしております。今後とも努力をされていかれることを望みまして、賛成討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」本会議でも反対討論させていただきます。

決算特別委員会において執行部より決算書に対する附属書類、監査結果報告や議員要求による決算審査資料に基づいて審議をいたしました。決算認定ですから、当初予算や補正予算について各委員会において審議がなされ、どのように市民の税金や国、県の補助金、交付金予算が市民の福祉や教育に執行され、その成果と今後の諸課題が決算特別委員会で審議され、平成21年度の予算編成に対し、今後の市政運営に反映させ、充実した行政執行が望まれますが、市当局は予算編成に対して平成19年度の一般会計予算に対しては、当初大変厳しい状況下に置かれているとのことで、枠配分に対する予算編成、補助金の見直し、人件費の抑制、事業費、扶助費、需用費の見直しを初め、指定管理者制度の拡大、また市当局は議会経費についても財政事情悪化のため議会費に対しても減額を求められてきました。

決算認定では、経常収支比率97.8%、平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布後の結果は、連結決算で黒字、借金比率、将来の負担比率も安定しているとなっております。特に一般会計では、歳入歳出形式収支額11億8,398万4,562円の黒字を昨年度の繰越明許費事故繰越額を差し引いた実質収支額は10億9,082万1,084円の黒字、前年度実質収支額を差し引いても6億2,083万2,084円、その上財政調整積立金や取り崩しの差し引きや繰上償還金6億8,218万866円を実施した結果、実質単年度収支額は9億8,256万2,257円の黒字決算となっております。このことは、納税制度の控除制度の廃止や増税が強まったこと、その上、社会保障制度の負担増により市民の方々に対して負担が強まりました。特に、国の行政改革により、市民を初め、お年寄りに対する増税や社会保障制度に対する改悪が強まった結果であり、現在平成20年度の予算執行中ですが、市民負担は強まるばかりですので、この黒字要素を市民福祉、教育の充実に今後は重点を置くべきだと要求いたします。

また、平成19年度決算の中で、行政執行上評価すべき点もたくさんありますが、国の三位一体改革により市民が犠牲になったこと、予算執行上再三にわたり見直すべき予算支出の問題点も残されており、改善されませんので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対2名 午前10時20分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時22分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時22分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(19番武藤哲志議員「通告しておりませんが許可を願います」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この水道事業会計については担当部から具体的に説明をいただき、私も質疑をさせていただきました。大変、水道事業、先ほど決算委員長の報告もありましたが、再三にわたりこの水道料金の問題について事業用の水道、一般家庭用と事業用については、市長から前向きな回答もいただいておりますし、早急に市民負担を軽減するためにぜひ実施をしていただくことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9と日程第10を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第9、議案第65号「市道路線の廃止について」及び日程第10、議案第66号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第65号「市道路線の廃止について」及び議案第66号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

最初に、議案第65号について報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は8路線です。久保田線、久保田3号線から8号線、関屋2号線は通古賀土地区画整理事業が完成したことにより廃止するもので、久保田3号線と久保田6号線は合わせて、次の議案第66号で再度久保田3号線とするとのことです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第65号は委員全員一致で可決するものと決定いたしました。

次に、議案第66号について報告いたします。

今回認定する路線は、土地区画整理事業の完成に伴い、組合から管理を引き継ぐ18路線、開発により帰属を受ける1路線、公園整備により整備された1路線、合計20路線です。

本議案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号は全員一致で可決するものと決定いたしました。

以上で議案第65号及び議案第66号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第65号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第66号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第66号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第11、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」及び日程第12、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 9月2日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第67号及び議案第68号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」ご報告いたします。

本議案は、市長からの提案理由のとおり、平成21年4月1日から火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するために筑慈苑施設組合規約により筑慈苑施設組合に加入するというものです。

主な内容は、これまで執行部より議会全員協議会等で報告されてきましたとおりで、その後8月19日に関係市町であります筑紫野市、春日市、大野城市、本市及び筑前町の長が一堂に会

し、加入にかかわる協定書の調印式が行われております。

質疑におきましては、執行部より太宰府北寿苑の今後の利用法については、基本的には大野城太宰府環境施設組合で有効利用策を検討するという事、また、地元北谷区との協定・覚書について、環境整備事業についてはほぼ計画どおり進行していることや、既に筑慈苑施設組合への加入について地元説明会を開き、今後の協定・覚書の取り扱いについて協議を開始する基本合意はできているとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」をご報告いたします。

本議案につきましても、市長の提案理由のとおりで、筑慈苑施設組合加入に伴い、大野城太宰府環境施設組合で行っていましたが火葬業務を共同処理する必要がなくなるために変更されるものです。

本件につきましては、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第67号、第68号の審査内容のご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第67号の委員長報告に対し質疑はありますか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この問題について一般質問もしながらですね、北谷区に対する大変長い期間利用させていただきご協力もいただいております、同じくまた継続という形で契約もしておいた経過がありまして、そういう状況の中で行政として建てかえよりも筑慈苑に加入したほうがいいという形で議会に説明があって、再三議会全員協議会や議会で論議がされてきたところです。今後、最終的にはこれはもう行政側からですね、まず筑慈苑に対する加入だとかその費用はどうかというのは決算特別委員会の中でも質疑をさせていただいておりましたが、ただいま委員長の報告の中で新たに出てきたこの報告内容で、北谷の有効利用計画というのが報告されましたが、私ども北谷の北寿苑の有効利用計画なんていうのは説明を受けておりませんが、どういう有効利用をするのか、委員会では当然執行部から説明があれば、どんな有効利用計画をとるという形です、所管委員会で説明があり、執行部からまた私どもにも説明すべきと思うんですが、委員会ではどんな有効利用計画が説明なされたか、報告してください。

○8番（中林宗樹議員） 北寿苑の有効利用策については、委員より質問がありましたが、太宰府北寿苑の跡地利用につきましては、土地の有効利用策は大野城太宰府環境施設組合で検討するという事になっていると、進めてまいるといふことで返事をいただいております。それ以上

の質疑応答はやっておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 跡地利用ということは、解体をするということに受けとめるわけですね。委員長としては、そういう大野城太宰府環境施設組合として跡地の有効利用という形で説明があったということですが、そういう跡地というか、あの施設を解体するというのは大変な金額が要るわけですよ。一般の廃棄物じゃありませんし、焼却施設ですから産業廃棄物としての完全マニフェストに基づいてやるんですが、こういう有効利用については委員会では解体をし、有効利用ということでそこまでですので、これから先委員長に質問してもですね、どんな経費がかかるとかどういふそういう審議はされてないようですので、改めて執行部からですね、説明を受けないといけないと思いますので、とりあえずこの施設解体というのは、今までの経過であるように、大野城太宰府環境施設組合のあれだけの建物を解体するのに本当何十億円というお金が要るわけですが、北寿苑の解体にも大変な費用が要るという問題がありますので、改めて委員長報告を受けて執行部からの説明を今後受けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第67号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第68号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13と日程第14を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第13、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」及び日程第14、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第69号及び議案第70号について、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」は、関係条例の条文繰り下げに伴う改正であるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第69号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」は、附属機関の見直しに伴い、単独の条例を廃止し、当該審議会を附属機関として改めて設置するものであるとの説明がありました。

これに対して委員からは、条例を廃止して附属機関として設置した場合の審議会としての権限や委員の身分等について違いがあるのかとの質疑があり、執行部からは、審議会としての権限や委員の身分には何ら違いはないとの回答がありました。

討論については、賛成の立場から、今後は議会に対して事前協議をしていただきたいとの要望がなされております。

討論を終え、採決の結果、議案第70号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へ。

これから討論、採決を行います。

議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第15、議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

太宰府市総合計画審議会については、条例の廃止に伴い、新たに附属機関として設置するものであること、太宰府市市史編さん委員会については、市史の発刊が終了したことに伴い、目的を再設定し、太宰府市公文書館構想調査研究委員会に改めるものであること、太宰府市学校施設開放運営協議会については、開催の必要がなくなったことに伴い廃止するものであること、太宰府市立学校週5日制推進委員会については、週5日制が定着したことに伴い廃止するものであること、太宰府市適応指導教室運営委員会については、文言の整理を行うものであることとの説明がありました。

委員からは、子供の安全面から今後の学校施設開放はどうなるのか質疑があり、執行部からは、条例や規則に基づき今後も関係者との協議、調整を行っていくとの回答がありました。

また、学校施設の開放についての関連質疑もありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第71号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第71号の建設経済常任委員会所管分について、審査内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分としては、5つの附属機関に改正、廃止があり、それぞれ執行部より補足説明を受けました。

まず、太宰府市商工業振興対策協議会については、担任する事務内容の文言の表現を改める

ことにより改正するもの、次に太宰府市交通安全対策協議会については、会の目的である交通安全教育の推進等は各団体で関係機関と連携して取り組まれていることから廃止するもの、次に太宰府市緑地保護委員会については、委員会の目的を達成したことから廃止するもの、次に太宰府市景観形成基本計画・緑の基本計画策定委員会については、本年5月に本市が景観行政団体となり、新たに太宰府市景観計画策定委員会に移行するとして改正するもの、最後に太宰府市まちづくり懇話会については、景観行政団体になるべくさまざまな意見をいただいたが、昨年12月に答申をいただいたので廃止するもの、以上の補足説明を受けました。

本案に対して、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

当委員会の所管分につきましては、7つの附属機関に改正があり、それぞれ執行部より補足説明を受けました。

まず、太宰府市献血推進協議会につきましては、福岡県が策定しています市町村別計画の説明を行っているのみで、協議する内容がないため廃止するもの、次に太宰府市障害者施策推進協議会につきましては、担任する事務の文章中の句読点を除き整理するもの、次に太宰府市高齢化対策協議会につきましては、平成18年度に太宰府市地域包括支援センターの中で協議会が設置されたことに伴い一本化され、以来現在まで一度も開催されていないことから廃止するもの、次に太宰府市老人ホーム入所判定委員会につきましては、判定に緊急を要するものでありますが、実際には市の判断で措置後に事後の持ち回りで追認しているという形で、現実的には委員会は開催されていないということで廃止するもの、次に太宰府市障害児保育事業委員会につきましては、所掌事務が市長の諮問に応じて保育所における障害児保育事業について審議し、結果を市長に答申するとなっておりますが、今日では市長からの諮問等の事案もないということで廃止するもの、次に太宰府市障害児保育指導委員会につきましては、障害児の受け入れや保育等は入所の大半が急ぐケースが多く、委員会を開催せずに受け入れを前提として関係者、関係機関と面談を行って入所に結びつけている状況であり、委員会は開催されていないことから廃止するもの、次に太宰府市地域省エネルギービジョン策定委員会につきましては、計

画期間が平成25年度までとなっていますが、次期計画策定まで委員会の開催予定がないために廃止するものであること、以上、執行部より補足説明がありました。

質疑では、太宰府市障害児保育指導委員会の廃止につきまして、委員より、この委員会を廃止しても以前と同様な対応をされるのかという質問に対し、入所の認証をするという前提で手続を行っているので従来と変わりなく対処していくという回答を得ています。また、太宰府市地域省エネルギービジョン策定委員会の廃止につきまして、計画期間の平成25年度までに新しい技術が進歩し、取り組みとして有効なものとなったときに新たにつけ加えるための必要ではないかという質問に対しては、環境問題を大きくとらえたところで太宰府市環境審議会もあり、スポット的に省エネルギー対策を総合的に考える必要が生じた場合は、それに合った委員会を発足するという回答を得ています。

質疑を終わり、討論では、今回の見直し後に残っている附属機関の中で、昨年の議会で設置に反対した附属機関があるので反対を表明するという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第71号については、大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会所管分の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 太宰府市障害児保育指導委員会の廃止に関することで、一応入所を前提として協議が行われているということで考えていいのかということ、これは確認をさせていただきますが、この委員会が廃止されるに当たってですね、今後例えば入所を前提として、今これからは事務をやっていくということですが、万一そういったことなかった場合とかは、市がちゃんとそれに対して指導を行ってくれるのかどうかということの議論があったのかということ。それから、現在の人数と昨年度までに比較して障害児が実際に何人入所されているのかということの増減についての質問は行われましたか。

○8 番（中林宗樹議員） 最後の入所者についての質問の部分からお答えさせていただきます。

入所者については、現在公立2カ所、私立6カ所、計8カ所のうち6カ所で何らかの障害をお持ちの方が入所されている状況であるということで、6園で17名の方が今入所されているということでございます。

それから、今までの取り扱いについての今後の取り扱いについてのどうであるかということでございますが、これにつきましては、今までの経過として大半が急ぐケースが多いことから、委員会を開催することなく、受け入れを前提として子育て支援センターの所長、担当者さらに入所予定の保育所、それから保育園の所長、園長、市民などで、保護者と本人との面談を行って入所に結びつけているということで、今後とも従来と変わりなく対処していくというふうに考えておりますという回答をいただいております。

- 議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。
- 4番（渡邊美穂議員） 答弁漏れなんですけども、増減については質疑等は。
- 8番（中林宗樹議員） はい。
- 4番（渡邊美穂議員） 障害児の入所者数、数は17名でしたが、その前の年とかの増減についての質疑等は行われてますか。
- 8番（中林宗樹議員） はい、済みません。それについては質疑はあっておりませんので、数字が出ておりません。
- 議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。
自席へどうぞ。
これから討論を行います。
通告があつていますので、これを許可します。
2番藤井雅之議員。
- 2番（藤井雅之議員） 議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、先ほど委員長報告の中でもありましたけども、附属機関を整理した後に残る附属機関の中に、昨年12月議会で設置に反対した附属機関がありますので、本提案の議案には反対を表明いたします。
- 議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。
- 19番（武藤哲志議員） 同じ会派の議員が反対をしているんですが、もう少し何の附属機関がどうなのかも具体的にしなきゃいけないと思いますが、所管委員会では私は所管分については賛成をいたしました。それは、太宰府市同和教育推進委員会というのは、教育上やはり必要です。ところが、環境厚生常任委員会の所管の中にあります太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会というのは、やはり人権は大切にしなきゃいけないし、やはり人権を守る立場でこれは必要だと思うんですが、同じように太宰府市人権同和问题啓発推進会、このよく似たような内容ですが、この中に国連10年という問題についても、これに基づいて具体的にやはり同和問題の解決に努力をしてきましたが、平成13年に同和问题についてはあらゆる終結をし、一般対策に移行をいたしているところでもあります。そのために、私はやはりこういう同和問題を早期解決という問題についてはですね、人権問題とそれから教育上で解決すべきという形で、環境厚生常任委員会の所管の中であります太宰府市人権同和问题啓発推進会は本来廃止すべきだという立場で、この部分については反対をし、所管委員会では賛成をいたしておりますので、この部分は反対、全体的に見て委員会は賛成しておりますので、賛成をすると。何かこうすっきりしないような状況ですが、ご理解のほどをよろしく願いいたします。
- 議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する各委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対1名 午前11時00分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16から日程第21まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第16、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第21、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第72号から議案第77号までについて、その審査内容と結果を一括して報告をします。

まず、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、国家公務員の人事院規則の例に準じて、無給の組合休暇を新設するものであること、取得できる条件として、組合の業務に従事する場合において年間30日以内とするとの補足説明がありました。

委員から、職員労働組合との協議結果及び無給休暇の対象範囲や予想される年間取得日数などについて質疑があり、執行部からは、職員労働組合とは合意したこと、また組合休暇の対象は組合員全員であるが、実際に取得が予測されるのはほとんどが三役といわれる組合役員であり、予想される取得日数については7日程度であるとの回答を受けました。

そのほか、関連した質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号については委員全員

一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、再度の育児休業ができる条件を追加するものであること、育児休業した職員の勤務復帰後における号給の調整について、育児休業中も勤務したものとみなす期間を「2分の1」から「100分の100以下」とするものであること、部分休業に関する規定の整備を行うものであることとの補足説明がありました。

委員からは、職員労働組合との協議結果及び号給の調整方法について質疑があり、執行部からは、組合とは合意していること、また号給の調整については、育児休業した期間も勤務したものとみなすとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」報告をします。

地方自治法の一部改正に伴い、議会議員の報酬とほかの行政委員会の委員報酬の違いを明確にするため、「報酬」とあるのを「議員報酬」に改めるものとの説明がありました。

2議案ともに、委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第74号及び議案第75号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」報告します。

社会教育法の一部改正により、公民館運営審議会の設置義務がなくなったこと、また審議事項も発生していないことなどから、公民館運営審議会を廃止するものであるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第76号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」報告をします。

今回の改正は、本年11月17日の住居表示実施により、吉松共同利用施設の住所の表示を改めるものであるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第77号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第72号から議案第77号までの報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今、委員長の報告の中で議案第72号の新設されました組合休暇の件で、大方三役が対象で日数は約7日程度だろうというご答弁があったということですが、第15条の2、3の該当する部分であれば、基本的に任命権者である長になろうと思いますが、組合休暇を与えていくという基本的なことは押さえられたのかどうか、そういう議論がありましたかどうかですね、基本的に付与するというのが原則であるということの議論があったかどうか、その点があればご回答願いたいと思いますが。

○13番（清水章一議員） 範囲についてはありました。休暇の申請が出た場合の権限あるいは義務、このことにつきましては、対象はもう一般組合員ということでございます。それで、所属長に申請をすれば認めざるを得ないのかという質疑もありました。その中で、休暇の申請が出た場合の権限については義務として与える、あるいは権利として持つておるということではなくて、あくまでも承認制度、休暇の承認制度の中でいきますので、認めるか認めないかは市長のほうの最終的な権限の範囲の中に入っておるという確認をいたしております。範囲としては、一般組合員まで入るということで、対象とは考えておるという答弁をいただいております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） もちろんそのとおりだろうと思いますが、理解として基本的には付与されるというふうに理解をして、議論の流れとしてそういうふうに理解をしておいてよろしいのでしょうか。

○13番（清水章一議員） 執行部の答弁によれば、そういうことでいいと私は思っております。
(16番村山弘行議員「はい、結構です」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 議案第73号の件について、特に6条の見出しの部分で育児期間の100分の100以下の換算率によってというふうになっておりますが、考え方として100分の100というふうに理解をして、以下という部分がついていますが、100分の100というふうに理解をしていいのかどうか。委員長の先ほどの報告でも大体そういうようなご報告やったというふうに理解しておりますが、そのような議論の中で100分の100以下というふうになっておりますが、もう実質100分の100ということで理解していいのかどうか、そういう議論があったのか報告を加えてお願いをしておきたいと思っております。

○13番（清水章一議員） 100分の100以下という形になっております。これは、法改正がなつてますので、そのとおりにこちらのほうでも合わせて書いたということでございます。今、言いましたように、この100分の100以下の場合どのようなケースが起きるかということの質問がっております。執行部のほうとしては、100分の100以下のことについては、基本的に今のところどういふ場合が100分の100以下という以下に相当するのかというのは明確になっておりませんと、その辺の裁量の余地を残したのかなとは思いますが、組合との話の中では、今

まで2分の1というストレートな数字が出ておりましたと。本来の2分の2という言い方でいいんじゃないかというので、市としての解釈上、私どもは100分の100ということでの運用では、実際はそれでいくというふうに考えておりますという確認をとっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第74号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第75号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第77号の委員長報告に対し質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時26分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第73号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第74号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第75号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時28分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第76号「太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22と日程第23を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第22、議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第23、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」、一括をしてその主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第78号、さきの議案第71号の中で緑地保護委員会を廃止するようにしているので、それに伴って条文の文言の整理を行うものであるとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第78号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと

決定いたしました。

次に、議案第79号については、本年11月から実施する住所表示の実施に伴って施行地区の名称を変更するものであるとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第79号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で議案第78号及び議案第79号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第78号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第79号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第24、議案第80号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第80号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、2款1項8目契約管理費の委託料、賃借料485万円については、契約管理システムの変更に係る補正であります。

委員からは、入札制度改革の進捗状況について質疑があり、執行部からは、一般競争入札等試行を重ね、できれば平成21年度から実施したいとの説明がありました。

次に、同じく2款1項9目財政調整基金費の基金積立金は、平成19年度の実質収支の黒字分から6億円を財政調整資金積立金に積み立てるものです。

委員からは、減債基金への積み立てを検討しなかったのか質疑があり、執行部としては、万が一の災害に備えることを第一義としているとの説明がありました。

次に、2款2項1目企画総務費のまちづくり推進費300万円は、第五次総合計画策定業務の委託に係る費用であります。

委員からは、議会として意見を表明する場を設けてほしい。また、協働のまちづくりの観点から、市民をいかに巻き込んでいくかを十分考慮してほしいとの意見が出されました。

次に、10款4項7目文化財保護・活用費、文化財総合的把握モデル事業関係費860万円については、国が行う歴史的な文化基本構想策定のためのモデルケースとして、全国25の市町村が文化庁から委託を受け、本市では太宰府市市民遺産推進計画の策定等を行うものであります。

続いて、歳入の主なものとしたしましては、14款3項3目教育費委託金860万円、先ほどの文化財総合的把握モデル事業に係る費用として文化庁から委託金として交付されたものです。

次に、18款1項1目基金繰入金、まほろばの里づくり事業基金繰入金300万円ですが、先ほどの第五次総合計画の策定に業務委託に全額充当されるものです。

終わりに、債務負担行為の補正についてです。

契約管理システムの保守委託料及び賃借料として、平成21年度から平成24年度まで合計

4,176万円を限度額とするもの、第五次総合計画の策定業務委託料が平成21年度から平成22年度までで650万円を限度額とするものが計上されております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第80号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第80号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、7款1項4目の観光費の観光宣伝関係費200万円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、国立博物館の開館3周年を迎え、開館前と開館後を比較し、国立博物館が及ぼす経済効果を測定すると同時に、来場者から要望、満足度の情報を収集して、今後の来場者プロモーション戦略に役立てるための調査委託料として増額補正するものであるとのことでした。

委員から、市単独で太宰府に限って調査を行うとのことであるが、国立博物館ができたということで他の自治体にも波及効果がかなりあると考えるが、例えば県とタイアップし、もう少し面を広げて調査を行うというような議論はなかったのかとの質疑に対して、執行部から、太宰府に限って太宰府天満宮と九州国立博物館があることによってどうなのか、太宰府での効果というものを調査するというに落ちつき、他との連携というところまでは論議しなかったとの回答がありました。

さらに委員から、せっかく委託するのであれば、これが500万円、1,000万円の効果を生むような調査結果を出してもらいたいとの意見もありました。

このほか、8款4項1目都市計画総務費、景観まちづくり関係費の委託料として200万円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、市内幹線道路の広告物の実態把握のための調査委託料として増額補正するものであるとのことでした。

委員から、この調査は何を調査するものなのか、専門の業者に頼んで行うべき調査なのか質疑があり、執行部からは、幹線道路の広告の現況を把握して、地域に地区によって統一性や色や大きさ等を科学的に調査し、今後定める景観計画、さらに屋外広告物の規制などにつなげて

いくことを考えており、基礎的な調査ととらえているとの回答がありました。

続きまして、歳入の主なものとしては、12款2項4目土木費負担金として914万6,000円が補正されており、これは水城橋の改修工事が終了したことにより、工事費と委託料の2分の1を大野城市に負担していただいたものであるとの説明がありました。

また、地方債の補正についても、審査をいたしました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第80号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出では、2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳カード作成のための需用費の増額、また窓口の混雑を解消するための委託職員1名増員分の委託料の増額。3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉総務費では、看護学校跡地の福祉施設に関する需用費の計上、前年度取り崩した基金へ前年度の繰越金からの積立金の計上、また国民健康保険事業特別会計の出産育児一時金の増額補正の財源としての法定繰出金の増額。後期高齢者医療費では、後期高齢者医療費特別会計の人件費の増額補正に対する繰出金の増額となっています。同じく、2項児童福祉費、児童福祉総務費では、人事異動による職員減に対する事務補助員充当のための賃金計上。児童措置費では、児童手当の支給対象者の増加による増額。保育所費では、保育所入所児の増加に伴う保育士の賃金及び退職者補充の嘱託調理員の賃金の増額となっています。4款衛生費、1項保健衛生費、母子保健費では、妊産婦健康診査を10月以降の出産予定者から5回に増やすため、また当初の見込みより対象者が増加しているため、1,500万円の増額補正となっています。5款労働費、1項労働諸費では、シルバー人材センターにおいて剪定枝葉のチップリサイクル事業を行うことから、粉碎機にかかる費用として補助金を増額補正しています。10款教育費、4項社会教育費、女性センタールミナス費では、指定管理者である財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団にて給与規程の一部を変更し、増額されましたので、不足を生じたことから指定管理料を増額補正するものです。

歳入につきましては、歳出に伴う補正となっております。

審査は、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠

等、不明な点について確認いたしました。

本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第80号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。

本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25から日程第27まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第27、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第81号から議案第83号の審査における主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,060万5,000円の追加補正がなされております。

その主な内容は、歳出につきましては、1款総務管理費、1項レセプト完全電子化による委託料の増額及び団体負担金単価引き上げによる増額。2款保険給付費、4項出産育児一時金の対象者増による増額。5項葬祭費の増額。4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金の負担金の調整額の変更による増額。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費のデータ管理及び受診券の発行委託料の増額。2項レセプトの電子化に伴う審査体制の充実のための1名増員分の委託料の増額。11款諸支出金、1項平成19年度の精算返還金の計上。

以上でございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の過年度分の追加交付金。6款県支出金、2項2目県財政調整交付金の追加交付金。9款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計でも報告しましたが、出産育児一時金の増額補正に伴う法定繰出金の繰り入れでございます。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご報告します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ780万8,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては1款総務費、1項総務管理費の職員給与費については、職員の1名増員による人件費の増額で、歳入につきましては、3款繰入金で、歳出の人件費分を一般会計より繰り入れたということです。

執行部の補足説明を終わり、質疑はなく、討論において後期高齢者医療特別会計については、3月議会以降関連の条例等には反対していたが、今回の部分は職員の人件費だけなので、制度自体にはあくまでも廃止を求める立場であるけれども、本提案の部分については賛成するという討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員全員一致で議案第82号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,574万4,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳入につきましては、7款繰越金、前年度の純繰越金として5,574万4,000円、歳出につきましては、1款総務費、庶務関係費で返還金468万6,000円、7款基金積立金では歳入から1款の額を差し引いた残りを介護給付費支払準備基金積立金として5,105万8,000円を計上しています。

執行部からの説明を終わり、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第81号から議案第83号のご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第81号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第82号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時54分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第82号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」通告がおりますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第82号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ですが、先ほど委員長報告の中でもありましたけども、この間一貫して後期高齢者医療制度に関する条例、補正予算等には特別会計のほうには反対してきておりますけども、今回提案されております部分は、市役所で関連業務に従事しておられます職員の方の件費だけしか計上されておられませんので、本提案の部分については賛成いたしますけども、あくまでもこの後期高齢者医療制度は廃止を求める立場だというのは揺らぐことはないということだけ一言述べさせていただいて賛成の表明といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この職員1名増員というのは、事務が大変だと思います。10月から社会保険や市の職員の共済組合に入っている方々の年金天引きが始まります。当然減額して猶予期間もあるわけですが、こういう実務をするために職員を配置せざるを得ないと。しかもまた、行政としても本当にこの後期高齢者医療問題については事務の煩雑といいますか、新たに舛添厚生労働大臣が次期国会で後期高齢者医療制度を老人医療制度にまた戻したいというような発言もされております。大変、私ども参議院で4党でこの後期高齢者医療制度反対をする法案を出してございまして、昨日麻生さんがこの福岡から総理に選ばれて、国会の中で論議をされると思うんですが、本当に後期高齢者医療制度をもとに戻すこと、それが一番必要です。ただ、この職員1名というのは、そういう年金天引きのためにこの事務の必要性があって、大変なさまざまな事務があるために給与を追加ということで所管委員会で同じ会派が賛成をしておりますので、私も同意をせざるを得ません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時58分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時59分〉

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第28と日程第29を一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第28、議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第29、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」一括してその主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第84号について、今回の補正内容は、水城浄水場老朽化に伴い、地上工作物、金属部分を撤去するための固定資産除去費として1,495万1,000円を増額補正するものと説明がありました。

本案に対して、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第84号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号についてです。

補正の内容は、四王寺林道の中にあるし尿処理運搬業者の施設が下水道整備されていないため、事務所のところまで220m管渠を延伸するもので、委託料と工事請負費の合計1,600万円を増額補正し、財源については建設企業債を95%充てるとの説明がありました。

委員からは、当初なかった予定が入ったのか、また工事期間はどのくらいになるのか質疑がありました。この業者の所在地は、汚水の整備地域になっており、本年度当初予算に計上してなかったが、現地で事務所から石けん水等流れているのを確認したので、林道や河川の水質汚濁を防止するために整備を行うものであること、工事は年内に完成予定をしているとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第85号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第84号及び議案第85号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第84号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第30、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本請願につきましては、6月議会におきまして継続審査となっております案件です。

本請願に対する協議におきましては、本請願は平成18年度の経常収支比率が100.9%と上昇傾向にあったので、平成19年度の決算状況を確認した上で判断したいということであった。平成19年度の報告によると、財政の健全化判断比率はいずれも良好な数字を示しており、今後も継続的な予算確保が可能と考えられるとの意見が述べられました。

協議を終わり、討論はなく、請願第2号については、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 本件に関しましては、公明党といたしましても非常に苦慮いたしましたが、5回にすることとはもともと我が党も市のほうに申し入れをいたしておりましたので、この回数に関することに関しましては本件に関してももちろん賛成の立場でありましたが、今回環境厚生常任委員会で1回継続審議となり、今回全会一致でこの請願賛成されましたので、それを尊重して公明党としても本案は賛成をさせていただきたいと、そのように思っております。

しかしながら、まだ回数は5回であります。今回、舛添大臣も14回まではぜひやっていただきたい旨を全国に発信をされております。あくまでも5回は通過点であり、最小限度の回数であり、我々はあくまでも14回を勝ち取るまで戦いを進めていきたい、このことを申し述べて賛成討論とかえさせていただきます。

以上。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第31、意見書第4号「太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第4号の審査における内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第4号については、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時11分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第32、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、審査内容と結果を報告します。

この意見書について委員に意見を求めたところ、税源移譲がなされていない中、地方自治体の財政は大変厳しいものがあるので、ぜひ意見書を提出すべきだとの意見がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第5号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第33 意見書第6号 市民生活の利便性確保に関する意見書**

○議長（不老光幸議員） 日程第33、意見書第6号「市民生活の利便性確保に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番小柳道枝議員。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） 意見書第6号「市民生活の利便性確保に関する意見書」。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

なお、提出者は私、小柳道枝、賛成者、佐伯修議員、同じく大田勝義議員でございます。

昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は政府出資100%の日本郵政株式会社のもとに4つの株式会社に民営分割化され、約1年が経過いたしました。

郵政民営化関連法律では、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期することと定められています。

しかしながら、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便時間外窓口業務の廃止、ポスト取り集めの一時廃止、送金決済サービスなどの大幅な料金値上げ、公共施設などに設置されているATM撤去など、市民生活において大きなサービス低下となっており、郵政民営化法に背く内容だ、将来今までどおり郵便局が利用できるのかといった地域住民からの不安の声が多く寄せられています。

よって、国においては、郵便局で今までと同様のサービスが変わらず受けられるよう、民営化後のユニバーサルサービスを確保、充実させ、市民生活にとっての重要なライフライン、国民にとってのセーフティーネットが維持されるよう必要な措置を講じることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 済みません。この意見書の下段のほうにあります、よって、国においては郵便局で今までと同様のサービスが変わらず受けられるよという内容がありますが、これについては、今後行われるであろうと予想されてます株式上場等に伴いまして委託料の減額などによってその郵便サービス事業がサービスの低下が起こらないよというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○10 番（小柳道枝議員） ただいま渡邊議員がありましたように、そのよにとらえております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13 番（清水章一議員） 賛成の立場で討論させていただきます。

昨日自民党と公明党が連立政権の合意を交わしました。その合意文書の中に、公明党といたしましても自民党さんのほうに申し入れたわけですが、郵政三事業の改善をうたっております。ユニバーサルサービスの確保、利便性の向上等を図るための改善を行う、こういう合意文書を盛り込みました。よって、ここにあります市民生活の利便性確保に関する意見書について、我々公明党としても賛成をいたしますし、これからの改善に関しまして、我々も努力をしていきたい、こういうぐあいに決意をいたしておりますので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第34、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第35 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成20年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成20年度太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年11月21日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 佐伯修

会議録署名議員 村山弘行